

令和元年度



伊予侘苺



篤山椿

西条市環境報告書



西条市

環境部 環境課・衛生課



小松姫

令和元年度版
西条市環境報告書

目 次

第1章 総論

1. 西条市の概況	1
(1) 地勢	
(2) 気候	
(3) 人口	
(4) 産業	
2. 環境行政の体制	2
(1) 市の行政組織	
(2) 環境基本条例	
(3) 環境基本計画	
(4) 西条市環境審議会	

第2章 各種施策の実施状況

1. 環境教育	5
2. 水環境	8
3. 自然環境	11
4. 生活環境	12
5. 社会環境	18
6. 地球環境	19

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定	25
2. 水質	27
3. 大気	63
4. 騒音	78
5. 振動	91
6. 悪臭	96
7. 土壌	99
8. ダイオキシン対策	100
9. 廃棄物	102

第 1 章 総 論

1. 西条市の概況

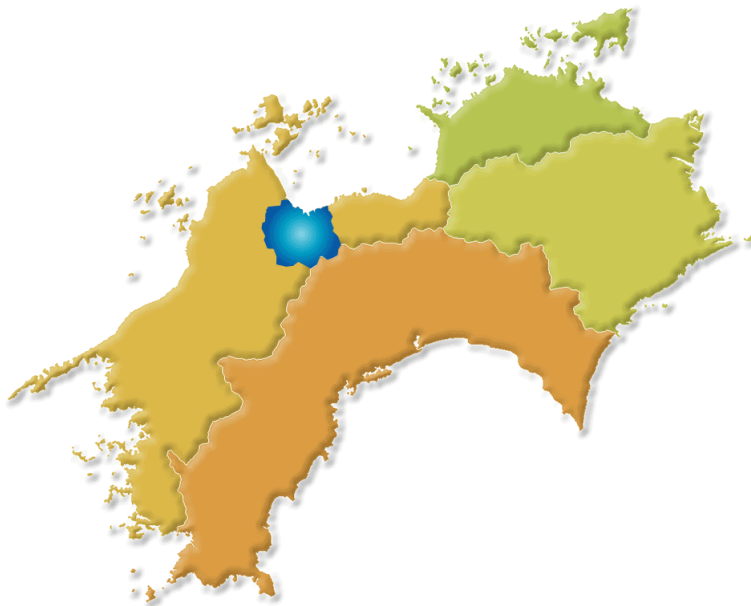
(1) 地勢

本市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域で、瀬戸内海（燧灘）に面しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、本市の南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県内有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊かな水資源を供給しています。

本市の総面積は 510.04 km² で、可住地はそのうち約 30% にあたる 155 km² で、残りは林野となっています（令和元年 10 月 1 日現在）。



(2) 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16℃前後、また年平均降水量は年ごとに変動はありますが、過去 10 年平均 1,600mm 程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

第1章 総論

(3) 人口

住民基本台帳人口は、令和2年3月末日現在108,654人で、大きな変化はみられませんが、減少傾向にあります。

(4) 産業

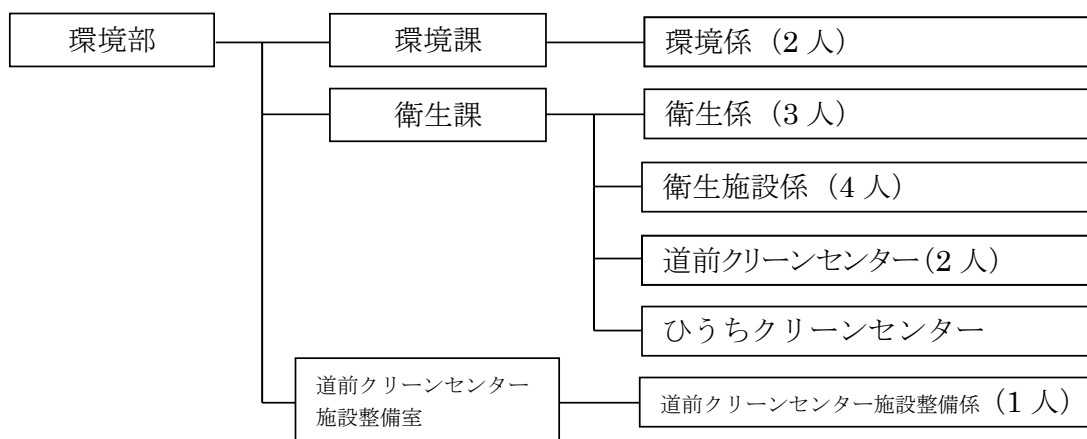
第1次産業は、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・果樹・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に優れた集積を有しており、地域経済の基幹となっていますが、その一方で第3次産業については、都市規模に対してやや機能が弱い状況にあります。

2. 環境行政の体制

(1) 市の行政組織（令和2年3月31日現在）

《 本庁 》



《 総合支所 》

東予総合支所	——	市民福祉課	——	生活環境係 (3人)
丹原総合支所	——	市民福祉課	——	市民福祉係 (2人)
小松総合支所	——	市民福祉課	——	市民福祉係 (2人)

※係等の職員数は、正規職員数（再任用職員を含む。）

(2) 環境基本条例

西条市環境基本条例は、平成18年12月28日に施行されました。本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務等を掲げています。

(以下、公布の際の一文を抜粋)

私たち西条市民は、自然に恵まれた環境に感謝し、一人ひとりの自覚の下に協働してパートナーシップを築き、豊かな環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生きものが共生できる恵み豊かな西条市を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、この条例を制定します。

(3) 環境基本計画

西条市環境基本計画は、平成19年3月に策定されました。西条市の環境面での将来像及びその実現のための基本目標や施策の方針等を定めるもので、市の最上位の計画である「西条市総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。「西条市環境基本計画」の期間は、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んできました。平成29年3月には後継計画として第2期西条市環境基本計画が策定されました。第2期西条市環境基本計画の期間は平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んでいきます。

(4) 西条市環境審議会

市町村における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第44条の規定により、「西条市環境審議会」が平成6年8月1日に設置されました。

西条市環境審議会の平成17年度以降の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 西条市環境審議会開催状況

年 月 日	審 議 会 開 催 内 容
平成19年3月26日	西条市環境基本計画(案)について
平成19年7月30日	管理型産業廃棄物最終処分場の増設について
平成23年9月9日	PVG Solutions 株式会社西条工場建設に伴う環境保全協定について
平成23年9月9日	株式会社ガルバ興業の工場建設に伴う環境保全協定について
平成28年4月19日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 計画段階配慮書について
平成28年9月30日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 方法書について
平成28年10月19日	第2期西条市環境基本計画(案)について
平成29年7月18日	産業廃棄物処理施設設置等事前協議書について

第1章 総論

平成30年5月28日	西条発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書について
令和元年5月27日	四国電力株式会社西条発電所1号機リプレースに伴う公害防止協定書の改定について

第2章 各種施策の実施状況

1. 環境教育

基本目標

みんなで学び・考え、地域で取り組むまち



(1) 各種施策の実施状況

計 画 指 標	策 定 時 (平成 26 年度)	令和元年度実績	目 標 値 (令和 8 年度)
環境に関する出前講座の回数	8 回	10 回	10 回

◇ 自然観察会等の実施

普段身近に感じている西条の自然を観察することによって西条市の自然の良さを感じ、郷土の自然を誇りに、また大切に思う気持ちを養うため、「自然観察会」を6月、9月、12月の3回開催しました。

表 2-1 自然観察会実施状況

	実施日	テーマ	場 所	講 師	参加者
第1回	6月29日 (土)	干潟の生きものを観察しよう	加茂川河口 龍神社 (禎瑞)	光澤 安衣子 氏 (西条自然学校)	22 人
第2回	9月28日 (土)	コケを観察しよう	西山興隆寺 (丹原)	岩田 和鷹 氏 (西条自然学校)	9 人
第3回	12月7日 (土)	カモ類や小鳥を観察しよう	高須海岸 (高田)	山本 貴仁 氏 (西条自然学校)	22 人



〔第1回自然観察会の様子〕



〔第2回自然観察会の様子〕



〔第3回自然観察会の様子〕



夏休みを利用して、水と親しみ、川に棲む水生生物を調査することにより、きれいな水の大切さ、自然の営みや生命の不思議さなどを体験していただくため、「水と親しむ青空教室」を実施しました。

表 2-2 水と親しむ青空教室実施状況

実施日	内 容	場 所	参加者
7月25日 (木)	水生生物の 観察	加茂川トリム公園	6人



〔青空教室の様子〕

◇ 環境に関する出前講座の実施

環境に関する市の取組を紹介する出前講座等を行いました。

表2-3 環境に関する出前講座実施状況

日付 時間	場 所	主 催 者	対象者 人数	担当課 氏名	区 分	内 容 詳細
6月6日(木) 19:30～20:30	東予総合福祉 センター	西条市連合自治 会	西部地域新自治会長 46名	衛生課 河端 孝志、戸田 光文	ごみ	西条市のごみの現状、ごみの減量と、ごみの正しい出し方
6月13日(木) 14:40～15:30	西条高校	西条高校	西条高校生 20名	環境課 吉本 聡使	複合	
6月13日(木) 19:30～20:30	西条市役所本 庁	西条市連合自治 会	東部地域新自治会長 114名	衛生課 戸田 光文	ごみ	西条市のごみの現状、ごみの減量と、ごみの正しい出し方
7月9日(火) 9:25～10:10	大町小学校	大町小学校	小学3年生 103名	環境課 吉本 聡使	水	西条市の水のお話し
7月31日(水) 19:00～21:00	紺屋町dein	個人	西条の水への意 識が一定以上ある 男女 18名	環境課 日和佐 楓	水	西条市の水のお話し
9月24日(火) 10:30～11:45	多賀小学校	多賀小学校	小学4年生 40名	環境課 吉本 聡使	水	西条市の水のお話し
10月2日(水) 9:20～10:05	吉岡小学校	吉岡小学校	小学3・4年生 54名	環境課 吉本 聡使	水	西条市の水のお話し
10月8日(火) 10:25～11:10	吉井小学校	吉井小学校	小学4・5年生 47名	環境課 吉本 聡使	水	西条市の水のお話し
10月24日(木) 13:00～14:00	西条鉄工 団地協同組合 (西条市港)	西条鉄工団地 協同組合	中国人技能実習生 8名	衛生課 戸田 光文	ごみ	西条市のごみの現状、ごみの減量と、ごみの正しい出し方
12月13日(金) 10:20～11:05	石根小学校	石根小学校	6年生 16名	環境課 日和佐 楓	自然	西条市の生きもののお話し

2. 水環境

基本目標

豊かで清らかな水環境を大切にすまち



(1) 各種施策の実施状況

計 画 指 標			策 定 時 (平成 26 年度)	令和元年度実績	目 標 値 (令和 8 年度)
地下水の保全に関する条例を 全市域に適用			旧西条市域	旧西条市域	全市域に適用
地下水年報の発行			発行	発行	発行
家庭用井戸水の水質基準達成 (一般項目)			86/89 地点	91/92 地点	達 成
下水道の整備	供用面積 処理人口 普及率		1,710.84ha 64,351 人 57.3%	1,811.45ha 64,702 人 59.5%	2,191.1ha 64,100 人 60.3% ※2
公共用水域の 環境基準 達成地点数 ※年 2～4 回測 定しているう ち、1 回でも基 準を超えてい たら、その地点 は未達成とみ なす。	河 川	pH	17/17 地点	16/17 地点	環境基準の達成
		DO	16/17 地点	16/17 地点	
		BOD	13/17 地点	13/17 地点	
		SS	17/17 地点	17/17 地点	
		大腸菌群数	0/16 地点	4/12 地点	
	湖 沼	pH	2/2 地点	2/2 地点	
		DO	1/2 地点	2/2 地点	
		COD	2/2 地点	1/2 地点	
		SS	0/2 地点	0/2 地点 ※台風通過 4 日後採水	
	海 域	pH	11/11 地点	11/11 地点	
		DO	5/11 地点	8/11 地点	
		COD	4/11 地点	3/11 地点	

※公共用水域（河川）の環境基準達成については、全測定地のうち、環境基準の類型が AA 及び A の地点のみ抽出した。

※2 令和 4 年度計画値による。

◇ 下水道整備事業の推進

各種補助金・交付金を活用しながら、下水道施設の整備促進に取り組んでいます。

◇ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、西条市浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

表 2-4 浄化槽設置整備事業補助金交付実績 (単位：基・円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
5 人 槽	137(1)	111(1)	138(1)	136(3)	116(3)	115(0)
7 人 槽	26(0)	23(0)	28(0)	19(2)	15(0)	15(0)
10 人 槽	9(0)	6(0)	6(0)	6(0)	3(0)	9(0)
11～20 人槽	1	0	1	0	0	0
21～30 人槽	0	0	0	2	0	0
31～50 人槽	0	1	1	0	0	0
合 計	173(1)	141(1)	174(1)	163(5)	134(3)	139(0)
補助金額	88,361,000	72,939,000	89,454,000	79,796,000	33,061,000	26,980,000

注：() 内数値は、加茂川水系山間部設置基数を再掲

◇ 地下水年報の発行

平成 19 年度から、市内の地下水に関する測定結果の情報を公表するため、「地下水年報」を発行しています。令和元年度末現在、市内 24 地点での地下水位測定結果、92 地点での地下水水質調査結果、地下水使用量、地下水の保全に関することなどを掲載しています。

◇ 地下水調査の実施及び地下水の情報等の公表

ホームページ「水の歴史館」にて、水に関する様々な情報を提供しています。その中で、家庭の井戸水の水質調査や地下水位の調査の結果等、水にまつわる暮らしや生きもの等についても適宜更新しています。

URL <https://www.city.saijo.ehime.jp/site/mizunorekishikan/>

◇ 地下水法システム研究会

地下水を恒久的に保全するために、市民共通の財産として位置付け、保全管理計画及び条例による保全のあり方や市民への周知方法などを検討する地下水法システム研究会を設置しています。

また、平成21年3月に地下水に関する市民意識調査（無作為抽出、市民5,000人）を行い、2,039人から回答（回答率40.8%）を得ました。

更に、平成21年8月から平成22年10月にかけて地下水（生活用水）に関する市民意識調査（市内の地下水がある地域34,182世帯）を行い、30,806世帯から回答（回答率90.1%）を得ました。

この調査結果及び道前平野地下水資源調査結果を基礎資料とし、地下水保全に向けた基本理念や法制度の仕組みを検討しています。

平成29年8月には西条市地下水保全管理計画を策定し、平成30年1月には「地下水フォーラム2018～西条の地下水を未来に～」、平成31年3月には「地下水シンポジウム2019～“当たり前”の価値を問い直し、未来へつなぐ～」を開催しました。

令和元年度からは、令和4年4月施行に向けて、現行の西条市地下水の保全に関する条例の見直しを行っています。

◇ 河川の清流を守る協議会の構成メンバー、河川清流愛護員の委嘱及び任命

平成25年7月、河川の清流を守る条例の第24条で掲げられている“河川清流愛護員”を10名委嘱しました。令和元年3月現在では8名を委嘱しています。愛護員からは河川の水量、生きもの、補修箇所などの情報が挙げられています。また、広く関心を持ってもらうため、市民からの募集を継続しています。

同条例第23条による“河川の清流を守る協議会”については、未構成となっています。

◇ 清流保全のための施策の推進、普及啓発

平成23年度より水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃しています。参加者数は合計で約800人、集まったごみの量約10tとなり、市内の河川が美しくなりました。



[西条図書館付近]



[はたるの里付近]

3. 自然環境

基本目標

石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然と共生するまち



(1) 各種施策の実施状況

◇ 巨樹調査の実施

平成 18 年度から環境サポーター自然グループのメンバーで巨樹調査を行ってきました。巨樹調査は、これまでの文献等からの巨樹だけに限らず、古木や名木をリストアップする文献調査を行い、そのうち巨樹と定義されるものについても現地調査を行ってきました。

こうした巨樹調査の結果、平成 21 年度には[西条の巨樹] を刊行しました。



4. 生活環境



基本目標

健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち

(1) 各種施策の実施状況

計 画 指 標			策 定 時 (平成 26 年度)	令和元年度実績	目 標 値
各環境基準の達成	大気	二酸化硫黄	達成	達成	環境基準の達成
		達成地点数	8/8 地点	8/8 地点	
		1 時間値の平均達成率	100%	100%	
		1 日平均値の平均達成率	100%	100%	
		浮遊粒子状物質	未達成	達成	
		達成地点数	7/8 地点	8/8 地点	
		1 時間値の平均達成率	99.9%	100%	
		1 日平均値の平均達成率	99.9%	100%	
	騒音	二酸化窒素	達成	達成	
		達成地点数	2/2 地点	2/2 地点	
		1 時間値の平均達成率	100%	100%	
		光化学オキシダント	未達成	未達成	
		達成地点数	0/2 地点	0/2 地点	
		1 時間値の平均達成率	91.2%	92.8%	
		微小粒子状物質 (PM2.5)	未達成	未達成	
		達成地点数	0/2 地点	1/2 地点	
		1 日平均値の平均達成率	93.4%	99.9%	
	騒音	放射線量	達成	達成	
		達成地点数	8/8 地点	8/8 地点	
		環境騒音	達成	達成	
		昼間達成地点数	7/7 地点	6/6 地点	
		夜間達成地点数	7/7 地点	6/6 地点	
		交通騒音	未達成	達成	
		昼間達成地点数	5/5 地点	5/5 地点	
		夜間達成地点数	4/5 地点	5/5 地点	
	騒音	自動車騒音常時監視	未達成	達成	
		達成地点数	1/3 地点	3/3 地点	

	振動	交通振動 昼間達成地点数 夜間達成地点数	達成 5/5 地点 5/5 地点	達成 5/5 地点 5/5 地点	環境基準の 達成
	悪臭	西条浄化センター	達成	達成	

計 画 指 標	(現状値平成 26 年度)	令和元年度実績	目 標 値
1 人当たりのごみ排出量	687g/日	654 g / 日	649 g/日 (R1 年度※)
再資源化率	10.6%	8.9%	22% (R1 年度※)
最終処分量	10,440 t	8,000 t	8,134 t (R1 年度※)
ダンボールコンポスト 講習会の回数	5 回/年	3 回/年	10 回/年 (R8 年度)

※ 平成 25 年度の現状値を基に西条市総合計画（2 期）が平成 26 年度に策定され、その中で 1 人当たりごみ排出量とリサイクル率の目標値を設定しました。なお、最終処分量については、平成 25 年度から平成 28 年度までの数値を基に令和元年度の推計値を算出し、目標値としました。

県下でも大変多い 1 人 1 日あたりのごみの量の削減に向けて、設定された目標値を達成するため、ダンボールコンポストの普及などの様々な啓発活動などを行うとともに、分別の強化などに取り組みましたが、目標年度の令和元年度時点で目標を達成したのは最終処分量のみでした。今後ともごみ減量及びリサイクル率の向上を目指します。

➤1 人当たりのごみ排出量

昨年度とほぼ横ばいでした。

➤再資源化率

ごみステーションでの資源ごみの抜き取り者の取り締まりを可能な限り行うほか、職員がごみステーションに立つなどして、意識啓発に取り組みましたが、平成 28 年度からは下降傾向が続いており対策が求められています。

➤最終処分量

昨年度からは減少しましたが、目標達成のため、剪定木の資源化、分別の推進による最終処分量の減少を検討しています。

◇ 環境保全協定（公害防止協定）の締結

環境保全協定（公害防止協定）は、地方公共団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を、相互の自発的な合意形成により対等関係で締結するものです。これは法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有力な手段として定着しています。

令和2年3月末日現在、市は18の事業所と環境保全協定等を締結しています。

→詳細は「環境保全業務資料集」参照

◇ 生活環境項目の監視

快適な生活環境の保全のため、大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ダイオキシン・放射線の項目について、年間を通じて監視・調査を行っています。なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「第2次一括法」という。）による法の改正によって、平成24年度から騒音・振動・悪臭については市が規制地域を指定するようになりました。

→各環境項目測定結果の詳細は「環境保全業務資料集」参照

◇ 一般廃棄物の排出・処理状況

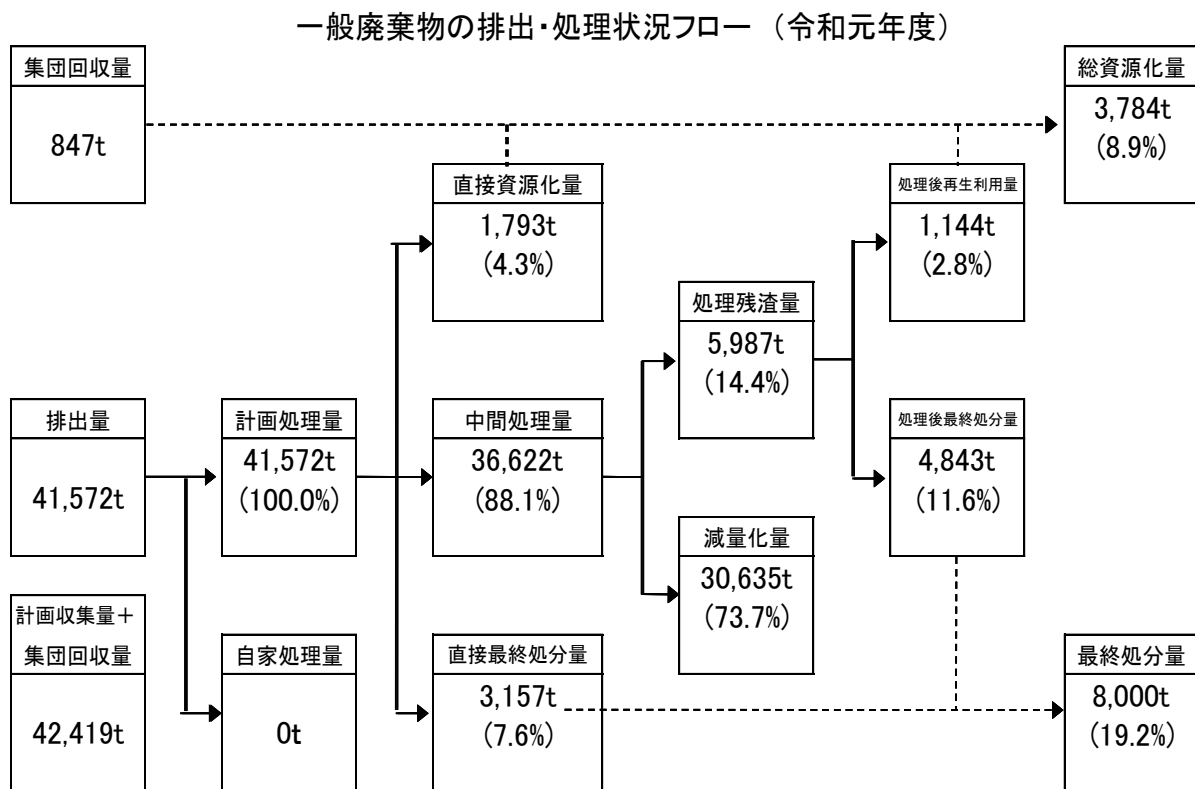
令和元年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図2-1に示すとおりです。

総排出量（集団回収含む）は42,419tで、再生利用された総資源化量は3,784t、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は8.9%となっています。

中間処理による減量化量は30,635tで、計画処理量の73.7%が減量化されており、計画処理量の19.2%にあたる8,000tを埋立処分しています。

焼却施設である道前クリーンセンターでは、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、暖房や給湯を行うなど、廃棄物をエネルギー資源として有効活用しています。

図2-1 ごみ処理フロー



※古紙類、ガラスビン、乾電池を直接資源化ごみとした。

家庭系のごみ処理量は図2-2のように推移しています。平成16年度から1人1日当たりごみ量は減少傾向にあり、19年度には700g/日を下回りました。令和元年度は1人1日当たり654gのごみを排出しています。

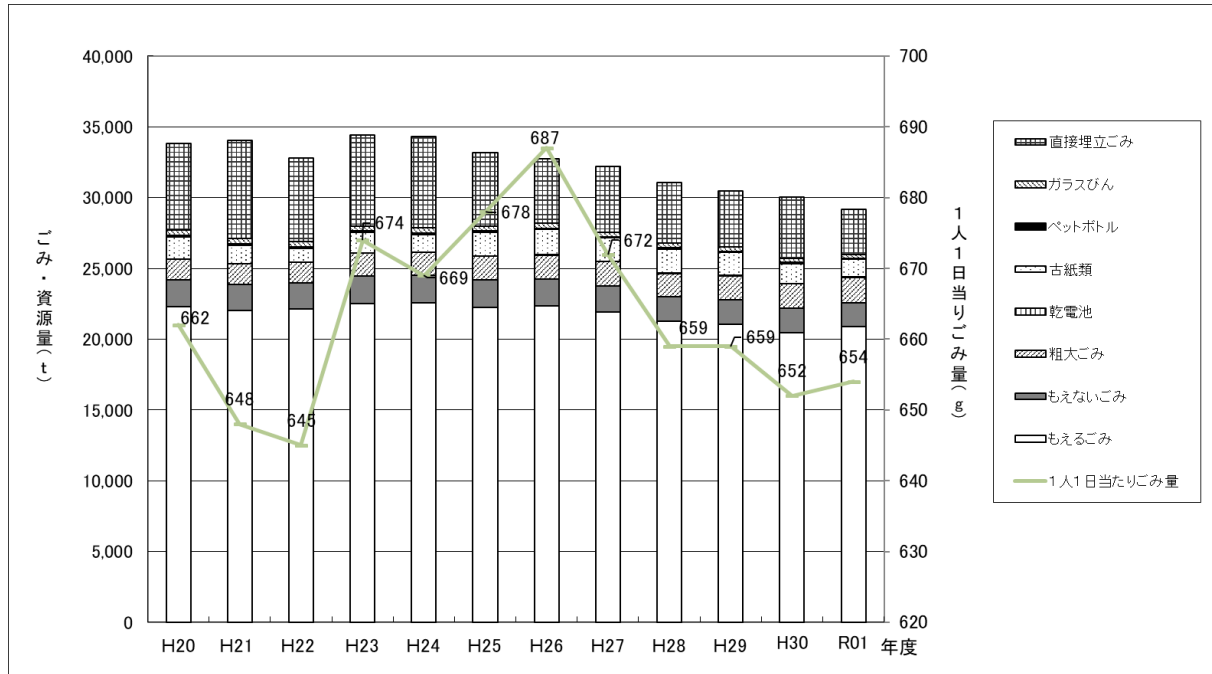


図2-2 ごみ処理量の推移（家庭系）

◇ 生ごみ処理機等の補助

各家庭等から排出される生ごみの減量、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図るため、市内に住居を有する家庭の生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の設置費に対し、西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金を交付しています。

表2-5 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金交付実績

区分 年度	生ごみ処理容器		生ごみ処理機		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H26	40	93,200	18	314,200	58	407,400
H27	32	72,200	16	319,000	48	391,200
H28	44	107,700	16	296,700	60	404,400
H29	27	71,800	11	220,000	38	291,800
H30	31	75,900	11	177,500	42	253,400
R1	19	48,400	16	292,200	35	340,600

生ごみ処理容器：1家庭2個以内。1個につき3,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

生ごみ処理機：1家庭1個。1個につき20,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

◇ 資源リサイクル活動奨励補助金

市民の自主的な資源リサイクル活動を奨励し、ごみの減量及び資源化を推進するため、リサイクル活動を実施する市内の市民団体に対し、西条市資源リサイクル活動奨励補助金を交付しています。

表2-6 資源リサイクル活動奨励補助金交付実績

	登録団体数	回収量（t）	補助金額（円）
H26	72	1,248.54	4,994,167
H27	65	1,180.26	4,721,036
H28	69	1,122.24	4,488,941
H29	70	1,034.95	4,139,796
H30	73	948.21	3,792,850
R1	72	847.14	3,388,564

5. 社会環境

基本目標

安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち



(1) 各種施策の実施状況

◇ 間伐材による木製ダムの設置 (林業振興課)

平成18年度より、木製ダムの調査研究事業に取り組んでいます。これは、平成16年度の台風災害の原因の1つが、山林の荒廃による土石流、流木の発生によるもので、いかに山を健全化させるかが今後の重要な課題となっているためです。

適切な間伐の実施、それにより発生した間伐材を用いての小型のダムの設置により、間伐の促進による山の保全と、自然環境の保全が同時になされるよう取り組んでいます。

(2) 各種取組の状況

◇ さいじょうまち美化パートナー制度の紹介、活動団体・活動区域の公表

ホームページにてまち美化パートナーの現在の活動団体とその区域を公表しています。環境サポーターがまち美化を広げるため市内事業所を訪問し、活動を進めたり、イベント等でチラシを配布したりする活動を行いました。

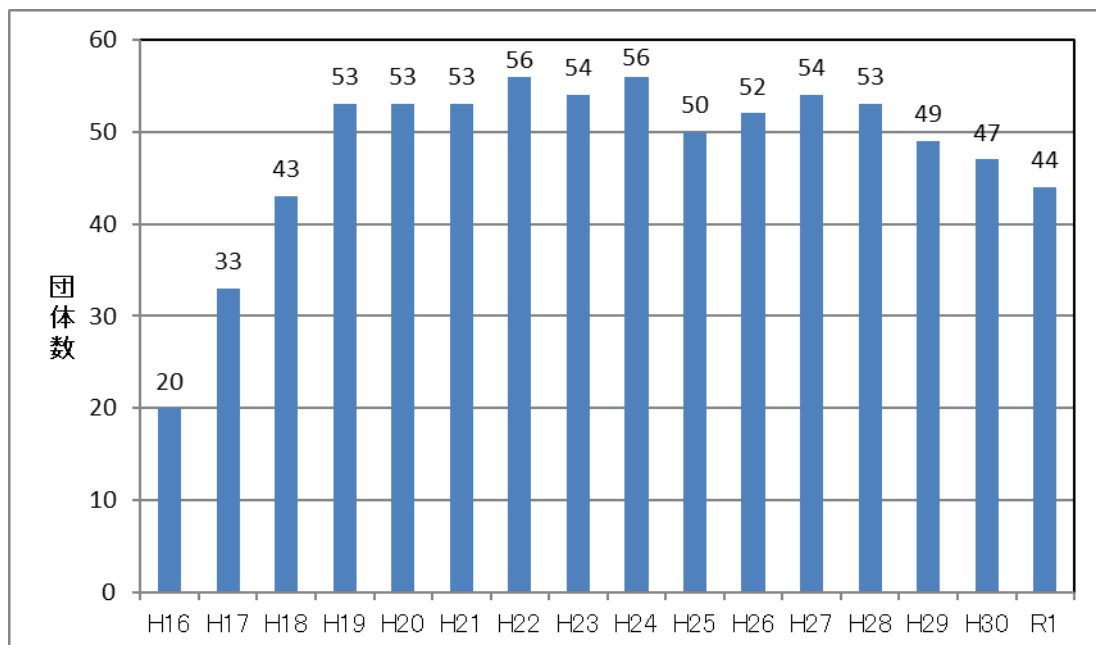


図2-3 まち美化パートナー登録数の推移

◇ さいじょうまち美化パートナーの活動推進

まち美化パートナー制度については、普及啓発を継続し、まち美化の輪を広げていきたいと思っています。

6. 地球環境

基本目標

低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時 (平成26年度)	令和元年度実績	目標値 (令和2年度)
市の事務・事業から発生 する温室効果ガスの削減	職員の取組	21,204t-CO ₂ — (H27年度※1)	20,930t-CO ₂ 1.3%減	20,356t-CO ₂ H27年度比で 4%削減
	ごみ処理	9,366 t-CO ₂ — (H27年度※1)	16,490t-CO ₂ 76.1%増	8,710t-CO ₂ H27年度比で 7%削減
新エネルギー等関連設備導入促進事業 補助金年間補助実績		161件 (H27年度※2)	139件	150件

※1 西条市第3期地球温暖化実行計画

※2 平成27年度より「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業」から「新エネルギー等関連設備導入促進事業」に変更。

◇ CO₂ダイエット5年計画の実践

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、平成17年度から地球温暖化対策実行計画を実践しています。第2期地球温暖化対策実行計画は、平成23～27年度で計画期間の5か年が終了しました。平成28年度以降についても継続実施を行うため、削減目標等を見直した第3期地球温暖化対策実行計画を策定しました。

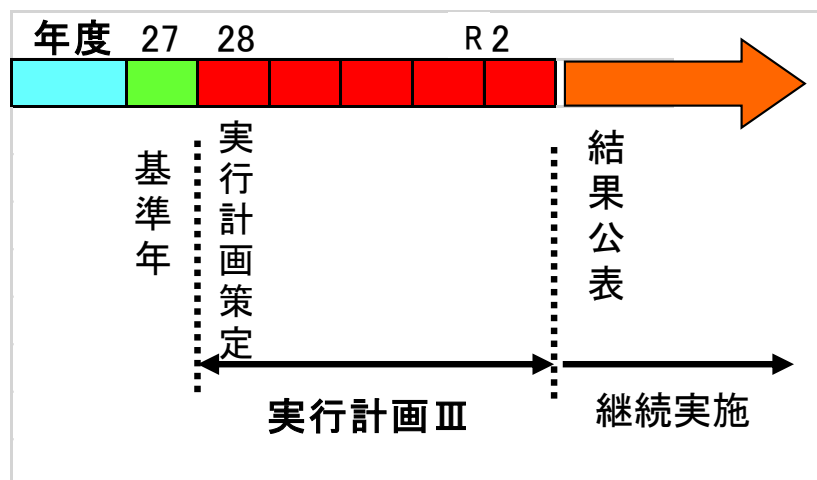
図2-4 CO₂ダイエット5年計画のスケジュール

表2-7 排出源別温室効果ガス排出量（削減対象施設）

		単位:t-CO ₂						
排出源	基準年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	基準年からの 変化率	削減目標
職員の取組	ガソリン	289	288	262	262	252	-12.7%	
	軽油	72	77	88	87	77	6.7%	
	灯油	2,479	1,843	1,747	1,717	1,573	-36.5%	
	A重油	696	725	749	725	680	-2.3%	
	LPG	383	546	786	706	729	90.2%	
	電気	17,175	17,719	18,047	17,884	17,502	1.9%	
	CO ₂ 以外	110	112	103	103	117	6.9%	
	小計	21,204	21,310	21,782	21,485	20,930	-1.3%	-4%
ごみ処理	廃プラスチック	8,770	13,964	10,812	12,142	15,818	80.4%	
	CO ₂ 以外(ごみ)	596	588	645	633	672	12.8%	
	小計	9,366	14,552	11,458	12,775	16,490	76.1%	-7%
合計		30,570	35,862	33,240	34,260	37,420	22.4%	

※端数処理の関係により合計や率の計算が合わない場合があります。

削減対象施設の温室効果ガスは、道前クリーンセンターでごみ（廃プラスチック）を焼却することにより排出されるもの＝「ごみ処理」と、それ以外（施設での電気や燃料の使用など）から排出されるもの＝「職員の取組」の2つに分けて、削減目標を設定し、推移を見ていきます。

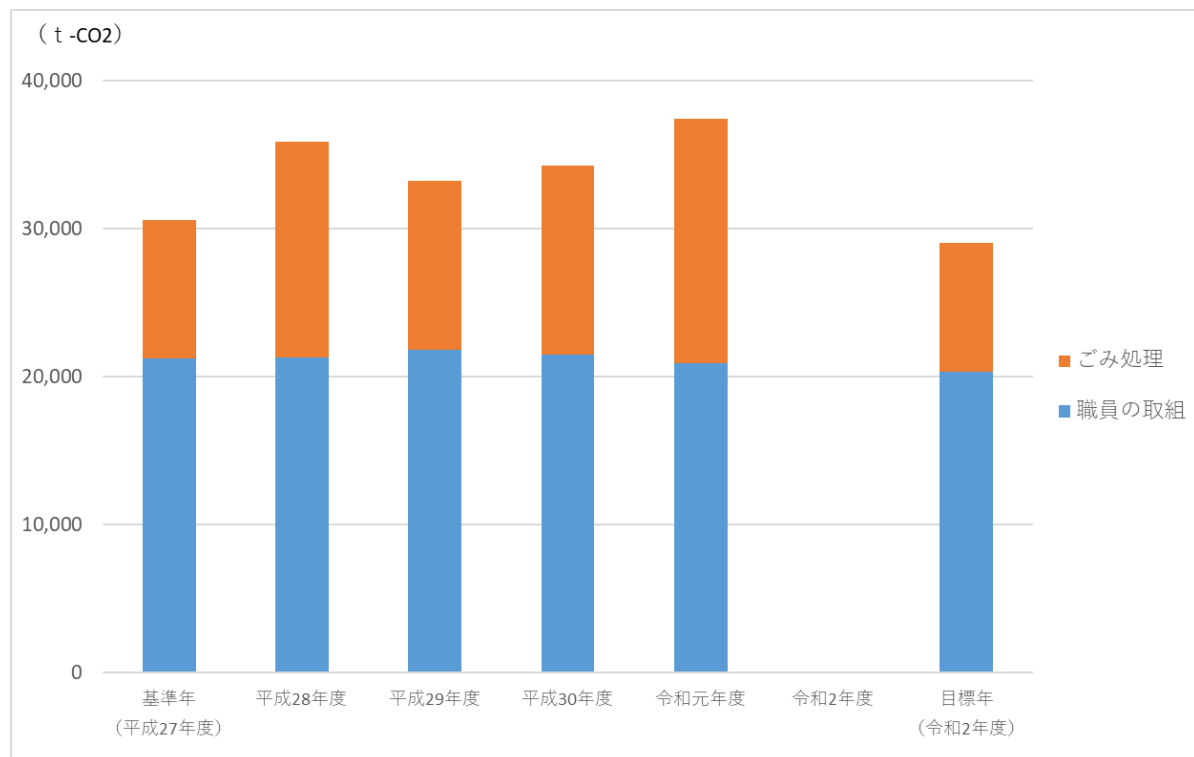


図2-5 削減対象施設における温室効果ガス排出量の推移

令和元年度はごみ処理に係る温室効果ガス排出量が、基準年に対して76.1%増加しました。これはごみに含まれる廃プラスチックの量が増加したためと考えられます。また、職員の取組により市の事務事業による排出量は、基準年に比べて、1.3%減少しました。結果、合計排出量は基準年に対して22.4%増加しました。

◇新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金（産業振興課）

環境に調和したまちづくりを推進するため、新エネルギー等関連設備を市内に設置する者に対して、補助金を交付しています。

太陽光発電システムは1キロワット当たり 20,000 円を乗じた金額（上限額は 80,000 円）、家庭用燃料電池（エネファーム）は導入金額の 10 分の 1（上限額は 200,000 円）、蓄電池は導入金額の 10 分の 1（上限額は 100,000 円）です。令和元年度は 139 件の補助を行いました。

◇ 廃食油の回収・BDF の使用

公共施設から出る廃食油を、BDF 精製可能な市内 3 業者に回収してもらい、うち 1 業者から精製された BDF を購入し、丹原学校給食センターの配送車で使用しています。

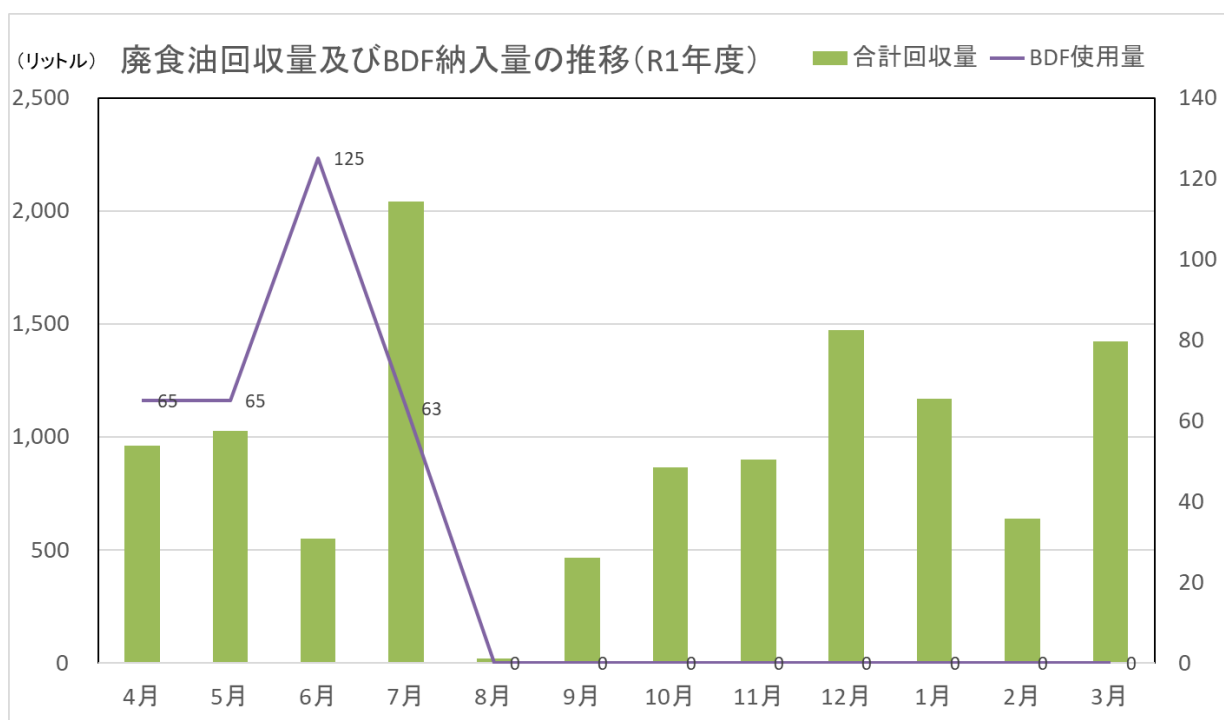


図 2-6 廃食油回収量及び BDF 納入量の推移（令和元年度）

令和元年度では、合計 318 リットルを軽油から BDF に変えたことで、削減された温室効果ガスの排出量は 833kg-CO₂（CO₂のみ）となっています。

平成 25 年度から家庭からの使用済み天ぷら油の回収を行っています。平成 25～令和元年度の回収実績は次表のとおりです。

表2-7 使用済み天ぷら油回収実績

単位：リットル

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
本庁	433	335	531	487	579	524	733	3,622
東予総合支所	211	443	498	561	532	631	708	3,584
丹原総合支所	150	318	346	418	441	530	101	2,304
小松総合支所	141	207	134	133	255	217	568	1,655
大町公民館	－	576	884	878	758	789	884	4,769
神拝公民館	－	116	153	178	240	184	217.5	1,088.5
三芳公民館	－	92	89	115	199	177	146	818
石根公民館	－	50	61	68	32	95	120.5	426.5
合計	935	2,137	2,696	2,838	3,036	3,147	3,478	18,267

令和元年度は約 3,478 リットルの使用済み天ぷら油を回収することができました。回収した天ぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製されます。軽油の代替燃料として使用されたとすると、約 9,193 キログラムの二酸化炭素を削減できたことになります。これは、杉 657 本が 1 年間に吸収する二酸化炭素と同じ量です。

◇ 酸性雨調査隊による酸性雨調査

平成 18 年度から西条市では市内の広い範囲で、一般の人でも参加できる酸性雨調査を実施しています。

一般から募集した希望者に、採集キットとパックテストを配付し、測定結果を報告してもらいました。令和元年度は市内 3 か所の調査結果が集まり、実施した調査についてほとんどが pH5.6 以下の酸性雨であったことが確認されました。

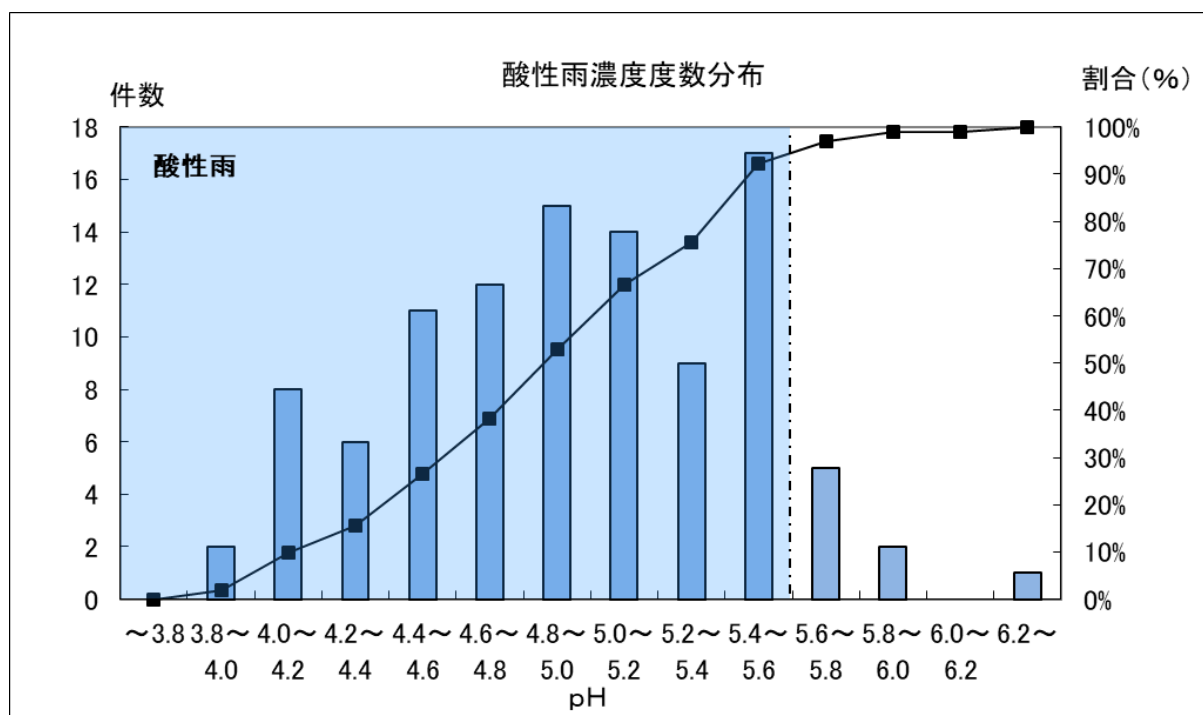


図 2-7 酸性雨濃度度数分布 (令和元年度)

酸性雨調査方法

1. 雨を採集するキットを雨が予測される日に外に出して、雨を採集
2. 採集した雨水を全量ビーカーに移して量を計る。なお、検査するには最低 10mL の雨が必要
3. pH (水素イオン濃度) 測定用パックテストで雨水の pH を計り記録用紙に記入する。

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定
2. 水質
3. 大気
4. 騒音
5. 振動
6. 悪臭
7. 土壌
8. ダイオキシン対策
9. 廃棄物

1. 環境保全協定

環境保全協定（公害防止協定）の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改正
環境保全協定	住友共同電力株式会社 壬生川火力発電所	昭和 45 年 3 月 4 日	昭和 48 年 4 月 13 日全部改正 昭和 52 年 6 月 1 日一部改正 平成 13 年 4 月 20 日一部改正 平成 22 年 6 月 4 日一部改正
公害防止協定	住友金属鉱山株式会社 東予工場	昭和 45 年 12 月 28 日	
環境保全協定	株式会社クラレ西条事業所 クラレ西条株式会社	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正 平成 11 年 8 月 31 日一部改正 平成 19 年 11 月 27 日一部改正
環境保全協定	四国電力株式会社 西条発電所	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正 令和元年 7 月 26 日一部改正
覚書	住友化学工業株式会社	昭和 50 年 3 月 24 日	
公害防止協定	愛媛鋳鉄工業団地及び各事業所	昭和 50 年 4 月 25 日	平成 17 年 7 月 1 日一部改正
公害防止協定	株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場	昭和 52 年 6 月 10 日	昭和 56 年 8 月 11 日全部改正 平成 17 年 11 月 15 日一部改正
公害防止協定	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場	昭和 52 年 11 月 21 日	
公害防止協定	四国鉄鋼株式会社	昭和 56 年 1 月 27 日	
公害防止協定	四国製造	昭和 56 年 1 月 27 日	
公害防止協定	花王サニタリープロダクツ愛媛株式会社	昭和 58 年 3 月 3 日	平成元年 9 月 26 日全部改正 平成 4 年 1 月 29 日一部改正 平成 7 年 8 月 21 日一部改正 平成 12 年 9 月 21 日一部改正
公害防止協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社小松工場	平成 3 年 5 月 13 日	平成 17 年 11 月 15 日一部改正
公害防止協定	東亜道路工業株式会社	平成 5 年 7 月 30 日	
公害防止協定	アサヒビール株式会社 四国工場	平成 9 年 2 月 10 日	平成 23 年 7 月 28 日一部変更 平成 29 年 1 月 16 日一部変更
環境保全協定	日鉄日新製鋼株式会社 東予製造所	平成 10 年 10 月 15 日	
環境保全協定	ルネサスセミコンダクタマニファクチャリング株式会社	平成 15 年 4 月 1 日	株式会社ルネサステクノロジ 西条事務所より承継
環境保全協定	ワタキューセイモア株式会社四国支店	平成 17 年 10 月 1 日	

環境保全協定（公害防止協定）の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改 正
環境保全協定	株式会社ガルバ興業 本社工場	平成 23 年 9 月 26 日	

2. 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定され、水質保全行政の目標となるものです。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に一律に適用され、カドミウム、全シアン等の 27 項目の基準が定められています。

一方、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準は、健康項目とは異なり、一律適用でなく、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、pH、BOD、COD 等の 9 項目について基準値が設定されており、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによって、各水域の環境基準が示されています。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等（27 項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	——
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	——
E	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	——
(備考) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。					

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日以上である人工湖）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	——
C	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	——

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	1.0 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。		

③ 海域

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) mg/L
A	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

(2) 公共用水域の水質調査

加茂川水系のうち、加茂川水域は河川の AA 類型、黒瀬ダムは湖沼の A 類型、中山川水系のうち、中山川水域甲（上流域）は AA 類型、中山川水域乙（下流域）は A 類型に指定されています。また、海域についても下表のとおり類型指定されています。

市内の公共用水域の水質調査は、河川は水質保全区域に指定している新町川水系、新川水系、御舟川水系、馬渕川・サラサラ川水系の 4 水系をはじめ、加茂川、中山川、渦井川及び市内中小河川の 61 地点で概ね年 4 回実施し、湖沼は黒瀬ダムのダムサイド西 500m とダムサイド西 1,600m の 2 地点で実施しています。また、海域は西条海域 7 地点及び東予海域 4 地点で実施しています。

市内の公共用水域の令和元年度調査結果は、類型指定されている水域においては、概ね環境基準を達成していますが、大腸菌群数については大半が環境基準を超過しており、また、類型指定されていない水域においても、大腸菌群数が高い数値を示しています。生活排水による汚濁負荷量削減のため、引き続き下水道等の整備を推進していく必要があります。

水質環境基準の類型指定状況

① pH、COD 等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
加茂川 水 系	加茂川水域	AA	イ	昭和 51 年 6 月 25 日 愛媛県告示第 677 号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川 水 系	中山川水域甲	AA	イ	
	中山川水域乙	A	イ	

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内のできるだけ早い時期に達成

② 全窒素、全りん

水域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成 9 年 4 月 25 日 愛媛県告示第 843 号

公共用水域水質測定結果総括表

ア 河川

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群数(MPN/100mℓ)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均
加茂川	兎之山橋	AA	7.3 ～ 7.7	0 / 4	8.6 ～ 10.8	0 / 4	9.8	0.5 ～ 1.6	3 / 4	1.2	< 1 ～ 16	0 / 4	5	79 ～ 2,400	4 / 4	870
	東宮東	AA	7.8 ～ 7.9	0 / 4	8.8 ～ 11.8	0 / 4	10.0	< 0.5 ～ 1.0	0 / 4	0.8	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	23 ～ 700	1 / 4	200
	船形橋下	AA	7.6 ～ 8.0	0 / 4	9.2 ～ 11.8	0 / 4	11.0	0.9 ～ 1.8	3 / 4	1.6	< 1 ～ 2	0 / 4	1	11 ～ 790	3 / 4	280
	伊曽乃橋	AA	7.7 ～ 7.9	0 / 4	8.8 ～ 11.9	0 / 4	11.0	0.7 ～ 2.3	3 / 4	1.4	< 1 ～ 1	0 / 4	1	17 ～ 700	3 / 4	330
	太平堰	A	7.1 ～ 7.3	0 / 4	8.3 ～ 10.5	0 / 4	9.4	1.0 ～ 1.6	0 / 4	1.2	< 2 ～ 2	0 / 4	2	110 ～ 3,300	2 / 4	1,700
中山川	鞍瀬天然プール	AA	8.1 ～ 8.3	0 / 2	8.8 ～ 8.9	0 / 2	8.9	0.6 ～ 0.9	0 / 2	0.8	< 1 ～ 1	0 / 2	1	79 ～ 220	2 / 2	150
	明河キャンブ場	AA	7.6 ～ 7.7	0 / 2	8.6 ～ 8.7	0 / 2	8.7	0.5 ～ 0.6	0 / 2	0.6	< 1 ～ 1	0 / 2	1	70 ～ 490	2 / 2	280
	楠窪キャンブ場	AA	8.0 ～ 8.0	0 / 2	8.5 ～ 9.0	0 / 2	8.8	0.7 ～ 1.3	1 / 2	1.0	< 1 ～ 1	0 / 2	1	170 ～ 330	2 / 2	250
	白坂・来見橋	AA	7.7 ～ 7.8	0 / 4	5.4 ～ 12.1	1 / 4	9.1	0.7 ～ 1.1	1 / 4	0.9	< 1 ～ 2	0 / 4	1	4 ～ 3,500	2 / 4	1,100
	金比羅橋上流	AA	7.5 ～ 8.2	0 / 4	8.6 ～ 12.2	0 / 4	10.0	< 0.5 ～ 1.6	2 / 4	1.1	1 ～ 13	0 / 4	5	79 ～ 2,200	4 / 4	790
	雨乞橋	AA	7.9 ～ 8.1	0 / 4	8.6 ～ 11.4	0 / 4	9.8	0.5 ～ 2.2	3 / 4	1.3	1 ～ 4	0 / 4	2	110 ～ 1,700	4 / 4	540
	相ノ谷橋	AA	7.5 ～ 7.6	0 / 4	7.6 ～ 12.0	0 / 4	9.7	0.9 ～ 1.3	2 / 4	4.0	< 1 ～ 9	0 / 4	3	11 ～ 170	2 / 4	71
	千原	AA	7.6 ～ 7.8	0 / 3	10.3 ～ 11.8	0 / 3	11.0	0.9 ～ 1.9	2 / 3	1.3	< 1 ～ 8	0 / 3	3	130 ～ 1,700	3 / 3	870
	湯浪	AA	7.5 ～ 7.6	0 / 4	8.4 ～ 11.7	0 / 4	10.0	< 0.5 ～ 0.8	0 / 4	0.7	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	17 ～ 1,300	2 / 4	360
	香積橋下	AA	7.1 ～ 7.5	0 / 4	7.7 ～ 11.5	0 / 4	9.5	< 0.5 ～ 1.0	0 / 4	0.7	< 1 ～ 6	0 / 4	3	22 ～ 7,900	3 / 4	2,400
妙之谷川	妙之谷川橋下	AA	7.6 ～ 8.6	1 / 4	8.2 ～ 12.4	0 / 4	11.0	0.5 ～ 2.0	1 / 4	0.9	< 1 ～ 23	0 / 4	7	1,300 ～ 35,000	4 / 4	10,000
	大砂橋	AA	7.5 ～ 7.8	0 / 4	8.2 ～ 12.4	0 / 4	10.0	0.5 ～ 2.7	2 / 4	1.3	< 1 ～ 14	0 / 4	7	1,300 ～ 540,000	4 / 4	140,000

(注) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群数(MPN/100mℓ)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均
新町川水系	観音水	B	7.2 ～ 7.5	0 / 4	8.9 ～ 10.1	0 / 4	9.4	< 0.5 ～	1.0	0 / 4	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	110 ～	2,800	0 / 4
	市農協会館駐車場前	B	6.9 ～ 7.5	0 / 4	9.0 ～ 10.7	0 / 4	9.6	< 0.5 ～	0.7	0 / 4	< 1 ～	1	0 / 4	1	220 ～	7,900
	本陣川下限	B	7.3 ～ 7.5	0 / 4	8.3 ～ 10.5	0 / 4	9.2	< 0.5 ～	1.7	0 / 4	< 1 ～	3	0 / 4	2	～	2,600
	砂盛児童公園西	B	7.2 ～ 7.4	0 / 4	8.0 ～ 9.3	0 / 4	8.6	< 0.5 ～	1.0	0 / 4	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	130 ～	13,000	2 / 4
新川水系	樋之口上路建築北	B	7.7 ～ 7.9	0 / 4	9.7 ～ 10.5	0 / 4	10.0	< 0.5 ～	0.8	0 / 4	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	～	～	4,800
	新川橋	B	7.4 ～ 7.7	0 / 4	9.8 ～ 10.2	0 / 4	10.0	< 0.5 ～	3.9	0 / 4	< 1 ～	4	0 / 4	2	790 ～	22,000
	浄化センター東	B	7.3 ～ 7.5	0 / 4	7.6 ～ 9.2	0 / 4	8.3	< 0.5 ～	1.0	0 / 4	1 ～	2	0 / 4	2	～	～
	大町用水 お旅所東	B	7.6 ～ 7.8	0 / 4	9.3 ～ 11.8	0 / 4	11.0	< 0.5 ～	0.9	0 / 4	< 1 ～	4	0 / 4	2	～	～
馬淵川・サハラ川水系	界谷川合流点上流60m	B	7.2 ～ 7.4	0 / 4	9.0 ～ 9.5	0 / 4	9.2	< 0.5 ～	2.2	0 / 4	< 1 ～	3	0 / 4	2	～	～
	松ノ木泉	B	7.2 ～ 7.7	0 / 4	9.0 ～ 10.6	0 / 4	10.0	0.5 ～	3.0	0 / 3	< 1 ～	1	0 / 4	1	490 ～	13,000
	サマーバス大町東	B	7.3 ～ 7.5	0 / 4	8.4 ～ 9.7	0 / 4	8.9	< 0.5 ～	1.2	0 / 4	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	170 ～	1,300	0 / 4
	御舟橋	B	7.5 ～ 7.6	0 / 4	8.8 ～ 10.6	0 / 4	9.7	< 0.5 ～	1.1	0 / 4	< 1 ～	1	0 / 4	1	330 ～	1,300
御船川水系	唐樋橋	B	7.1 ～ 7.4	0 / 4	7.8 ～ 9.2	0 / 4	8.7	0.6 ～	5.5	1 / 4	2 ～	5	0 / 4	3	460 ～	3,300
	主津市営住宅北	B	6.9 ～ 7.6	0 / 4	6.6 ～ 10.6	0 / 4	8.4	0.5 ～	1.3	0 / 4	1 ～	4	0 / 4	3	1,700 ～	54,000
	渦井川大橋	B	7.3 ～ 8.0	0 / 4	7.5 ～ 8.8	0 / 4	8.0	< 0.5 ～	5.1	0 / 4	2 ～	14	0 / 4	6	7 ～	13,000
	し尿処理施設西	C	6.8 ～ 7.7	0 / 4	8.9 ～ 12.3	0 / 4	10.0	0.5 ～	1.7	0 / 4	1 ～	1	0 / 4	1	～	～
浪多川	ハナツグ四国エレクトロニクス西	C	7.2 ～ 7.5	0 / 4	8.1 ～ 10.2	0 / 4	9.6	0.6 ～	2.0	0 / 4	4 ～	6	0 / 4	5	～	～
	加茂橋下	C	7.2 ～ 7.4	0 / 4	7.4 ～ 11.9	0 / 4	9.1	0.8 ～	3.8	0 / 4	2 ～	13	0 / 4	8	1,700 ～	35,000
東谷川	西谷川合流点	C	6.7 ～ 7.0	0 / 4	8.7 ～ 9.2	0 / 4	9.1	1.0 ～	3.8	0 / 4	4 ～	12	0 / 4	8	～	～
	船屋越智石材店北	C	7.3 ～ 7.4	0 / 4	6.0 ～ 9.5	0 / 4	7.7	1.1 ～	1.4	0 / 4	4 ～	15	0 / 4	9	～	～
その他	武丸酒店西	C	7.3 ～ 8.0	0 / 4	8.9 ～ 11.7	0 / 4	11.0	1.3 ～	2.3	0 / 4	< 1 ～	2	0 / 4	1	～	～

(注1) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

(注2) 新町川水系・新川水系・馬淵川・サハラ川水系・御船川水系・渦井川は仮定環境基準B、浪多川・界谷川・東谷川・その他は仮定環境基準C

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群数(MPN/100mℓ)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均
東 予 小 河 川	北川(JR鉄橋下)	—	7.7 ～ 7.8	0 / 4	8.5 ～ 11.5	0 / 4	9.8	< 0.5 ～ 1.3	0 / 4	0.9	< 1 ～ 5	0 / 4	3	460 ～ 54,000	0 / 4	16,000
	小向川(楠河公民館南)	—	7.3 ～ 7.5	0 / 4	7.7 ～ 11.4	0 / 4	9.5	1.2 ～ 1.5	0 / 4	1.4	< 1 ～ 5	0 / 4	3	13,000 ～ 92,000	0 / 4	49,000
	大明神川(ヤスノ北)	—	7.5 ～ 7.9	0 / 4	8.7 ～ 11.9	0 / 4	10.0	< 0.5 ～ 1.3	0 / 4	0.7	< 1 ～ 3	0 / 4	2	130 ～ 4,900	0 / 4	1,800
	境川(壬生川出作)	—	7.5 ～ 7.9	0 / 4	8.0 ～ 12.3	0 / 4	9.7	1.1 ～ 2.3	0 / 4	1.8	1 ～ 2	0 / 4	2	4,900 ～ 35,000	0 / 4	18,000
	新川(周桑病院裏)	—	7.3 ～ 8.0	0 / 4	8.5 ～ 14.0	0 / 4	11.0	< 0.5 ～ 1.6	0 / 4	1.1	< 1 ～ 4	0 / 4	3	1,400 ～ 24,000	0 / 4	11,000
	大曲川(三津屋橋)	—	6.9 ～ 7.7	0 / 4	7.8 ～ 10.9	0 / 4	9.3	< 0.5 ～ 1.4	0 / 4	0.9	1 ～ 5	0 / 4	4	790 ～ 35,000	0 / 4	13,000
	崩口川(大気味神社裏)	—	7.1 ～ 7.3	0 / 4	8.8 ～ 11.1	0 / 4	10.0	< 0.5 ～ 1.5	0 / 4	0.9	2 ～ 10	0 / 4	5	4,900 ～ 92,000	0 / 4	30,000
	一ツ橋川(国道下流)	—	7.2 ～ 7.5	0 / 4	8.0 ～ 11.3	0 / 4	10.0	0.5 ～ 2.1	0 / 4	1.3	< 1 ～ 8	0 / 4	5	4,900 ～ 92,000	0 / 4	29,000
	広江川(旭橋)	—	7.0 ～ 7.3	0 / 4	8.0 ～ 10.8	0 / 4	9.2	< 0.5 ～ 1.5	0 / 4	1.0	1 ～ 4	0 / 4	2	210 ～ 24,000	0 / 4	14,000
	河原津樋門	—	7.2 ～ 7.4	0 / 4	3.2 ～ 7.2	0 / 4	5.2	3.5 ～ 4.4	0 / 4	3.9	6 ～ 14	0 / 4	11	22,000 ～ 160,000	0 / 4	92,000
東 予 小 河 川	楠浜樋門	—	7.1 ～ 7.8	0 / 4	6.5 ～ 8.4	0 / 4	7.2	0.9 ～ 5.7	0 / 4	2.6	2 ～ 16	0 / 4	7	7,900 ～ 160,000	0 / 4	84,000
	高須樋門	—	7.1 ～ 7.3	0 / 4	4.7 ～ 8.6	0 / 4	6.2	3.0 ～ 3.6	0 / 4	3.2	4 ～ 33	0 / 4	17	2,200 ～ 35,000	0 / 4	16,000
	大新田樋門	—	7.2 ～ 7.5	0 / 4	5.4 ～ 7.8	0 / 4	6.2	1.5 ～ 3.5	0 / 4	2.4	2 ～ 14	0 / 4	6	1,700 ～ 160,000	0 / 4	55,000
	本河原P	—	7.1 ～ 7.3	0 / 4	7.1 ～ 8.2	0 / 4	7.8	1.1 ～ 2.7	0 / 4	2.1	3 ～ 6	0 / 4	4	35,000 ～ 54,000	0 / 4	40,000
	三津屋P	—	7.0 ～ 7.1	0 / 4	6.7 ～ 9.6	0 / 4	7.7	1.0 ～ 1.7	0 / 4	1.3	2 ～ 14	0 / 4	6	24,000 ～ 160,000	0 / 4	78,000
	北条新田P	—	7.1 ～ 7.3	0 / 4	5.0 ～ 8.6	0 / 4	6.9	1.3 ～ 2.4	0 / 4	1.9	4 ～ 23	0 / 4	10	3,300 ～ 22,000	0 / 4	12,000
	広江P	—	6.9 ～ 7.3	0 / 4	6.9 ～ 9.6	0 / 4	8.0	0.9 ～ 2.1	0 / 4	1.5	4 ～ 15	0 / 4	8	490 ～ 160,000	0 / 4	54,000
	今在家P	—	7.0 ～ 7.3	0 / 4	6.4 ～ 9.7	0 / 4	7.4	1.7 ～ 6.7	0 / 4	3.8	5 ～ 36	0 / 4	15	4,900 ～ 160,000	0 / 4	47,000
	上方水路	—	8.2 ～ 8.6	0 / 4	8.3 ～ 12.9	0 / 4	10.0	1.5 ～ 2.1	0 / 4	1.7	4 ～ 12	0 / 4	8	490 ～ 160,000	0 / 4	56,000
	下町南裏	—	7.3 ～ 8.2	0 / 4	8.7 ～ 12.7	0 / 4	11.0	1.3 ～ 3.8	0 / 4	2.6	2 ～ 19	0 / 4	7	4,900 ～ 54,000	0 / 4	31,000
新川	八雲橋	—	7.6 ～ 8.1	0 / 3	8.0 ～ 10.5	0 / 3	9.0	0.8 ～ 1.6	0 / 3	1.2	< 1 ～ 3	0 / 3	2	700 ～ 54,000	0 / 3	19,000
	横川橋	—	7.6 ～ 8.4	0 / 4	8.2 ～ 12.9	0 / 4	10.0	1.3 ～ 2.1	0 / 4	1.8	1 ～ 13	0 / 4	5	3,300 ～ 92,000	0 / 4	36,000
	出合橋	—	7.6 ～ 7.9	0 / 4	7.7 ～ 11.8	0 / 4	9.3	1.2 ～ 3.1	0 / 4	2.0	1 ～ 3	0 / 4	2	1,100 ～ 22,000	0 / 4	9,300

(注1) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

公共用水域水質測定結果総括表
イ 湖沼

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			SS (mg/ℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
黒瀬ダム	ダムサイド西500m	A	7.2 ～ 8.2	0/ 3	7.7 ～ 9.3	0/ 3	8.7	2.5～	3.3	1/ 3	2.8	11 ～ 43	3/ 3
	ダムサイド西1,600m		7.3 ～ 7.9	0/ 2	8.1 ～ 8.7	0/ 2	8.4	2.0 ～	2.7	0/ 2	2.4	12 ～ 35	2/ 2
													23.5

公共用水域水質測定結果総括表

ウ 海域

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			全窒素 (mg/ℓ)			全燐 (mg/ℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
西条海域	船上岩燈台南500m	A・II	8.0 ～ 8.0	0/ 2	6.6 ～ 8.7	1/ 2	7.7	2.6 ～	2.9	2/ 2	2.8	0.66	1/ 1	0.023	0/ 1	0/ 1
	祝谷地先北500m	A・II	8.0 ～ 8.1	0/ 2	7.2 ～ 8.9	1/ 2	8.1	1.9 ～	4.5	1/ 2	3.2	0.14	0/ 1	0.021	0/ 1	0/ 1
	船屋地先北500m	A・II	8.1 ～ 8.1	0/ 2	7.2 ～ 9.0	1/ 2	8.1	2.8 ～	2.9	2/ 2	2.9	0.17	0/ 1	0.028	0/ 1	0/ 1
	西ひうち地先北500m	A・II	8.1 ～ 8.1	0/ 2	7.6 ～ 8.9	0/ 2	8.3	3.1 ～	3.8	2/ 2	3.5	0.18	0/ 1	0.022	0/ 1	0/ 1
	港新地地先北900m	A・II	8.1 ～ 8.2	0/ 2	8.5 ～ 8.8	0/ 2	8.7	< 0.5 ～	5.1	1/ 2	2.8	0.28	0/ 1	0.035	1/ 1	1/ 1
	難波地先北1, 100m	A・II	8.0 ～ 8.1	0/ 2	7.7 ～ 7.8	0/ 2	7.8	< 0.5 ～	5.3	1/ 2	2.9	0.18	0/ 1	0.028	0/ 1	0/ 1
東予海域	西条港湾内突堤南500m	B・II	8.1 ～ 8.1	0/ 2	7.9 ～ 9.0	0/ 2	8.5	3.4 ～	4.0	2/ 2	3.7	0.49	1/ 1	0.038	1/ 1	1/ 1
	河原津地先	B・II	8.0 ～ 8.1	0/ 2	8.2 ～ 8.4	0/ 2	8.3	2.8 ～	3.0	0/ 2	2.9	0.09	0/ 1	0.041	1/ 1	1/ 1
	壬生川地先	C・II	8.0 ～ 8.0	0/ 2	8.3 ～ 8.4	0/ 2	8.4	2.5 ～	2.9	0/ 2	2.7	0.05	0/ 1	0.035	1/ 1	1/ 1
	崩口川河口	C・II	8.0 ～ 8.0	0/ 2	7.3 ～ 7.6	0/ 2	7.5	2.7 ～	2.7	0/ 2	2.7	0.05	0/ 1	0.063	1/ 1	1/ 1
	日新製鋼沖	B・II	8.0 ～ 8.0	0/ 2	6.6 ～ 7.2	0/ 2	6.9	2.7 ～	8.7	1/ 2	5.7	0.09	0/ 1	0.064	1/ 1	1/ 1

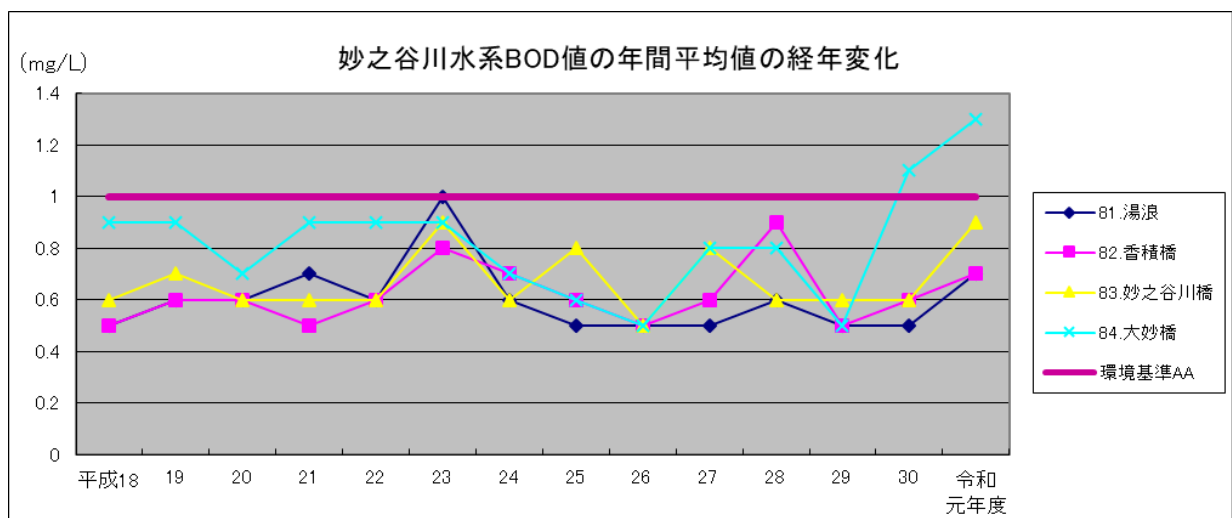
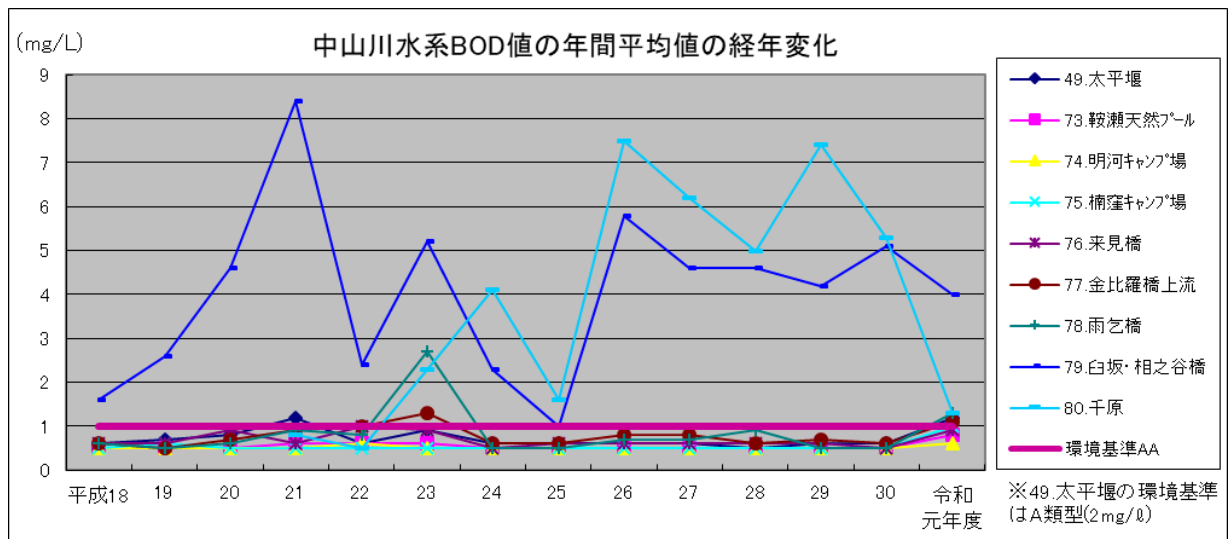
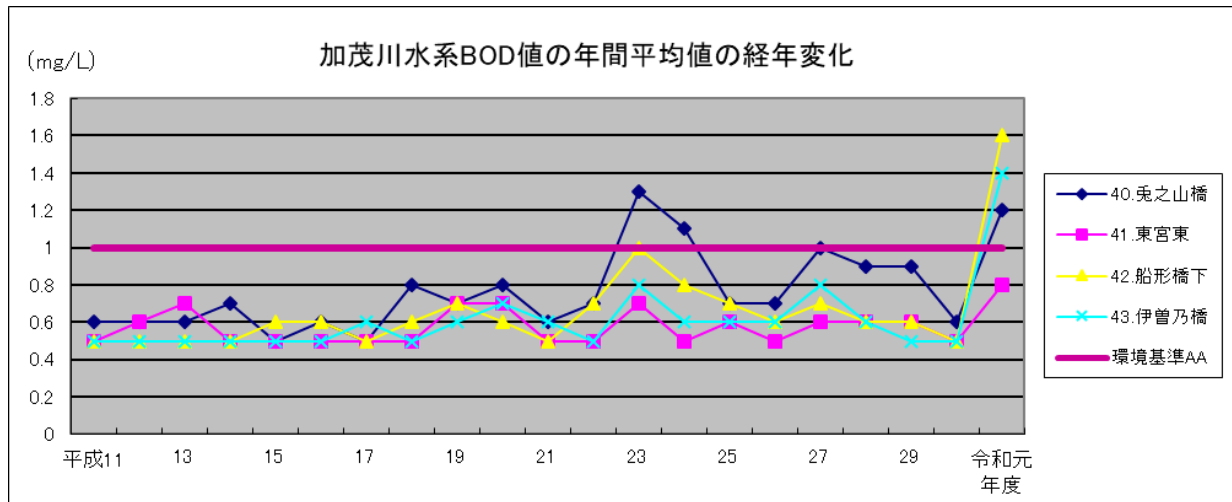
エ 東予新港海底汚泥

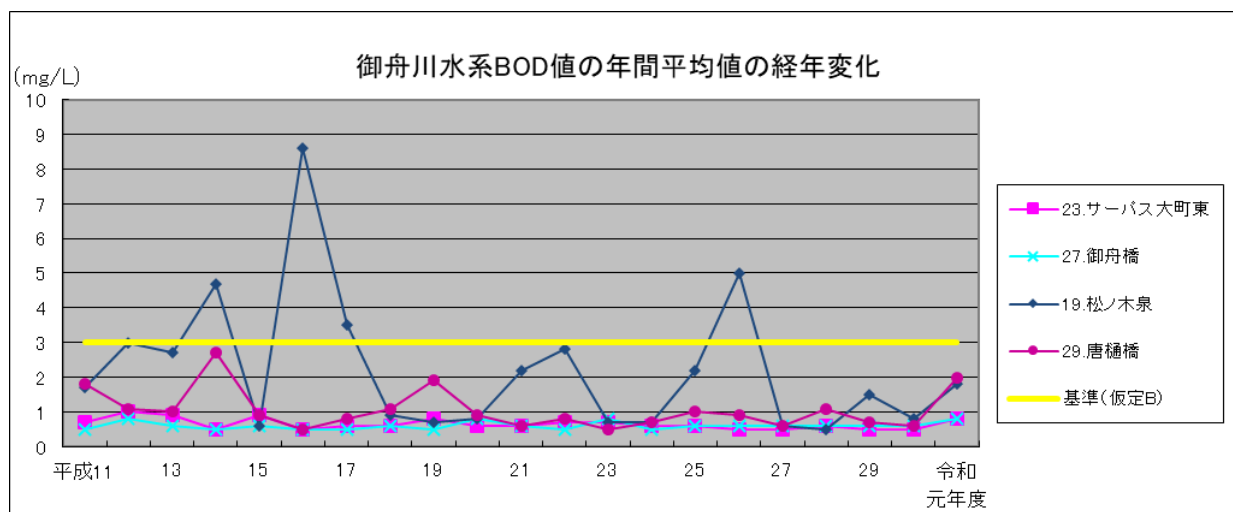
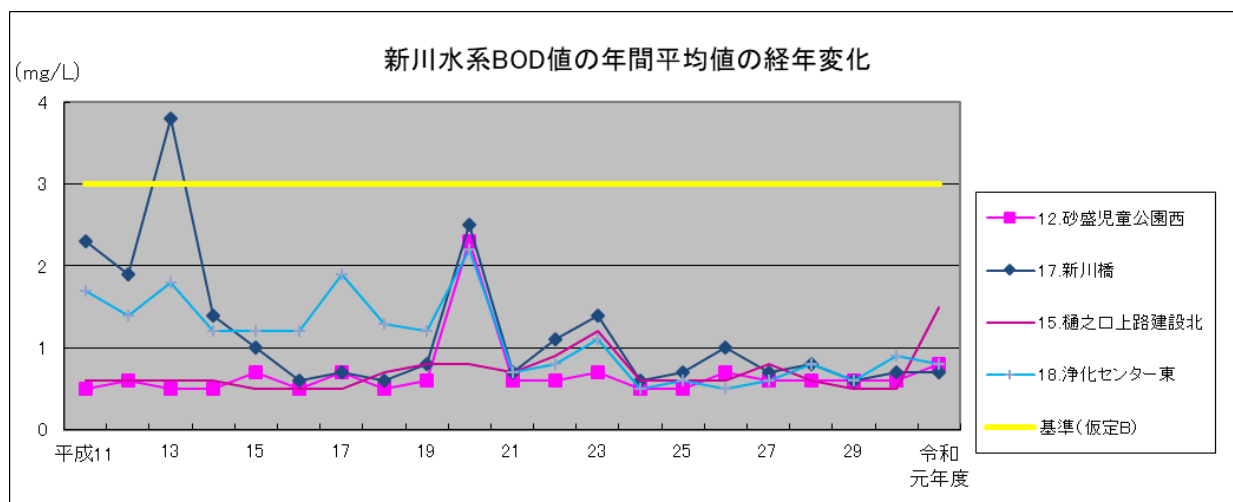
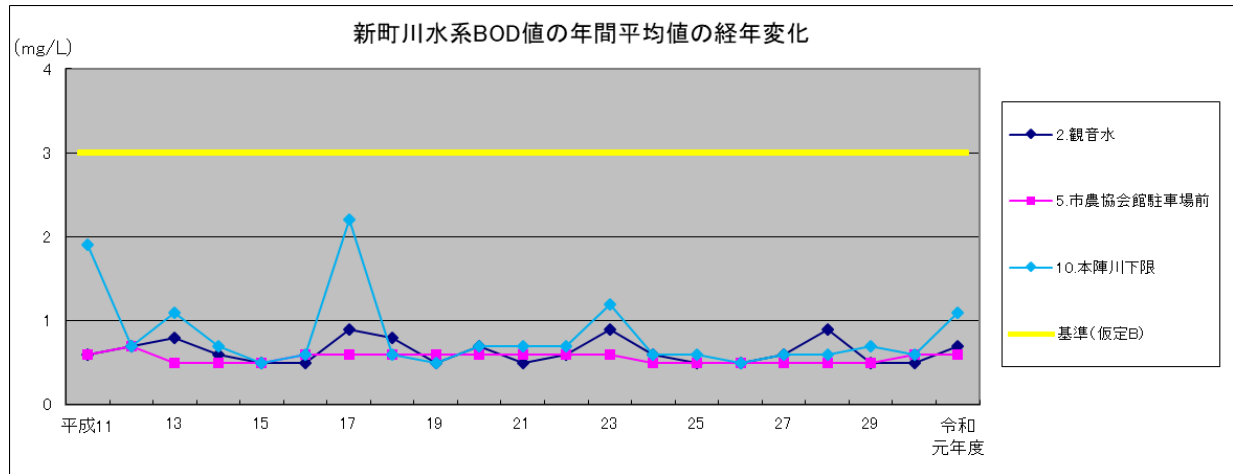
項目 年月日	カドミウム Cd	シアン CN	有機リン O-P	鉛 Pb	六価クロム Cr6+	クロム Cr	ヒ素 As	PCB	銅 Cu	フッ素 F	鉄 Fe	亜鉛 Zn	ニッケル Ni	アルキル 水銀 Ar-Hg	総水銀 T-Hg
H 9.7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	7.6	0.02	N. D	N. D	N. D
H10.7.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.007	N. D	N. D	N. D	0.1	N. D	N. D	N. D	N. D
H11.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	0.8	N. D	N. D	N. D	N. D
H12.8. 1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.04	N. D	N. D	0.5	1.3	N. D	N. D	N. D	N. D
H13.7. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.5	N. D	N. D	N. D	N. D
H14.7.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.4	N. D	N. D	N. D	N. D
H15.7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	0.9	0.8	0.03	N. D	N. D	N. D
H16.7.16	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H17.7.21	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.7	1.6	N. D	N. D	N. D	N. D
H18.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.5	0.19	0.01	N. D	N. D	N. D
H19.7.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	1.8	0.01	N. D	N. D	N. D
H20.7.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H21.8. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	—	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H22.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.008	N. D	N. D	N. D	0.17	N. D	N. D	N. D	N. D
H23.7. 1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.74	0.49	N. D	N. D	N. D	N. D
H24.7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H25.7. 8	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D
H26.7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H27.7. 2	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H28.10.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D	H29から	N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	—	N. D
H29.6.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H30.6.28	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R1.6. 3	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
定量限界	<0.001	<0.1	<0.1	<0.005	<0.02	<0.1	<0.005	<0.0005	<0.01	<0.5	<0.1	<0.01	<0.02	<0.0005	<0.0005
環境基準	<0.01	検出され ないこと	検出され ないこと	<0.01	<0.05	—	<0.01	検出され ないこと	—	—	—	—	—	検出され ないこと	検出され ないこと

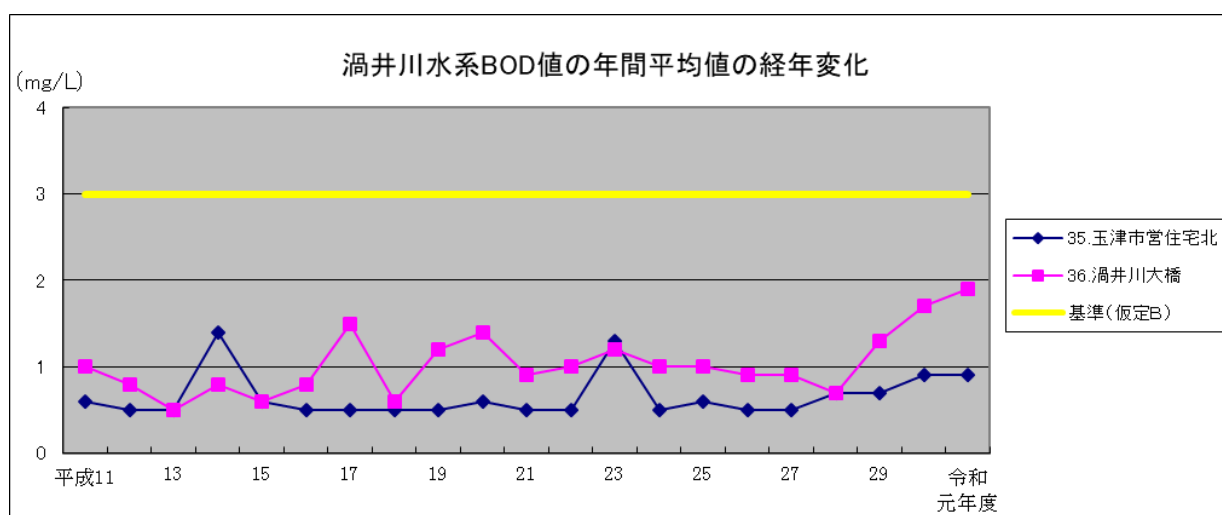
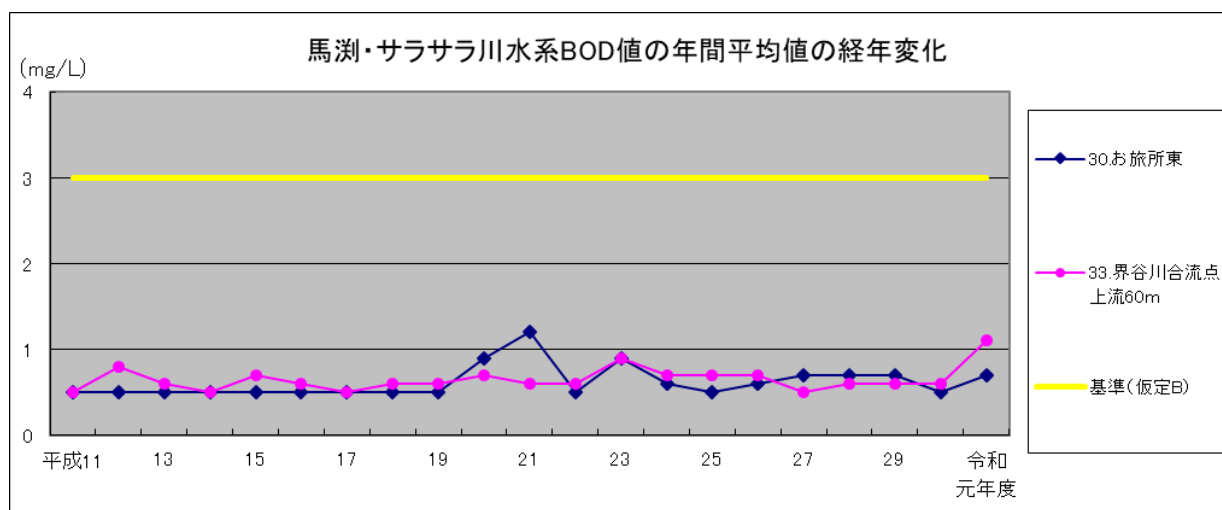
注) 「N. D」とは「Not Detected」の略で「検出されず」の意味。
J I S 規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ること。

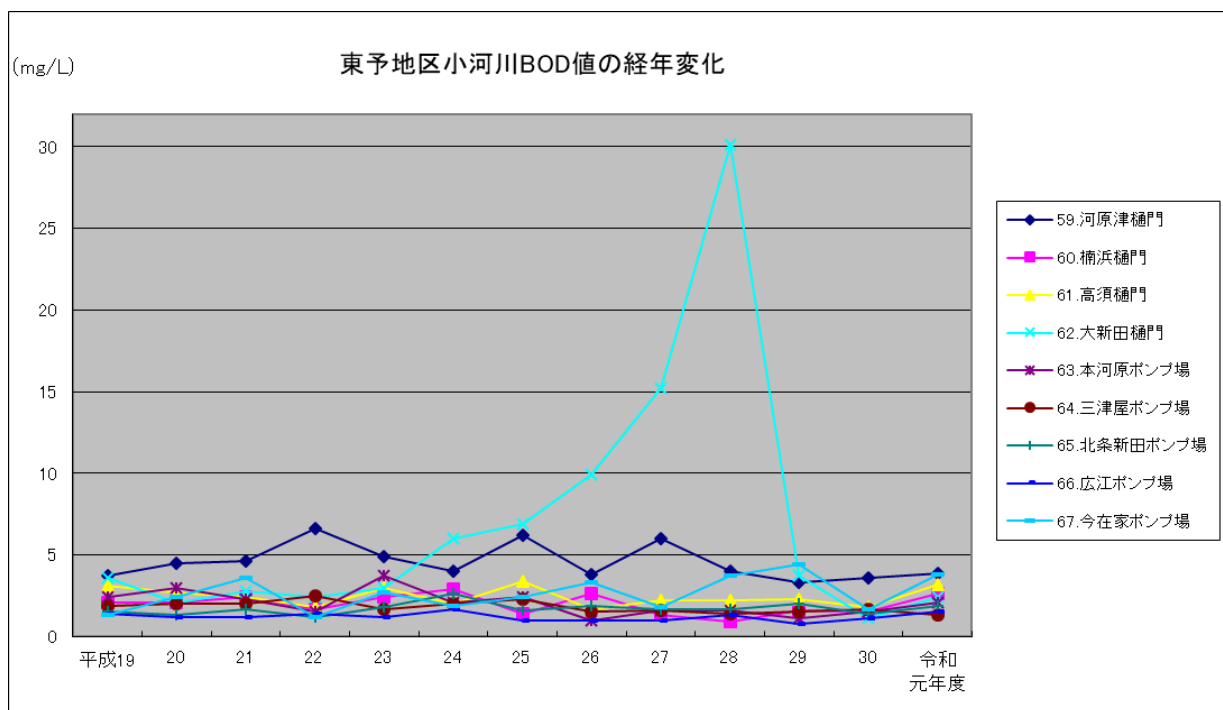
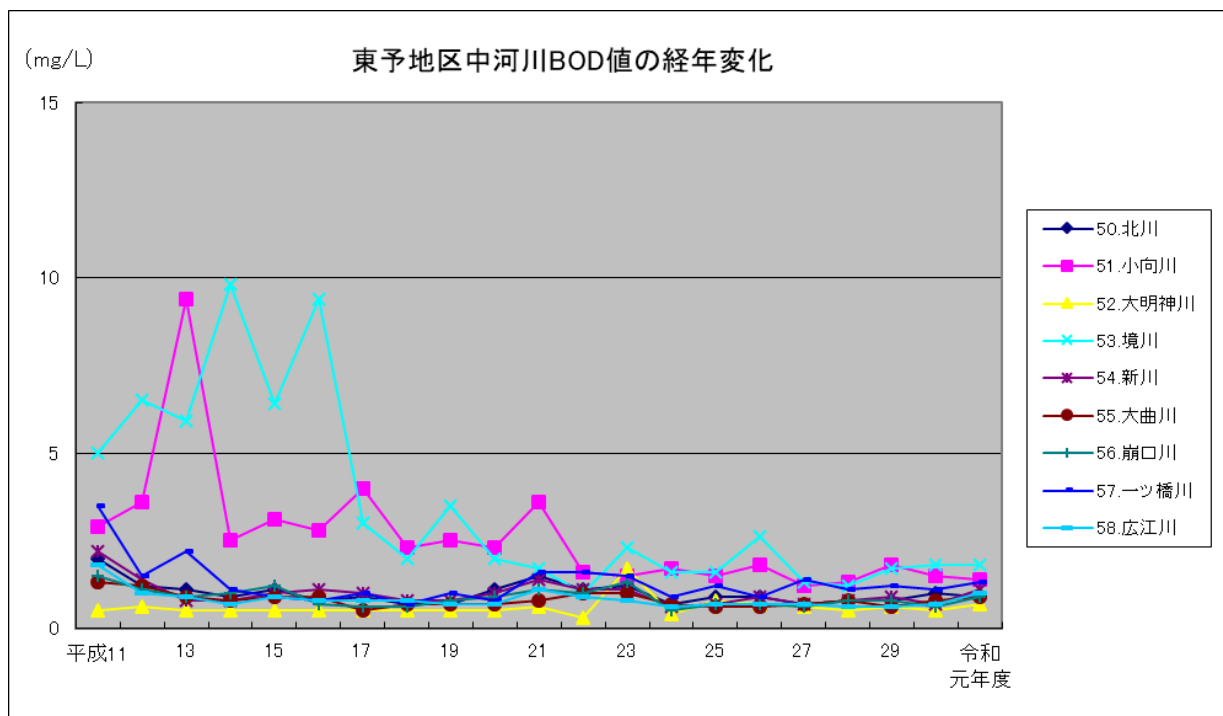
(3) 公共用水域の水質現況

① 河川

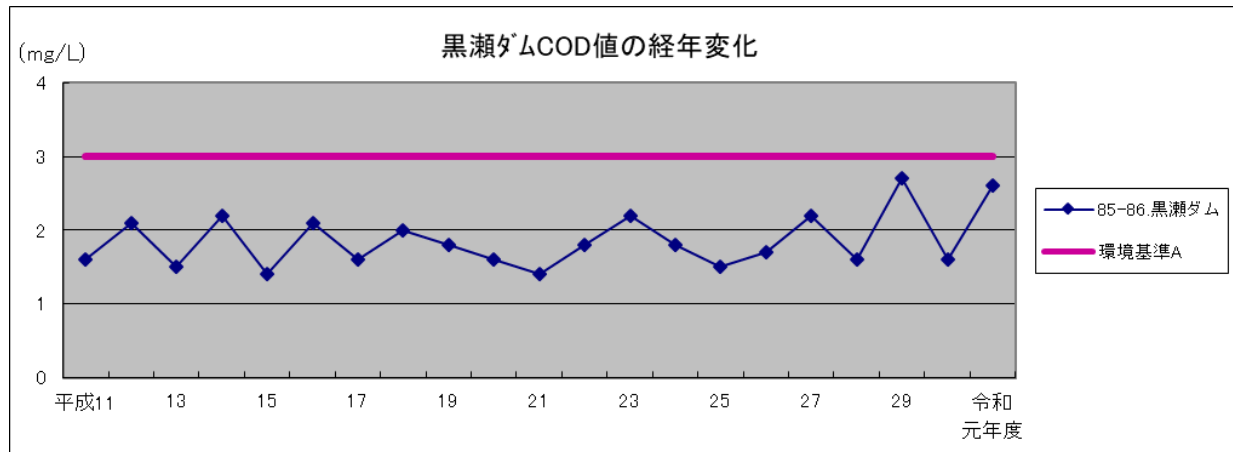




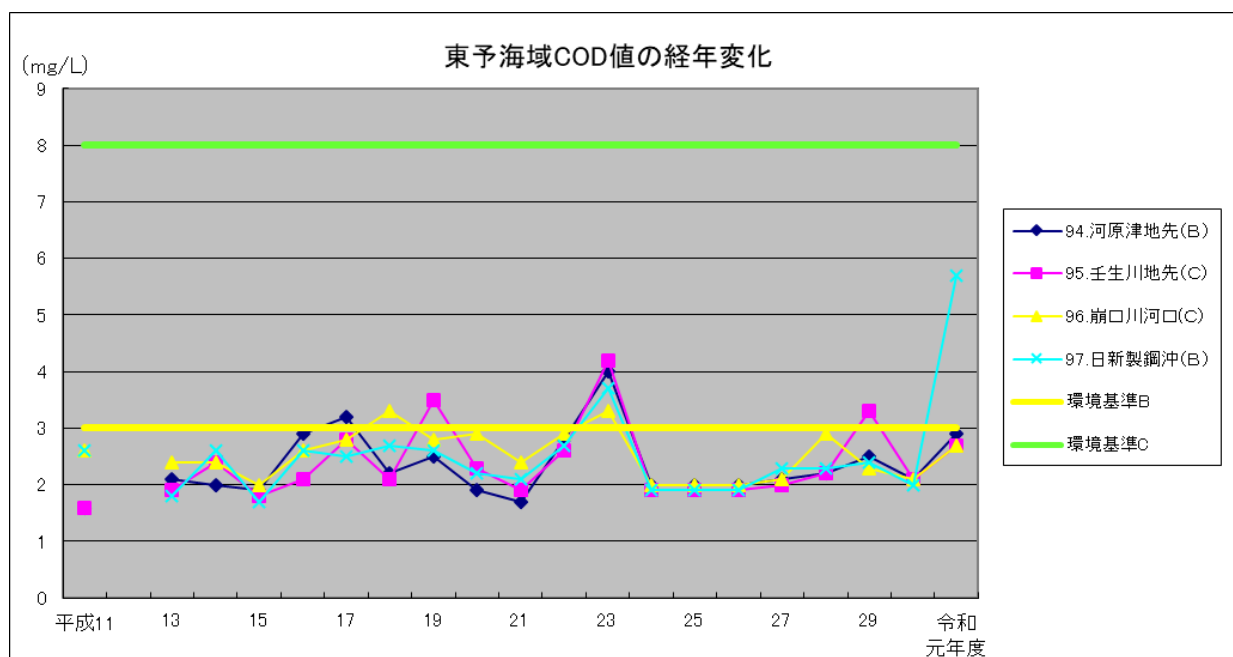
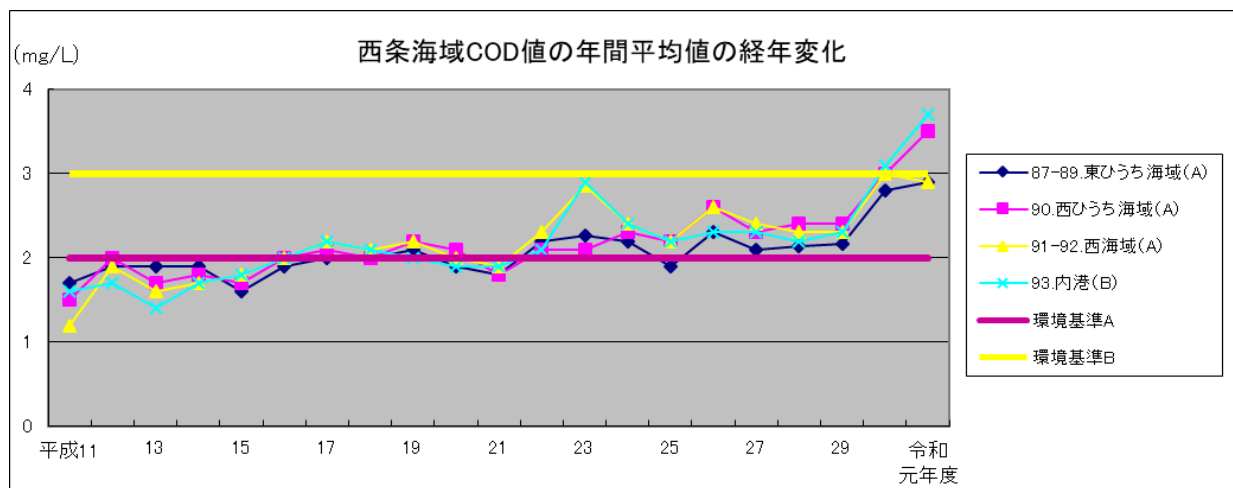




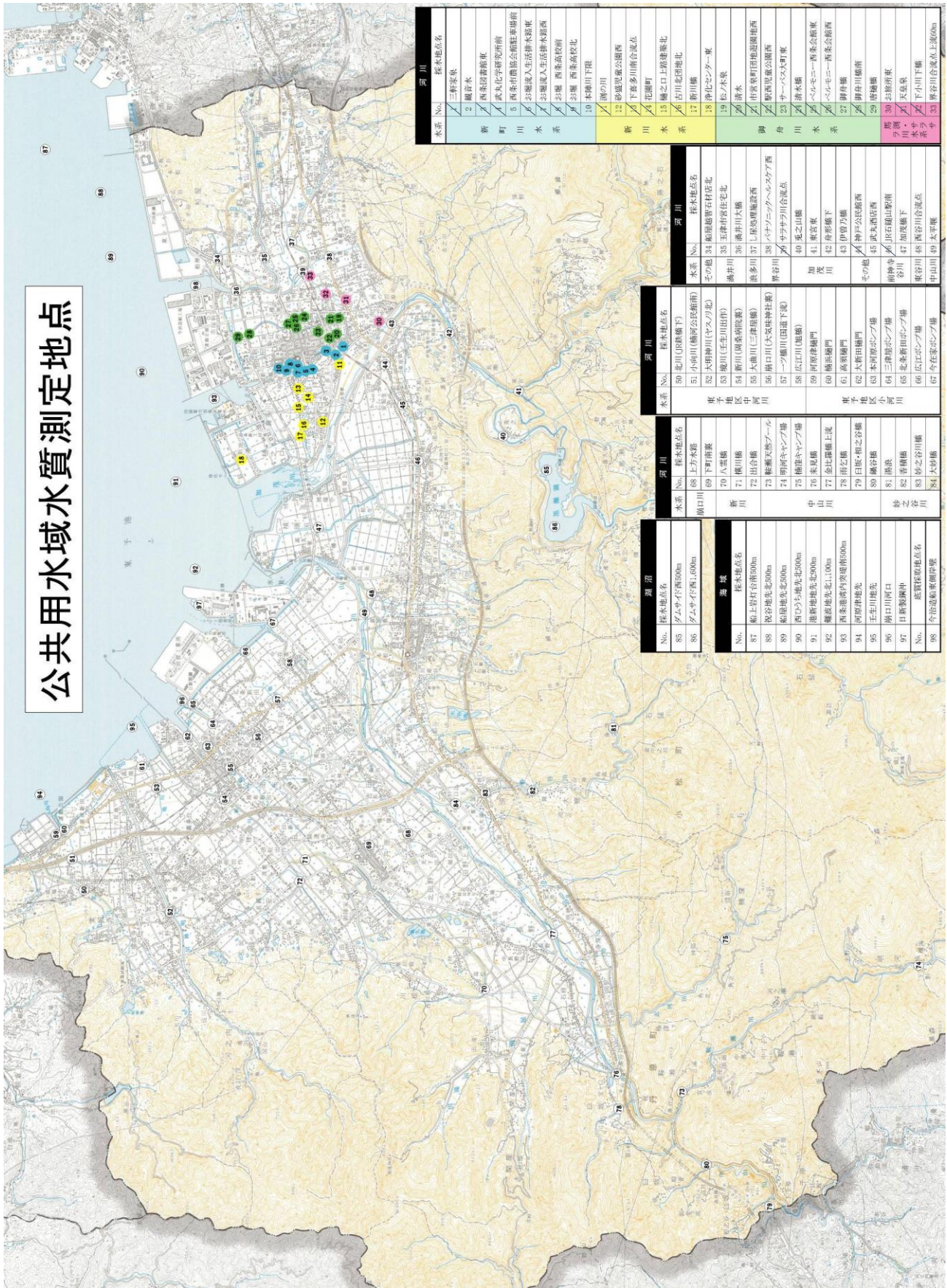
② 湖沼



③ 海域



公共用水域水質測定地点

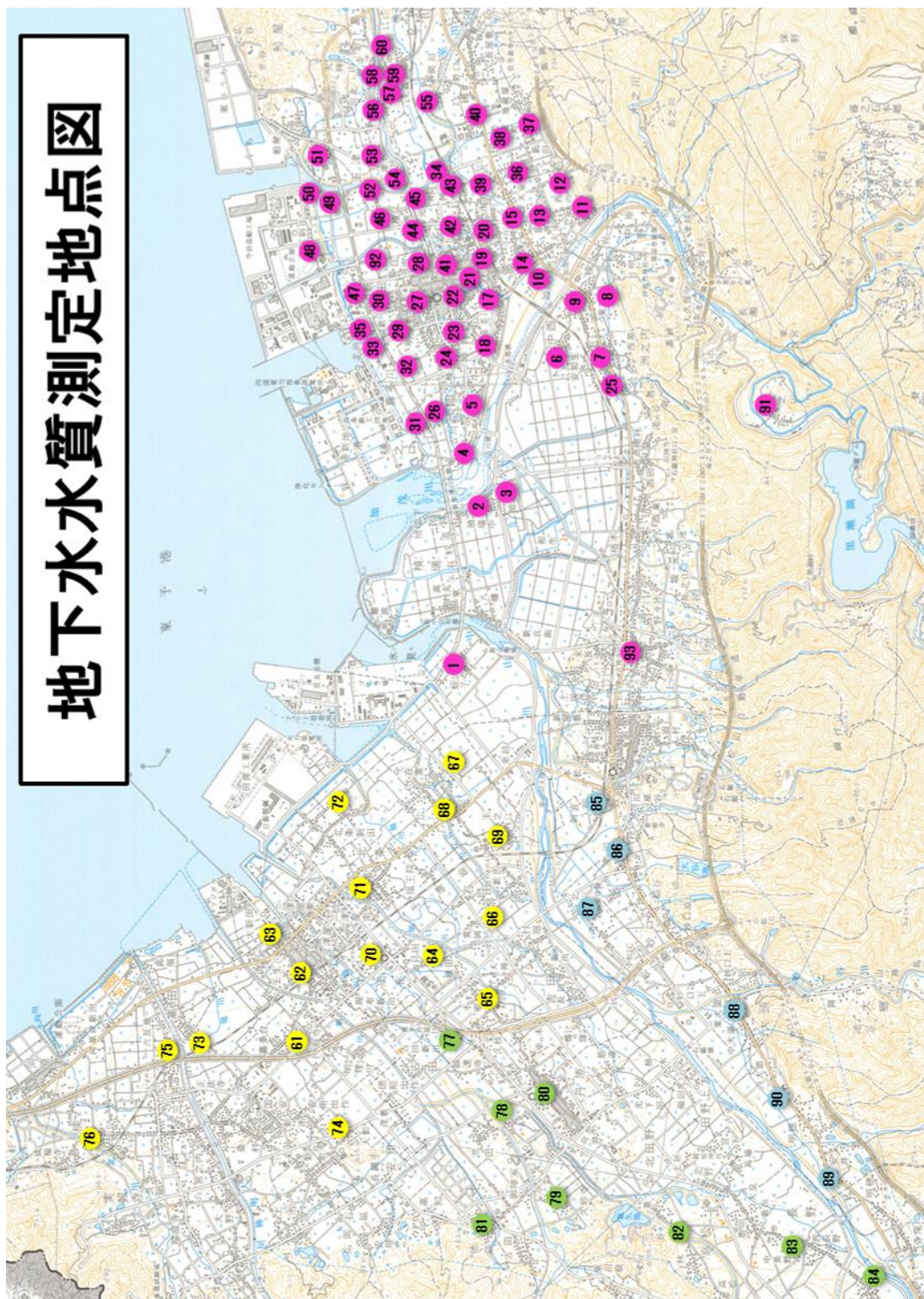


※河川表のNo.の斜線は、廃止した地点

(4) 地下水の水質・水位等調査

令和元年度の一般家庭井戸水の水質調査については、一般項目検査は市内 92 地点、全項目検査は 19 地点で実施しました。結果は「塩化物イオン」と「マンガン及びその化合物」が 1 地点で不適合でしたが、他の地点では水質基準に適合していました。

また、地下水の動向把握のため、地下水位の調査を行い、地下水の基礎データの収集を実施しました。



① 地下水一般項目検査結果

地下水一般項目検査結果（その 1）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
1	蛭子	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.9	9	0.4	0.0	0.10 未満	0	検出せず	適合
2	禎瑞中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.8	38	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
3	禎瑞上	0.1 未満	0.2	異常なし	異常なし	7.7	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
4	古川	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.6	2	0.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
5	御所通り	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
6	中西	1.1	0.5	異常なし	異常なし	7.1	2	0.5	0.004 未満	0.10 未満	4	検出せず	適合
7	新出	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.8	3	0.9	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
8	東原	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.8	3	1.6	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
9	東光	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.0	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
10	加茂町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
11	西の川原	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.5	0.004 未満	0.16	0	検出せず	適合
12	新田	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.0	3	0.3	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
13	西の川原	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.0	2	0.6	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
14	川原町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.9	3	0.8	0.004 未満	0.10 未満	2	検出せず	適合
15	中町小川	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.1	3	0.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
17	上神拝	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
18	喜多川中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.8	3	0.7	0.004 未満	0.10 未満	2	検出せず	適合
19	朝日町	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.5	2	0.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
20	新玉通	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	2	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
21	栄町上	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.5	2	0.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
22	西新町	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.7	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
23	都町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.7	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
24	花園町	0.1 未満	1.4	異常なし	異常なし	8.3	3	0.1未満	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
25	河原町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.6	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
26	八丁	3.3	1.8	異常なし	異常なし	7.0	15	0.2	0.004 未満	0.20	0	検出せず	適合
27	四軒町下	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.3	5	0.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
28	朔日市二区	0.5	0.2	異常なし	異常なし	7.5	11	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
29	北浜南	2	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.5	58	0.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
30	青江町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.4	15	0.4	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果（その2）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
31	八丁	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	275	0.4	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	不適合
32	下喜多川北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.4	10	0.6	0.004 未満	0.10 未満	4	検出せず	適合
33	北浜北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.2	49	0.3	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
34	明神木	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.6	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	2	検出せず	適合
35	新堀下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.5	16	0.6	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
36	若葉町西	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.1	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
37	地蔵原	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.1	3	0.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
38	春日町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
39	沢	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	2	検出せず	適合
40	寿町	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.8	4	0.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
41	駅二区北	0.3	0.2	異常なし	異常なし	7.7	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
42	下町中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.6	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
43	明神木	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
44	横黒西	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.6	10	0.4	0.004 未満	0.30 未満	1	検出せず	適合
45	元橋	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.8	11	0.5	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
46	横黒下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.4	14	2.3	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
47	青江町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.4	31	0.8	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
48	市塚新街	0.2	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.6	19	1.9	0.004 未満	0.10 未満	46	検出せず	適合
49	市塚	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.6	31	1.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
50	市塚	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
51	船屋西南	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.5	5	1.3	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
52	市塚	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.4	5	2.2	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
53	玉津	0.6	0.3	異常なし	異常なし	6.7	4	1.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
54	玉津	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.9	17	1.6	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
55	戻川	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.4	5	2.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
56	川北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.6	4	1.4	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
57	川南	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.7	3	1.3	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
58	川北	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
59	中土居	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.8	3	1.2	0.004 未満	0.10 未満	0	検出せず	適合
60	中土居	0.3	0.2	異常なし	異常なし	6.6	3	1.3	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果（その3）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
61	喜多台	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.7	7	5.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
62	壬生川上	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	10	2.3	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
63	大新田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.8	10	3.2	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
64	周布	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	2.0	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
65	周布	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	10	1.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
66	石田	0.9	0.5	異常なし	異常なし	6.6	7	1.1	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
67	今在家	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	8	1.0	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
68	広江	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.9	9	1.0	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
69	玉之江	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	7	1.1	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
70	周布	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	2.9	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
71	北条	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	10	1.6	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
72	北条新田	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.9	10	1.6	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
73	高田	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.0	4	1.1	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
74	安出	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	8	3.9	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
75	三芳	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.9	4	1.0	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
76	楠河	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.9	6	2.4	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
77	池田	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	8	4.2	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
78	池田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.6	7	3.7	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
79	久妙寺	0.7	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.3	6	3.7	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
80	丹原	0.7	0.3	異常なし	異常なし	6.6	8	3.7	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
81	徳能	1.3	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	8	3.3	0.004 未満	0.30 未満	1	検出せず	適合
82	高松	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	6	4.3	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
83	長野	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	5	7.6	0.004 未満	0.30 未満	2	検出せず	適合
84	石経	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.2	10	2.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
85	新宮	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.1	9	3.3	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
86	南川	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.4	7	2.0	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
87	北川	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.7	8	1.5	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
88	東大頭	0.8	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.2	9	3.7	0.004 未満	0.30	0	検出せず	適合
89	安井	0.5	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	9	2.6	0.004 未満	0.30 未満	12	検出せず	適合
90	明徳	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.6	7	2.2	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
91	兎之山	0.5 未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.3	3	1.3	0.004 未満	0.30 未満	0	検出せず	適合
92	北新田	0.3	0.2	異常なし	異常なし	7.1	37	1.3	0.004 未満	0.10 未満	1	検出せず	適合
93	下町	0.2	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.1	19	1.5	0.004 未満	0.24	0	検出せず	適合
		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

② 地下水全項目検査結果

地下水全項目検査結果（その1）

No.	採水場所 行政区 採水日本検査 地図No.	水質基準 (平成27年4月1日～)	古川 R1. 9. 10 (4)	東原 R1. 9. 10 (8)	西の川原 R1. 9. 17 (13)	駅西大通 R1. 9. 17 (19)
	検査項目					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0
2	大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	1.6	0.6	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1 以下	0.028	0.031	0.030
14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	トリス-1,2-ジ-クロロエチン及びトリス-1,2-ジ-クロロエチン	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.06 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	0.005 未満	0.006	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	2.7	2.8	2.2
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	200 以下	2.4	3.4	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 以下	36	64	35
40	蒸発残留物	mg/l	500 以下	62	102	62
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物 (TOC)	mg/l	3 以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.6	6.8	7.0
48	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5 以下	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	2 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判 定				適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その2）

No.	採水場所 採水日本検査 地図No.	行政区 No.	栄町上 R1. 9. 17 (21)	四軒町下 R1. 9. 17 (27)	北浜南 R1. 9. 10 (29)	寿町 R1. 9. 17 (40)	横黒西 R1. 9. 17 (44)
	検査項目	(単位)					
1	一般細菌	個/ml	0	0	0	0	1
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.026	0.063	0.110	0.011	0.035
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0005	0.0003	0.0003 未満	0.0003 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブromジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブromホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.007	0.005 未満	0.028	0.005 未満	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.005	0.005 未満	0.067	0.005 未満	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.007	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	2.0	10.3	41.3	4.3	10
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	2	4.6	58.3	3.5	10
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	37	27	37	51	30
40	蒸発残留物	mg/l	55	76	178	89	81
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物 (TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	7.5	7.3	7.5	6.8	7.6
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	2	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判定			適合	適合	適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その3）

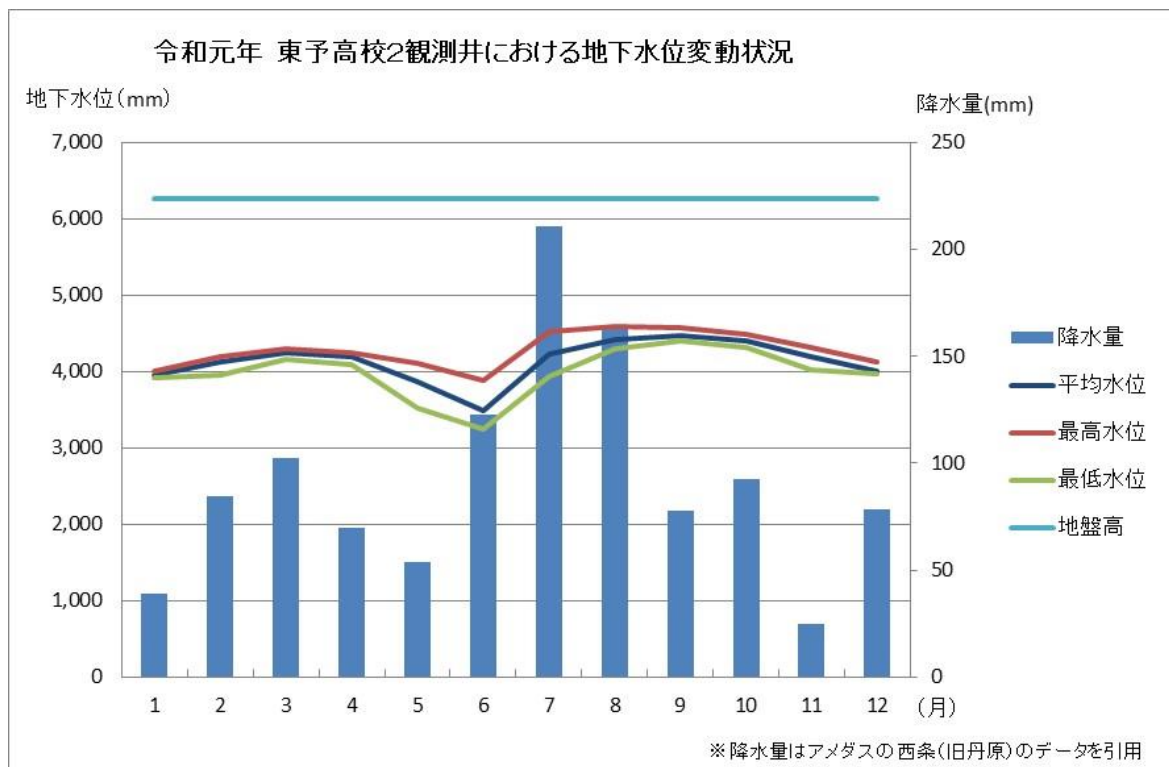
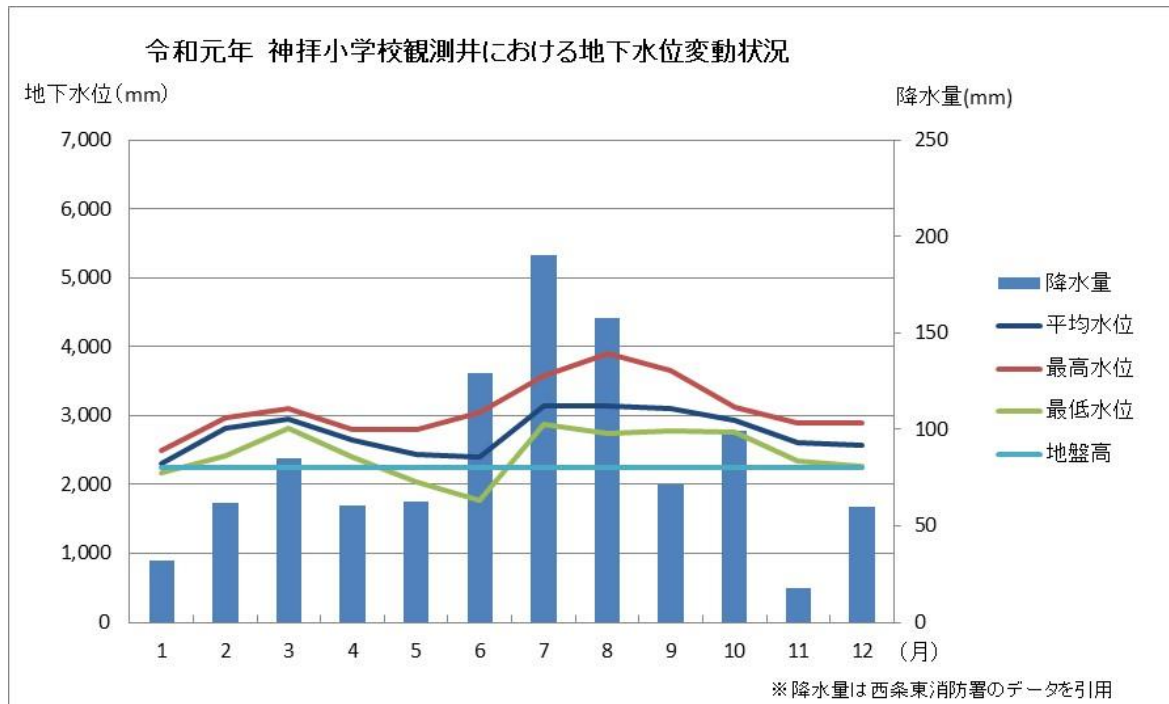
No.	採水場所 行政区 採水日本検査 地図No.	市塚 R1. 9. 17 (50)	玉津 R1. 10. 17 (54)	辰川 R1. 9. 17 (55)	川北 R1. 9. 17 (58)	大新田 R1. 9. 10 (63)
	検査項目	(単位)				
1	一般細菌	個/ml	0	0	0	0
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.4	1.6	2.4	3.2
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.011	0.015	0.012	0.016
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.007	0.007	0.005 未満	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	4.1	15.9	4.5	8.3
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	3.6	16.7	4.7	9.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	42	54	50	90
40	蒸発残留物	mg/l	75	131	117	83
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物 (TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	6.7	6.9	6.4	6.7
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判 定			適合	適合	適合	適合
						不適合

地下水全項目検査結果（その4）

No.	採水場所 行政区 採水日本検査 地図No.	広江 R1. 9. 10 (68)	三芳 R1. 9. 10 (75)	池田 R1. 10. 10 (78)	北川 R1. 9. 10 (87)	明徳 R1. 9. 10 (90)
	検査項目	(単位)				
1	一般細菌	個/ml	0	0	0	6
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1	1.0	3.7	2.2
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.18	0.14	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.020	0.013	0.015	0.021
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.006
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.007
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.009	0.005 未満	0.006
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.011
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	5.2	5.4	5.8	6.7
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	9.1	3.8	6.7	8.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	38	37	68	43
40	蒸発残留物	mg/l	82	84	139	103
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物 (TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	6.9	6.9	6.6	6.7
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判 定			適合	適合	適合	適合

③ 地下水位調査結果

番号	観測井戸名	口 径 (mm)	深 度 (m)	地盤高 (m)	平 均 水 位(m)	
					標高表示	GL表示
1	鷹丸	75	20	2.106	3.174	1.068
2	西条小学校	125	20	1.378	0.182	-1.196
3	市塚	125	20	0.605	0.442	-0.163
4	禎瑞小学校	300	80	-0.200	-0.200	0.000
5	三本松	350	30	2.090	0.232	-1.858
6	玉津小学校	300	50	2.300	3.014	0.714
7	大町小学校	150	8.85	4.876	2.745	-2.131
8	神拝小学校	300	80	2.240	2.752	0.512
9	明神木	45	20	2.019		
10	原の前	40	21	2.388		
11	東禎瑞	35	2	-0.024		
12	古川住宅	40				
13	下町	65				
14	川原畑	100	10	5.660		
15	西条南中学校	100	16	7.020		
16	安知生新開	50	22	2.540		
17	中西新開	65	35	1.710		
18	東予高校1	250	150	6.227	4.024	-2.203
19	東予高校2	250	70	6.268	4.130	-2.138
20	今在家公園	250	70	3.854	0.211	-3.643
21	一ツ橋川	75	15	1.240	0.252	-0.988
22	北条新田	50	18	0.210	-0.116	-0.326
23	大新田公園	250	70	0.339	1.318	0.979
24	新川浜橋	300	140	1.260	-1.202	-2.462
25	三芳水源地	250	70	20.055	12.678	-7.377
26	北水源地		80	18.200	10.739	-7.461
27	周布		4	9.210	6.718	-2.492
28	桑村		10	27.820	17.086	-10.734
29	明理川		6	6.870	3.715	-3.155
30	丹原		15	17.625		
31	田野上方		14	31.250	21.610	-9.640
32	長野		46	43.810	28.317	-15.493
33	北川		13	14.000	7.713	-6.287
34	森戸		20	12.680	20.520	7.840
35	地藏原1東		34	3.310	6.503	3.193
36	地藏原2西		15	3.310	6.522	3.212





(5) 水生生物調査

西条市では、『加茂川』に棲んでいる水生生物を調査することによって水質の状況を知るとともに、子どもたちが自然と親しみ、河川を大切にすることを育てることを目的として、昭和 61 年度から夏休み期間中に小学生を対象とした「親と子で水と親しむ青空教室」を実施してきましたが、平成 17 年度からは中学生も参加可能とし、「水と親しむ青空教室」という名称に改め、以降毎年実施しています。

実施方法は、環境省の「水生生物による水質の調査法―川の生きものから水質を調べよう―」によって行っており、指標生物の棲息状況によって、「Ⅰ. きれいな水」、「Ⅱ. 少し汚れた水」、「Ⅲ. きたない水」、「Ⅳ. 大変きたない水」の 4 階級に分類されていますが、毎年「Ⅰ. きれいな水」の結果が得られています。

水生生物による水質調査結果

【調査場所】 加茂川 (伊曾の橋 ～舟形橋)		調査年月日		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
				7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	8	7	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
				22	6	4	9	24	23	23	23	29	26	1	30	9	9	9	2	7	24	29	27	26	25	23	3	29	27	25	25	25	30	24	24	25	25	
【生物採取場所】 川の中心	調査時刻(時)		11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	曇	曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
【川底の状態】 こぶし大の石多	水温(℃)		22	22	23	20	26	25	24	19	22	21	22	19	21	21	22	27	27	27	23	27	25	19	21	26	22	21	23	20	25	24	21	25	25	28	21	
	川幅(m)		30	38	35	45	36	27	22	50	40	30	50	100	30	60	80	30	30	15	15	10	120	115	40	60	83	90	90	20	90	90	90	90	90	90	90	
生物を採取した場所の水深(cm)	流速(cm/s)※		速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	速	
			50	20	25	20	45	30	30	20	20	15	20	20	30	30	30	20	20	15	10	10	20	20	30	10	10	40	40	20	30	30	30	30	40	20	30	
指標生物の出現状況	Ⅰ	① ウズムシ類														○																						
		② サワガニ																											○									
		③ ブユ類																																				
		④ カワゲラ類					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			●	●	○		●		●	○	●
		⑤ ナカレトビゲラ・ヤマトビゲラ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑥ ヒラタカゲロウ類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑦ ヘビトンボ類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅱ	⑧ ⑤以外のトビゲラ類	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑨ ⑥以外のカゲロウ類	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅲ	⑩ ヒラタドROMシ																																				○
		⑪ サホコカゲロウ																																				
		⑫ ヒル類																																				
	Ⅳ	⑬ ミズムシ																																				
		⑭ サカマキガイ																																				
		⑮ セスジユスリカ																																				
	Ⅴ	⑯ イトミズシ																																				
⑰																																						
水質階級の判定			Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	

○:出現生物

●:出現生物のうちで最も多かったもの

水質階級:

Ⅰ. きれいな水

Ⅱ. ややきれいな水

Ⅲ. きたない水

Ⅳ. 大変きたない水

※速:30~60(cm/s)

(6) 工場・事業場の規制

工場・事業場の規制については、水質汚濁防止法に基づき、特定施設の設置・変更に係る届出制や全国一律の排水基準などが設けられており、現在、101 の業種等に係る特定施設が指定されています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海区域の最大排水量 50m³/日以上 of 工場・事業場に対しては、特定施設の設置・変更に係る許可制が採用されています。

特に、人口・産業が集中し、汚濁の著しい広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、愛媛県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されています。

昭和 54 年以降これまで 7 次にわたって総量削減計画を策定し、COD、窒素含有量、りん含有量の削減目標を設定し、汚濁負荷量の削減を図ってきた結果、水質濃度レベルは低下し、水質改善が図られたものの、水質環境基準の達成状況は横ばいであり、富栄養化に伴う赤潮も発生していることから、引き続き水質改善を図っています。

さらに、愛媛県公害防止条例では、生コンクリートのトラックミキサー洗浄施設等 4 種類の施設を排水施設として指定しており、これらの施設を設置する工場、事業場には、排水施設の設置等の届出、排水基準の遵守等を義務付けています。また、全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難であるため、COD、SS 等 6 項目については、より厳しい基準値（上乘せ排水基準値）を設定しています。

なお、省令改正が行われ、1,1-ジクロロエチレンの排水基準は 0.2 mg/L から 1.0 mg/L になりました(平成 23 年 11 月 1 日施行)。

水質汚濁防止法特定施設（施行令第 1 条関係 別表第 1）

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんのでんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設 及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設 を含む。） リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）	イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

		ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴ	直接加硫施設

	ム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極 又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄 施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化素施設を含む。）
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めつき施設
66 の 2		エチレンオキシサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が 500 m ² 未満を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360 m ² 未満を除く。）
66 の 6	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 420 m ² 未満を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が 630 m ² 未満を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500 m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場は除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設

71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの。 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設(500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設
指定地域特定施設(施行令第 3 条の 2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設(201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽)

水質汚濁防止法による一律基準（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

(1)有害物質に係る基準

(単位：mg/L)

項 目	排水水（許容限度）	地下浸透水（許容限度）
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.001
シアン化合物	シアンとして 1	シアンとして 0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	0.1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1	鉛として 0.005
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.04
砒素及びその化合物	砒素 0.1	砒素として 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	アルキル水銀として 0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.3	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002
四塩化炭素	0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	シス体として 0.004 トランス体として 0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.0002
チウラム	0.06	0.0006
シマジン	0.03	0.0003
チオベンカルブ	0.2	0.002
ベンゼン	0.1	0.001
セレン及びその他化合物	セレンとして 0.1	セレンとして 0.002
ほう素及びその化合物（海域以外）	ほう素として 10	ほう素として 0.2
ほう素及びその化合物（海域）	ほう素として 230	
ふっ素及びその化合物（海域以外）	ふっ素として 8	ふっ素として 0.2
ふっ素及びその化合物（海域）	ふっ素として 15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100（アンモニア態窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の合計量）	アンモニア態窒素 0.7 亜硝酸態窒素 0.2 硝酸態窒素 0.2
塩化ビニルモノマー	—	0.0002
1, 4-ジオキサン	0.5	0.005

(2)一般項目（有害物質以外の項目）（単位：mg/L ただし、pH 及び大腸菌群数は除く）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6（海域以外）
	5.0～9.0（海域）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均 120）
浮遊物質量（SS）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	日間平均 3,000
窒素含有量	120（日間平均 60）
りん含有量	16（日間平均 8）

(7) 工場・事業場の立入検査

水質汚濁防止法により指定されている特定施設のうち、環境保全協定（公害防止協定）を締結している工場・事業場に、水質汚濁負荷量の測定のために立入検査を実施しています。

令和元年度の立入検査結果は次ページの表のとおりです。協定を定める基準値を超過した企業については、超過原因の報告を求めるとともに、今後の防止策等について指導しました。

※ m／nのmは協定値を超えた検体数、nは実施した検体数

工場・事業場立入検査結果

事業所	項目	pH	亜鉛(mg/l)	銅(mg/l)	砒素(mg/l)	鉛(mg/l)	カドミウム(mg/l)	総水銀(mg/l)
住友金屬鉱山栃東予工場		8.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	油分(kg/日)	全窒素(kg/日)	全リン(kg/日)	フッ素(mg/l)	排水量(m ³ /日)
㈱クレハ西条事業所		7.5	66	39		101	7.4		38,700
アサヒビール㈱四国工場		8.1	5.0	2.1	ND				1,026
㈱オキエスミナガタ・ニューファクトリー岡山事業所		7.4	11	14	ND			4.1	4,739
ワタキュー・セイメイモア㈱四国工場		8.1	0.9	0.8	ND	0.3	0.060		264

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)
四国電力㈱西条発電所		7.4			ND
㈱ダスキンプロダクト中四国愛媛工場		7.4	8.7	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)
愛媛航鉄錬物工業団地	最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	最小～最大	m / n
	7.4 ～ 7.7	0 / 4	1.6 ～ 3.5	0 / 4	2 ～ 5	0 / 4
	7.6 ～ 7.8	0 / 4	2.9 ～ 4.0	0 / 4	3 ～ 4	0 / 4
	7.0 ～ 7.3	0 / 4	2.9 ～ 14.0	0 / 4	ND ～ 5	0 / 4
四国コカ・コーラボトリング㈱小松工場						

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)	溶解性鉄(mg/l)	クロム(mg/l)
日新製鋼栃東予製造所	最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	最小～最大	m / n
	6.9 ～ 7.3	0 / 4	1.6 ～ 2.0	0 / 4	ND ～ 2.0	0 / 4	ND ～ 0	ND 0 / 1
株式会社ガルバ興業本社工場	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	亜鉛(kg/日)	全窒素(kg/日)	全リン(kg/日)	排水量(m ³ /日)
		7.1	0.9	ND	ND	1.5	0.004	133

(8) 河川の清流を守る条例

「水の都西条」にふさわしい快適な水環境を確保するための「西条市河川の清流を守る条例」に基づき、河川のうち特に保全していく必要がある区域として、新町川水系、新川水系、御舟川水系及び馬淵川・サラサラ川水系の4水系を「水質保全区域」に指定し、年に一度（概ね7月の第1日曜日）、水質保全区域河川一斉清掃を実施していました。

平成23年度から水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃することとなりました。令和元年度は、自治会等ごとに河川清掃が実施され、周辺住民等、約800人が河川周辺の除草やごみ拾いなどを行い、収集されたごみは約10トンにもなりました。

水 系 名	延 長
新 町 川 水 系	約 3.1 km
新 川 水 系	約 5.5 km
御 舟 川 水 系	約 4.1 km
馬淵川・サラサラ川水系	約 1.2 km
計	約 13.9 km

実施校区等	実施日	参加人数(人)	回収したごみ量(t)
大 町 校 区	6 月 30 日 (日)	277	5.2
神 拝 校 区	5 月 19 日 (日) 7 月 7 日 (日)	242	1.9
神 拝 校 区 (観音水・新町川を美しくする会)	5 月 19 日 (日) 9 月 29 日 (日)	104	0.8
西 条 校 区	9 月 8 日 (日)	170	0.9



3. 大気

(1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの 5 物質について定められていましたが、平成 9 年に有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの 3 物質が、平成 13 年にジクロロメタンの環境基準が設定されました。なお、平成 25 年度から愛媛県の設置した大気測定局において、微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しています。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
(備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
(備考) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10 mg/m ³ を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	_____	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
光化学 オキシダント	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。	_____
微小粒子状物質	_____	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値うち低い方から 98% に相当する値が 35μg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。

(2) 監視体制

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の項目を自動測定する機械を設置している大気汚染常時監視測定局が市内に 7 か所あり、愛媛県衛生環境研究所とのテレメータにより常時監視を実施しています（令和 2 年 3 月 31 日現在）。

	SO ₂	SPM	WD	WS	OX	NO _x	NO	NO ₂	THC	CH ₄	NMHC	TM	PM2.5
飯岡小	○	○	○	○								○	
西条児童館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
禎瑞小	△	△	△	△								○	
壬生川	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
石根小	○	○	○	○								○	
丹原東中	○	○	○	○								○	
来見	△	△	△	△								○	

(SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 WD : 風向 WS : 風速 OX : 光化学オキシダント

NO_x : 窒素酸化物 NO : 一酸化窒素 NO₂ : 二酸化窒素 THC : 総炭化水素 CH₄ : メタン

NMHC : 非メタン炭化水素 TM : テレメータ PM2.5 : 微小粒子状物質)

(○ : 愛媛県設置 △ : 西条市設置)

(3) 測定結果

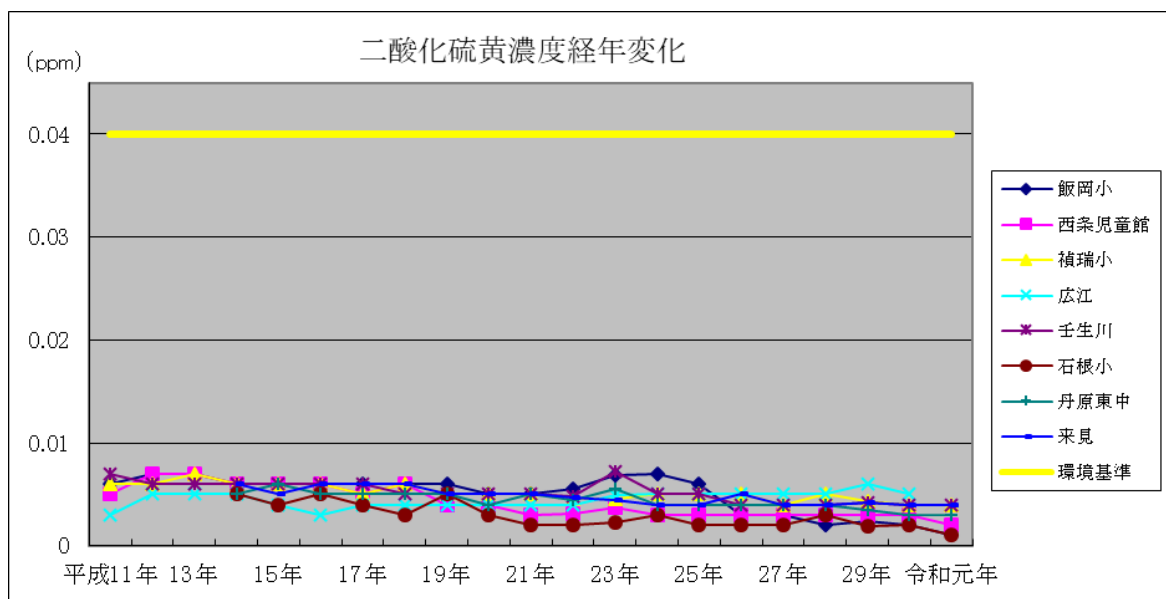
① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっています。二酸化硫黄による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、ばい煙発生施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制、工場ごとの総量規制等様々な対策が講じられ、企業においてもこうした規制を受け、低硫黄原油の輸入、重油の脱硫、排煙脱硫装置の設置等の対策が進められました。その結果、硫黄酸化物は昭和 40、50 年代に比べ著しく減少しています。

令和元年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化硫黄濃度測定結果

項 目 \ 測 定 局	飯岡小	西 条 児童館	禎瑞小	壬生川	石根小	丹 原 東 中	来 見	平 均
1 時間値が0.1ppm以下の 時間数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 日平均値が0.04ppm以下の 日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年 平 均 値 (ppm)	0.001	0.002	0.004	0.004	0.001	0.003	0.004	0.003
1 時間値の最高値 (ppm)	0.032	0.025	0.020	0.022	0.014	0.019	0.025	最 高 0.032
1 日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.006	0.009	0.011	0.005	0.010	0.011	最 高 0.011
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること							



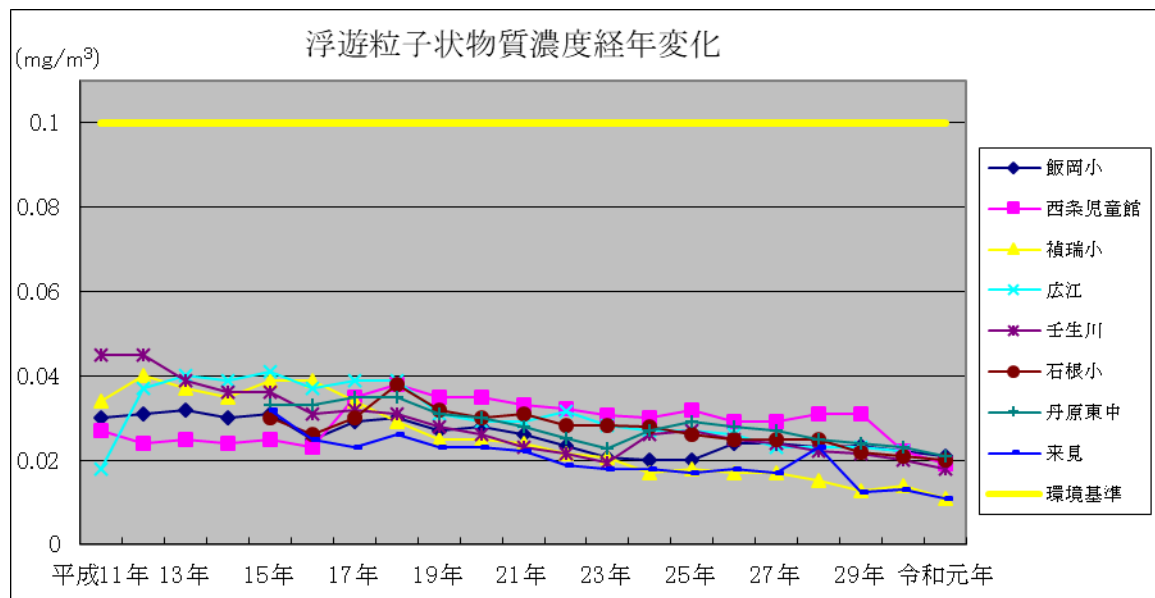
② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する浮遊粉じん、エアロゾルなどの粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの）は、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

令和元年度の常時測定結果は以下のとおりで、1局のみ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を一時的に達成できませんでしたが、その他の測定局では環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質測定結果

項 目 \ 測 定 局	飯岡小	西 条 児童館	禎瑞小	壬生川	石根小	丹 原 東 中	来 見	平 均
1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の 時間数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の 日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年 平 均 値 (mg/m^3)	0.021	0.019	0.011	0.018	0.020	0.021	0.011	0.017
1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.118	0.104	0.088	0.108	0.094	0.181	0.122	最 高 0.181
1日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.063	0.062	0.052	0.068	0.065	0.087	0.047	最 高 0.087
環境基準	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること、ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越える日が2日連続しないこと							



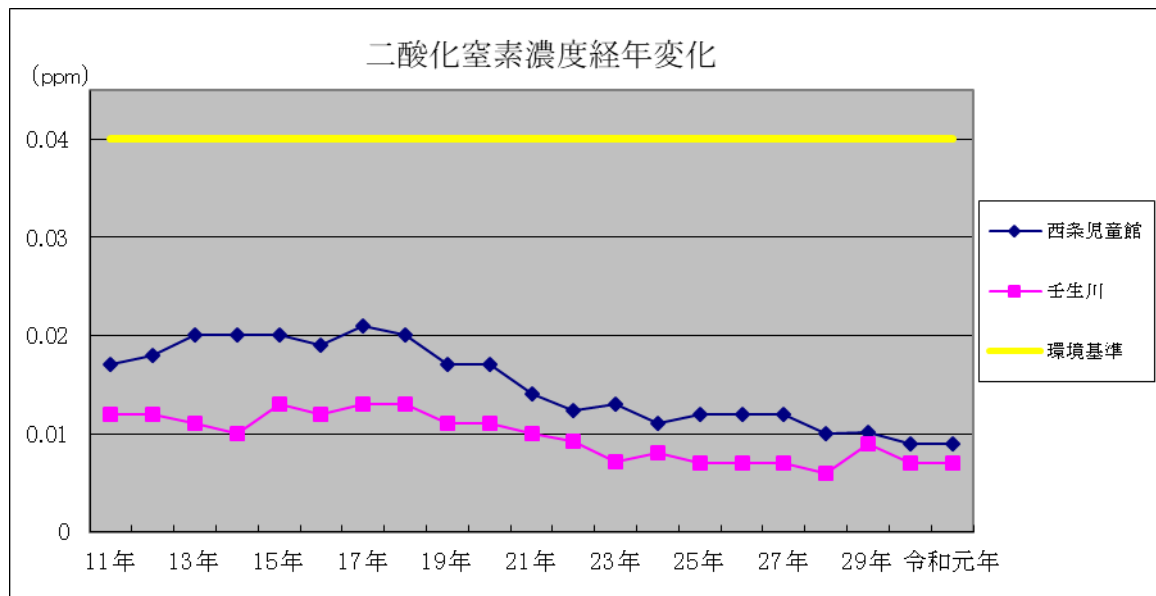
③ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。窒素酸化物は酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。窒素酸化物のうち、二酸化窒素については環境基準（1 時間値の1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること）が定められています。

令和元年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素測定結果

測定局 \ 項 目	1 日平均0.06ppm 以下の日数達成率(%)	年 平 均 値 (ppm)	1 時間値の最高値 (ppm)	1 日平均値の最高値 (ppm)
西条児童館	100.00	0.009	0.044	0.029
壬 生 川	100.00	0.007	0.040	0.024
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			



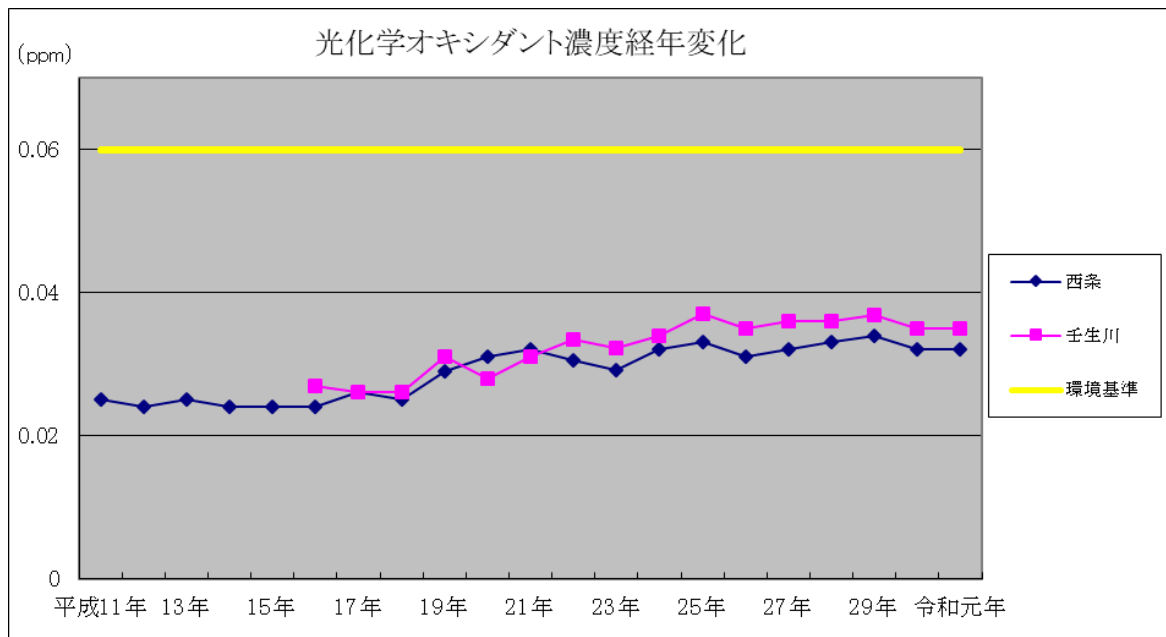
④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一時汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へも影響を及ぼし、農作物などにも影響を与えます。

令和元年度の常時測定結果は以下のとおりで、2局とも昼間1時間値の最高値は環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）を超えています。昼間年平均値は環境基準を下回っており、また昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数達成率も90%を超えています。なお、壬生川測定局で5月25日16時に昼間1時間値の最高値が0.120ppmを超えたため、光化学スモッグ注意報が発令されました。

光化学オキシダント測定結果

項 目 測定局	昼間の1時間値が0.06ppm 以下の時間数達成率(%)	昼間年平均値 (ppm)	昼間1時間値の最高値 (ppm)
西条児童館	94.69	0.032	0.115
壬 生 川	90.87	0.035	0.121
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること		



⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)

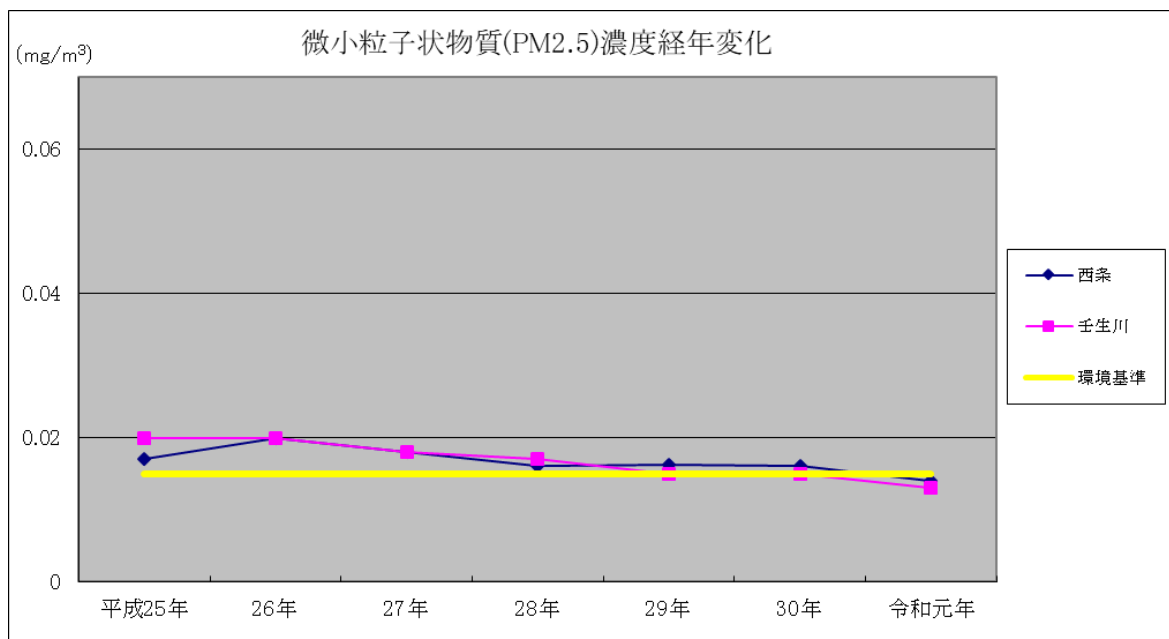
微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に漂う粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを指します。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子のことです。肺の奥深くまで入り込みやすく、肺胞など気道の奥に沈着するため、呼吸系や循環器系などへの影響が懸念されています。平成 25 年度から微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しました。

令和元年度の常時測定結果は以下のとおりで、2 局とも 1 日平均値の最高値は基準を超えているが、年平均値は基準を満たしており、また、1 日平均 $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の日数達成率は非常に高くなっています。

なお、国の定めた注意喚起に係る暫定指針（東予地域の各測定局の午前 5～7 時の 1 時間値の平均値のうち、上位の 2 局の平均値を再平均して $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合及び東予地域の各測定局の午前 5～12 時までの 1 時間値の平均値の最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合）を超えることはなかったため、微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起が実施されることはありませんでした。

微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定局 \ 項 目	1 日平均 $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の日数達成率 (%)	年 平 均 値 (mg/m^3)	1 時間値の最高値 (mg/m^3)	1 日平均値の最高値 (mg/m^3)
西条児童館	99.72	0.014	0.057	0.046
壬 生 川	100.00	0.013	0.078	0.040
環境基準	1年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1日平均値が $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること			



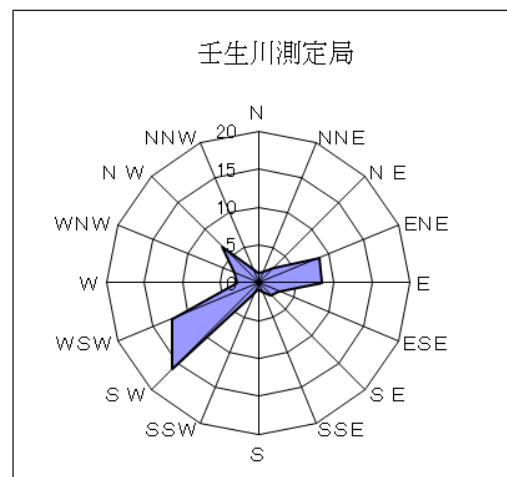
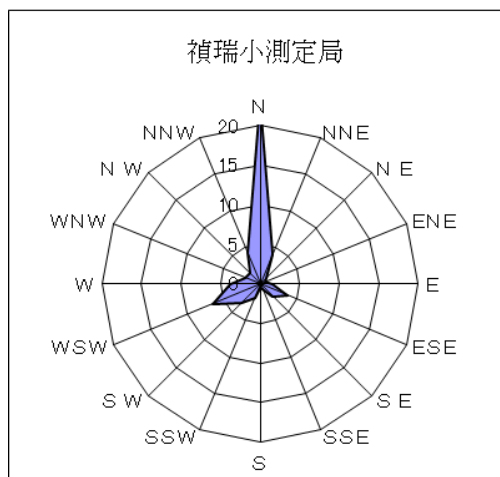
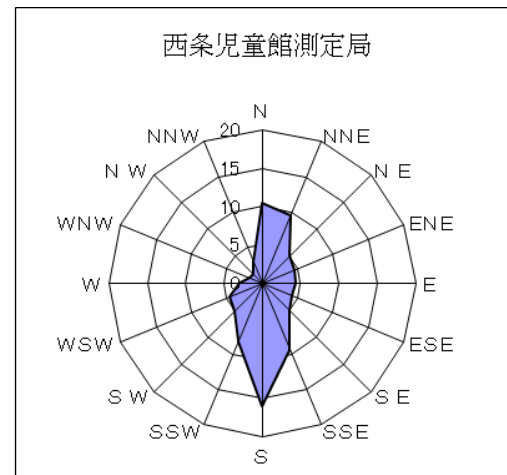
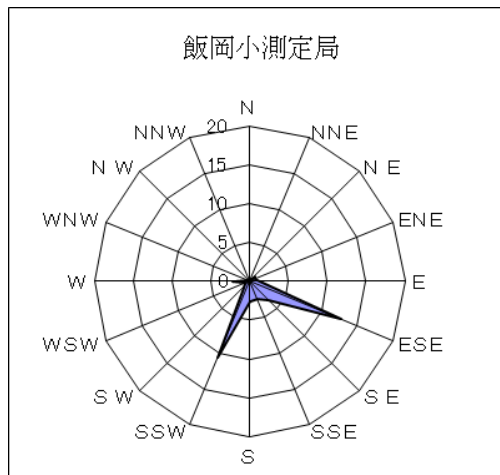
⑥ 風向・風速

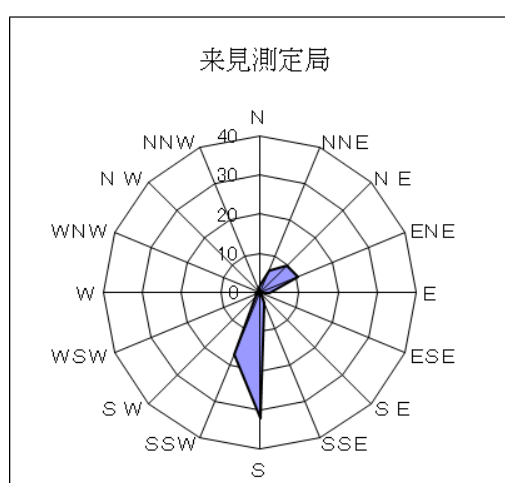
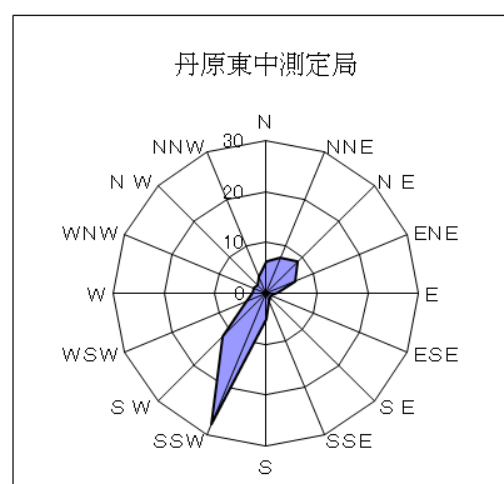
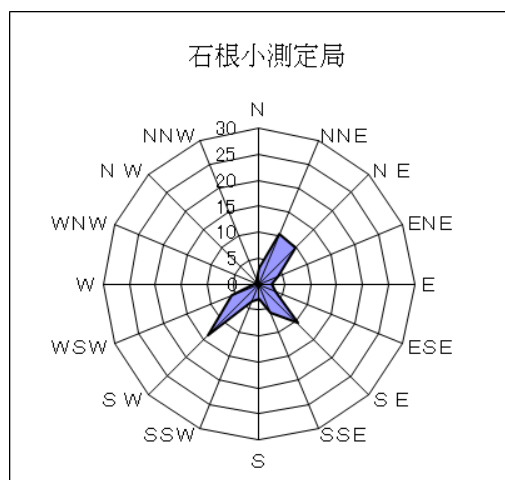
令和元年度の各測定局における季節別年間最多風向及び年間風配図は以下のとおりです。

季節別年間最多風向

測定局 項目		飯岡小	西条 児童館	禎瑞小	壬生川	石根小	丹原 東中	来見
年間最多風向		東南東	南	北	南西	南西	南南西	南
季節別	春・夏	東南東	南	北	南西	北北東	南南西	南
	秋・冬	西	南	北	南西	南西	南南西	南

年間風配図（単位：％）

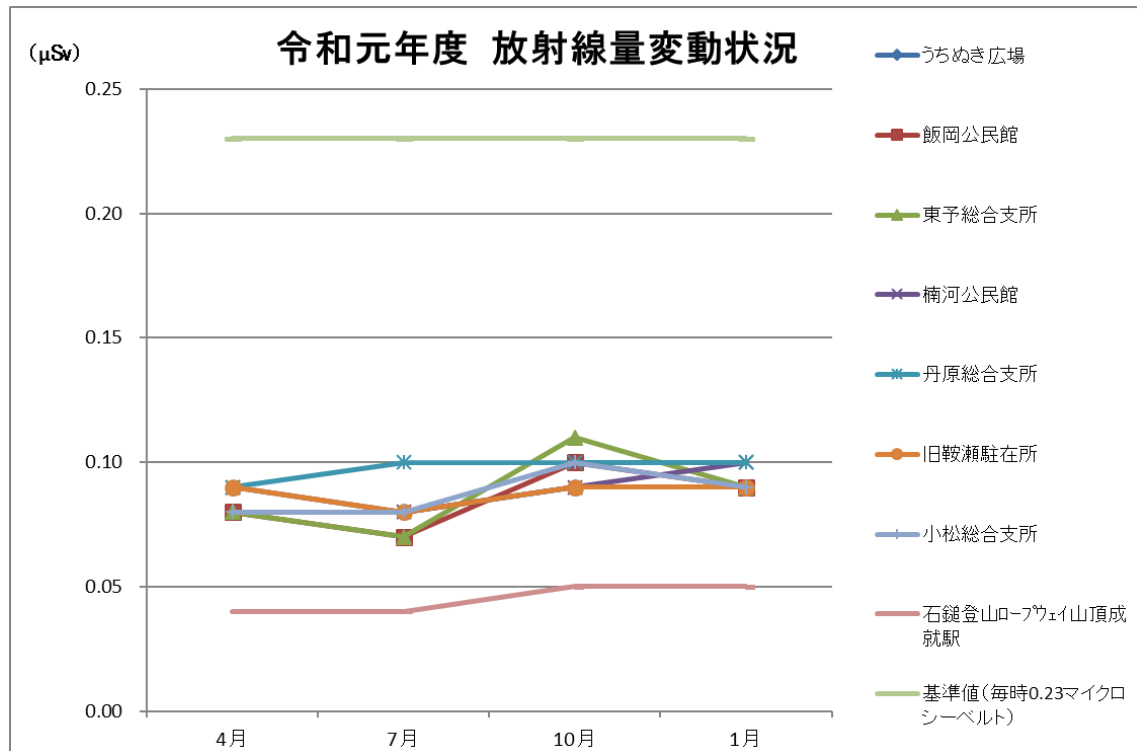


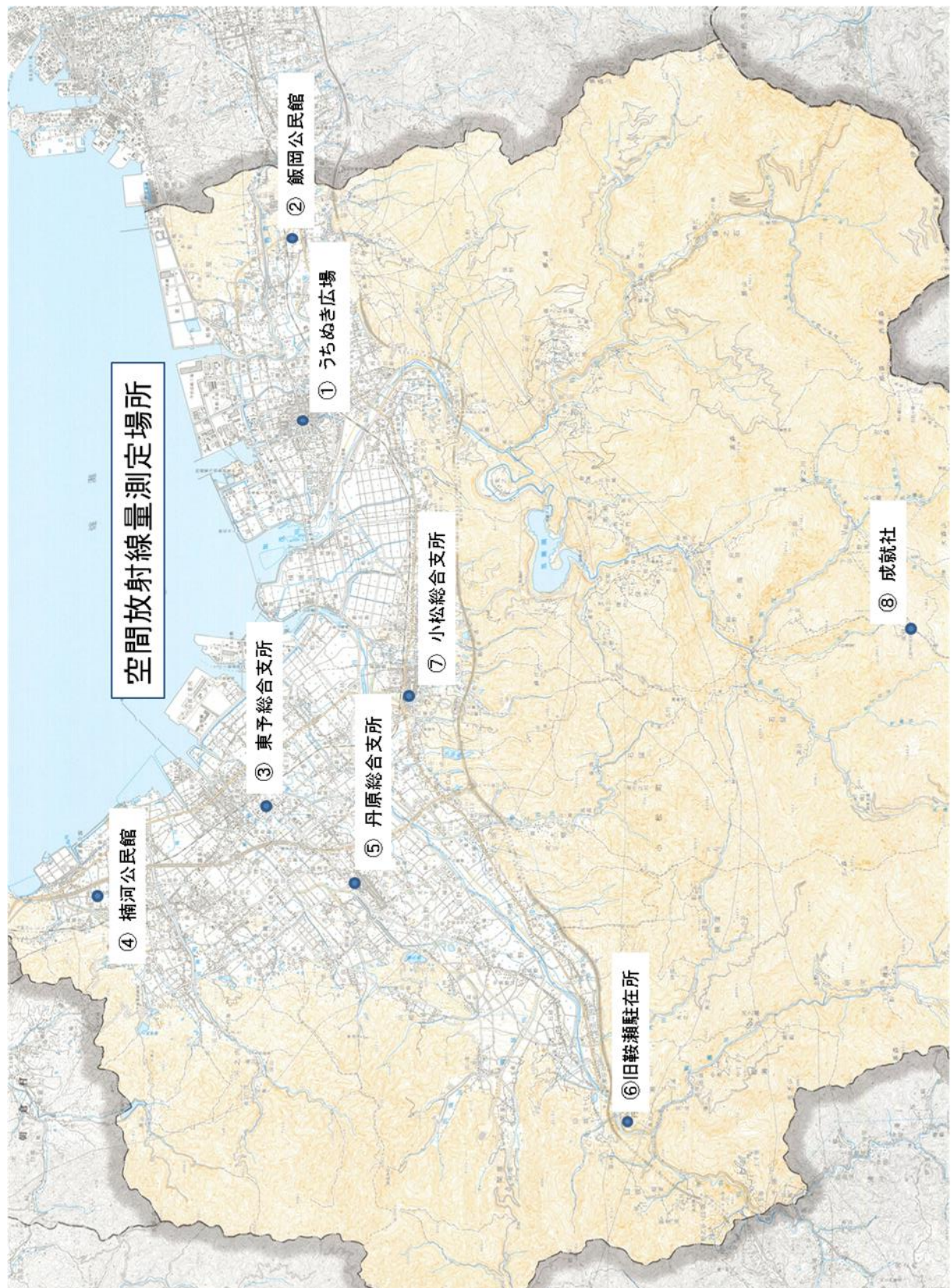


(4) 放射線測定

西条市では、平常時における空間放射線量データの蓄積を目的に、平成24年7月から市内8地点での空間放射線量を測定しています。平成26年7月から、測定頻度を月1回から年4回(4月、7月、10月、1月)に変更しました。現在のところ、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

平成31年(令和元)度 西条市内空間放射線量測定結果					
測定場所	測定日等	4月	7月	10月	1月
うちぬき広場	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	曇	晴	晴
	測定時刻	8:35	11:00	15:40	14:25
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.08	0.09	0.09
飯岡公民館	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	晴	曇	晴
	測定時刻	8:55	9:00	13:40	14:10
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.07	0.10	0.09
東予総合支所	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	晴	曇	晴
	測定時刻	9:50	9:50	14:30	10:10
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.07	0.11	0.09
楠河公民館	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	晴	曇	晴
	測定時刻	9:35	9:35	14:20	9:55
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.09	0.08	0.09	0.10
丹原総合支所	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	10:00	10:05	14:40	10:20
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.09	0.10	0.10	0.10
旧鞍瀬駐在所	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	曇	晴	晴
	測定時刻	10:15	10:25	15:00	10:40
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.09	0.08	0.09	0.09
小松総合支所	測定日	4月24日	7月16日	10月30日	1月9日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	10:35	10:45	15:20	11:00
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.08	0.10	0.09
石鎚登山ロープウェイ山頂 成就駅	測定日	4月23日	7月17日	10月31日	1月16日
	天気	晴	晴	晴	曇
	測定時刻	9:50	9:30	9:50	14:30
	測定値(マイクロシーベルト毎時)	0.04	0.04	0.05	0.05





(5) 規制の概要

大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の排出規制を行っています。

また、法による規制を補完強化する愛媛県公害防止条例では、法律で定める排出基準より厳しい上乘せ基準を定めるとともに、法規制対象施設以外の施設に対して、硫黄酸化物、ばい煙等の排出基準の設定や事前届出制を定めるなどの規制を行っており、工場や事業場が集中立地している東予地域に立地する工場を対象に硫黄酸化物の総量規制を行っています。

大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設
ばい煙	硫黄酸化物	SO _x	物の燃焼、石油燃焼	ばい煙発生施設
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	ばい煙発生施設
	有害物質	窒素酸化物	物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設
		カドミウム、鉛、フッ化水素、塩化水素など	物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破砕、選別、堆積など	一般粉じん発生施設
	特定粉じん	石綿	石綿含有製品の製造、加工など	特定粉じん発生施設
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物など	自動車の運行	特定の自動車
特定物質		フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設（政令等で特定せず）

愛媛県公害防止条例で定める硫黄酸化物の排出基準

地域	西条地域	東予地域・小松地域	丹原地域
K 値	3.5 ただし、新たに設置されるばい煙発生施設にあっては 2.34	5.0	17.5

(6) 工場・事業場の立入検査

環境保全協定（公害防止協定）に基づき、ばい煙濃度の測定のために工場・事業場の立入検査を実施しています。令和元年度の立入検査結果は以下のとおりです。

工場・事業所立入検査結果

項目 事業所	硫黄酸化物 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)		ばいじん ($\text{kg}/\text{時}$)		窒素酸化物 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)	
(株)クラレ 西条事業所	1.0	協定値 31	6.0	協定値 14.7	24	協定値 44.3
アサヒビール(株) 四国工場	<0.007	協定値 1	<0.007	協定値 6	0.047	協定値 7
コカ・コーラ ボトラーズジャパ ン(株)小松工場	0.003		<0.005	協定値 0.25	39	

事業団体	事業所	ばいじん (g/Nm^3)	
		測定値	協定値
愛媛鋳鉄鋳物工業団地	越智鋳造所	0.005 未満	0.2
	大亀製作所	0.005 未満	

4. 騒音

(1) 環境基準

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、その他一般家庭から発生する生活騒音など多種多様です。

騒音に係る環境基準は、環境基本法の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事が行います。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 56 年 4 月 10 日	昭和 56 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 11 年 3 月 19 日	平成 11 年 4 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベル (LAeq) に変更することに伴う見直しが行われ、平成 11 年 3 月 19 日に告示（平成 11 年 4 月 1 日施行）されました。

また、第 2 次一括法による改正が行われ、平成 24 年度より騒音規制法第 18 条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

騒音に係る環境基準

① 一般地域

地域の区分	基 準 値		
	類型	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基 準 値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基 準 値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。	

一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例
120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100 デシベル	電車が通る時のガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面 5m）
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

環境騒音測定は、A 類型指定 2 地点、B 類型指定 2 地点、C 類型指定 2 地点の 6 地点で実施しました。測定結果は以下のとおりで、全ての地点で環境基準を達成できました。

環境騒音測定結果

測定場所	類型	測定年月日	等価騒音レベル		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
神拝公民館	A	令和2年 2月18日 ～ 19日	45	38	○	○
東予図書館・郷土館	A	令和2年 3月30日 ～ 31日	45	38	○	○
神戸公民館	B	令和2年 2月 5日 ～ 6日	52	45	○	○
西条西部公園	B	令和2年 2月 3日 ～ 4日	50	43	○	○
産業情報支援センター	C	令和2年 1月 9日 ～ 10日	51	40	○	○
西ひうち緩衝緑地	C	令和2年 2月 4日 ～ 5日	50	46	○	○

(2) 騒音規制

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されます。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事 項	告示日	施行日
旧西条市類型指定	昭和 45 年 10 月 27 日	昭和 45 年 11 月 20 日
旧東予市類型指定	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 47 年 9 月 28 日
旧丹原町・旧小松町 類型指定	昭和 48 年 11 月 30 日	昭和 49 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 51 年 6 月 22 日	昭和 51 年 7 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 53 年 12 月 22 日	昭和 54 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内にあって、騒音規制法に基づく金属加工機械等の特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく冷凍機等の騒音発生施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び愛媛県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となります。なお、環境大臣が指定する一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっています。

特定工場等に係る発生する騒音の規制に関する基準

(愛媛県公害防止条例施行規則別表第 14)

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。				

騒音規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	燃糸機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に 30 台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー

騒音規制法の特定制建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定制建設作業の騒音の規制に関する基準

区域	作業の種類・名称		騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 7 時から翌午前 7 時まで	10 時間以内	6 日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	午後 9 時から翌午前 6 時まで	〃	制限なし	制限なし
第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 10 時から翌午前 6 時まで	14 時間以内	6 日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

騒音規制法に基づく特定制建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを越えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業

1	建設作業であって、ブルドーザー、パワーショベル等（原動機の定格出力が 22.5 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2	板金作業又は製罐作業のうち、ハンマーを使用するものであって、厚さ 0.8 ミリメートル以上の材料を用いるもの

騒音規制法に基づく特定施設設置届出状況

(令和元年 3 月 31 日現在)

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 金属加工機械	172
2. 空気圧縮機等	2,017
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	709
5. 建設用資材製造機械	15
6. 穀物用製粉機	17
7. 木材加工機械	165
8. 抄紙機	6
9. 印刷機械	33
10. 合成樹脂用射出成形機	51
11. 鋳物造型機	14
合 計	3,230
届出工場事業場数	262

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出状況

(令和元年 3 月 31 日現在)

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 冷凍機	281
2. セメント製品製造機械	24
3. 燃糸機	58
4. 工業用動力ミシン	421
5. 木材加工機械	1
合 計	785
届出工場事業場数	48

(3) 自動車交通騒音

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音と道路交通騒音の両面から規制されています。

自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策として行われている自動車騒音規制については、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区別して許容限度が定められています。

また、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの

限度（要請限度）が定められており、騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）によります。

騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度
要請限度

地域の区分	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の区域、b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の区域、c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の区域とする。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）
75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4 車線以上）、自動車専用道路 幹線交通を担う道路に近接する空間 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15 メートルまでの範囲 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20 メートルまでの範囲	

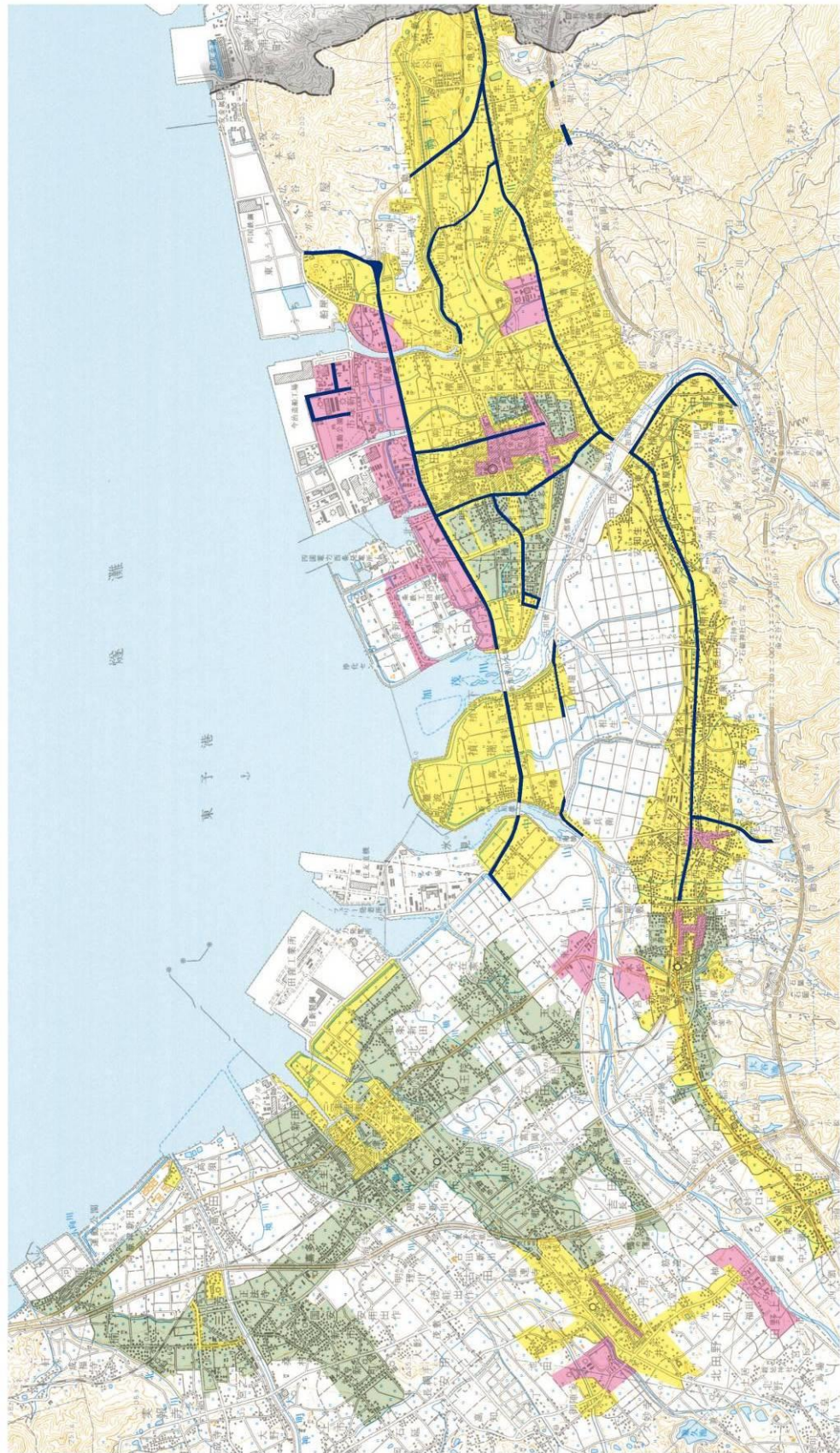
令和元年度は自動車交通騒音測定を 5 地点で実施しました。

測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通騒音測定結果

測定場所	測定年月日	等価騒音レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松総合支所前	令和 2 年 2 月 19 日～20 日	73	69	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 2 年 3 月 26 日～27 日	67	62	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防庁舎前	令和 2 年 1 月 15 日～16 日	71	66	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 2 年 2 月 20 日～21 日	66	60	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 2 年 1 月 20 日～21 日	68	60	○	○

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）

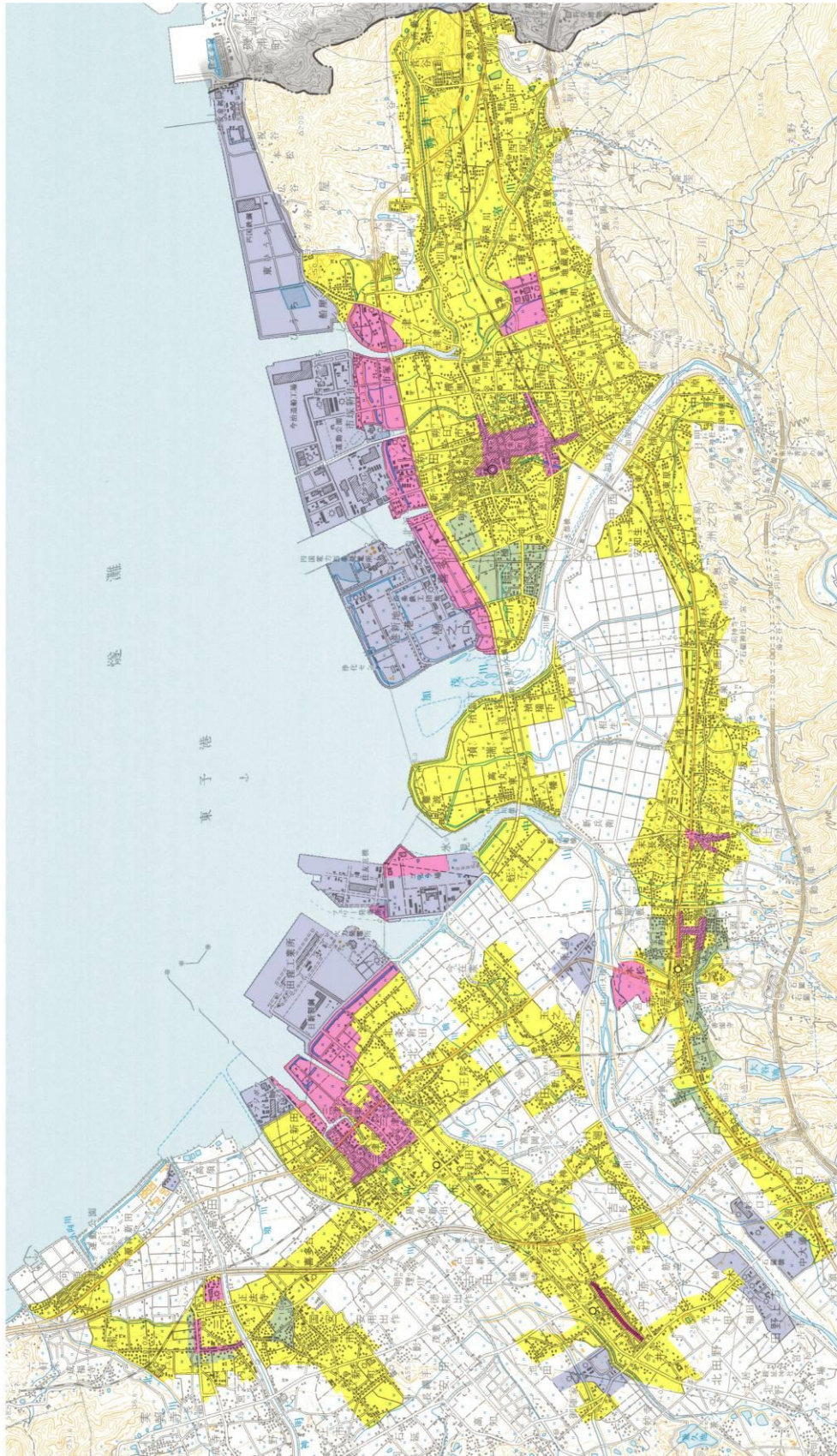
A 類型（a 区域）

B 類型（b 区域）

C 類型（c 区域）

幹線交通を担う道路に近接する空間

騒音規制区域図



特定工場において発生する騒音の規制基準

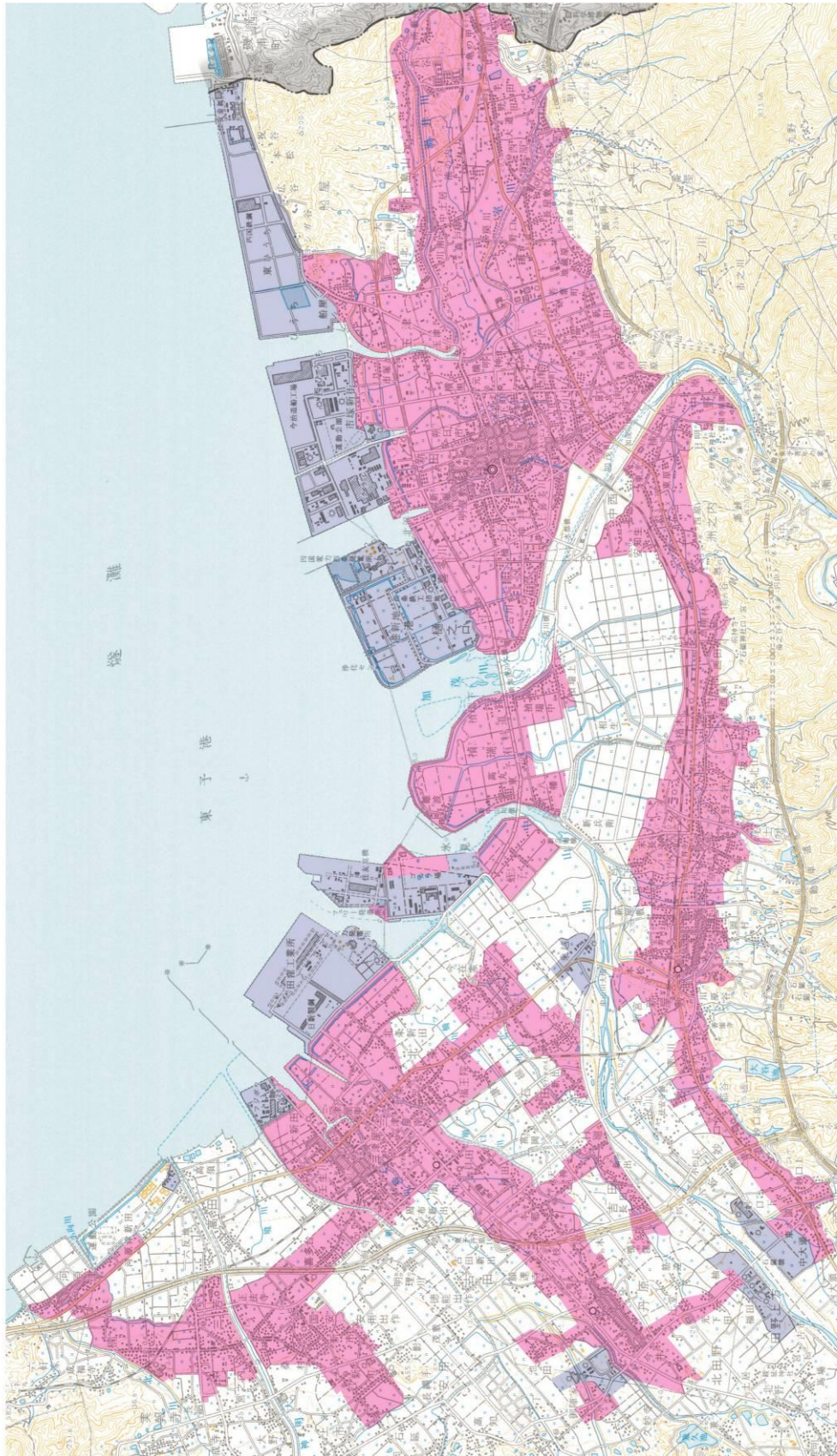
第1種

第2種

第3種

第4種

特定建設作業騒音規制区域図



第2号

第1号

愛媛県告示区域

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものです。

第2次一括法による改正が行われ、平成24年度から騒音規制法第18条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

自動車騒音常時監視では、5年間で全15地点を測定する計画で、平成24年度から1年毎に3地点ずつの測定を行い、平成28年度で全地点の測定を完了しました。平成29年度以降についても、5年間で同じ15地点を測定する計画で、継続して測定を行います。

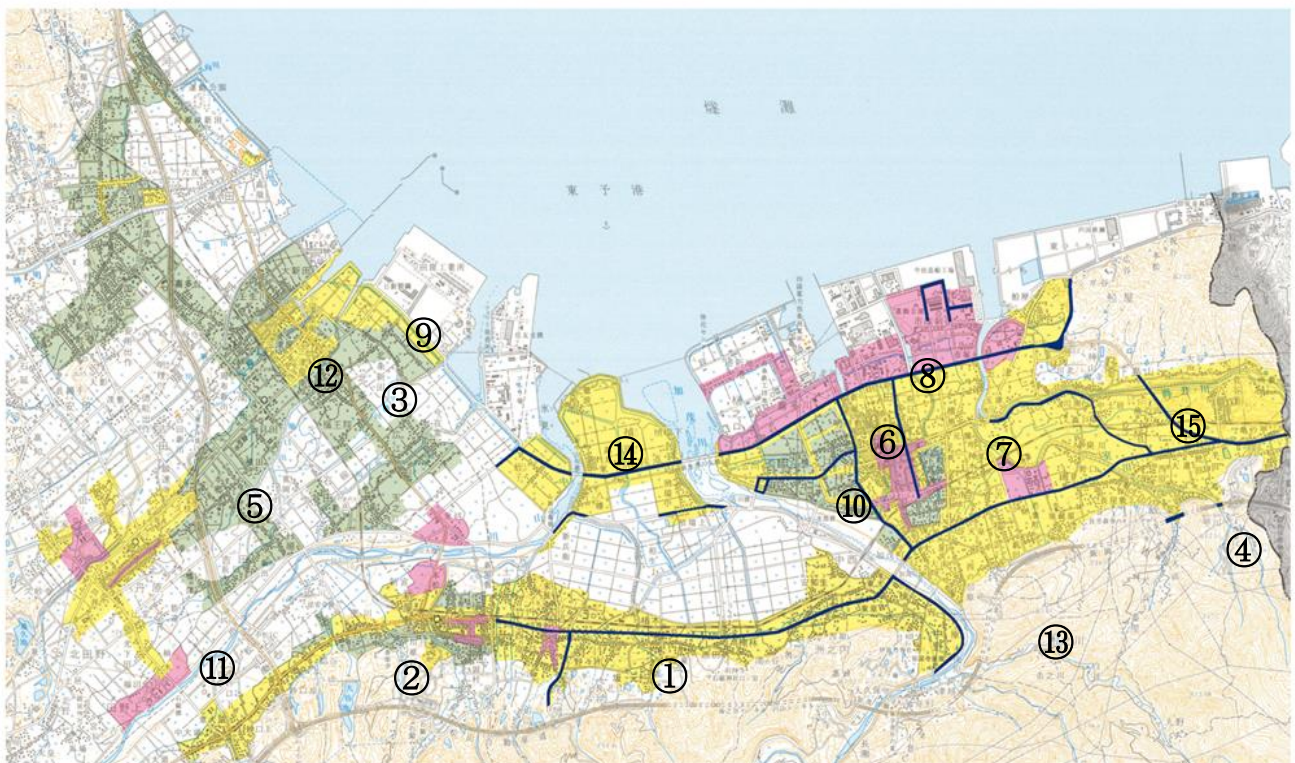
評価区間全体の結果は下表に示すとおりです。②壬生川丹原線において、一部の保全対象で環境基準を超過する結果となっています。

測定年月日 ①、②、③：令和元年2月3日～4日

路線名	車線数	評価区間延長(km)	評価区間	騒音レベル(dB)		環境基準 類型	評価対象 住居等戸数 (戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間 とも基準値 以下(戸)	昼間のみ 基準値以下 (戸)	夜間のみ 基準値以下 (戸)	昼間・夜間 とも基準値 超過(戸)
				昼間	夜間			b	c	d	e
伊予西条停車場線	2	1.7	伊予西条駅前～ 壬生川新居浜野 田線交点	61	53	C	385	385 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
壬生川新居浜野田線	4	5.5	新加茂川橋～ 国道11号交点	70	65	B	665	665 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東予港三津屋線	2	1.7	日新製鋼前交差 点～ 国道196号交 点	67	62	B	184	184 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

No.	路線名	実施計画
①	石鎚伊予小松停車場線	令和 4 年 (平成 29 年実施済)
②	国道 1 1 号	
③	国道 1 9 6 号	
④	松山自動車道	令和 5 年 (平成 30 年実施済)
⑤	壬生川丹原線	
⑥	西条港線	
⑦	伊予西条停車場線	令和元年 (平成 26 年実施済)
⑧	壬生川新居浜野田線	
⑨	東予港三津屋線	
⑩	壬生川新居浜野田線	令和 2 年 (平成 27 年実施済)
⑪	石鎚丹原線	
⑫	孫兵衛作壬生川線	
⑬	国道 1 9 4 号	令和 3 年 (平成 28 年実施済)
⑭	壬生川新居浜野田線	
⑮	飯岡玉津線	

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）

A 類型（a 区域）

B 類型（b 区域）

C 類型（c 区域）

幹線交通を担う道路に近接する空間

5. 振動

(1) 現況

公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたりすることにより問題にされる振動をいいます。

一般的な振動レベル

振動レベル (デシベル)	ゆれの状態	生理的影響	睡眠影響
95 ～ 100	墓石、石灯ろうが倒れる程度		
85 ～ 95	すわりの悪い器物が倒れる程度	人体に優位な生理的影響が生じ始める	驚かされる程度
75 ～ 85	戸、障子がガタガタと動き、電灯や器内の水面の動揺がわかる程度	産業職場における快感減退境界（8時間暴露）	目がさめる程度
65 ～ 75	大勢の人が感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度		
55 ～ 65	静止している人だけに感じる程度	振動を感じ始める	

(2) 振動規制

工場・事業場、建設作業及び道路交通等から発生する振動は、振動規制法によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の振動を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、振動規制法に基づき振動規制地域として指定されます。

西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 55 年 3 月 31 日	昭和 55 年 3 月 31 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

工場・事業場振動は、振動規制法の指定地域内にあって、金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業振動は、くい打ち機等の機械を使用する建設機械に伴って発生する振動で、建設作業自体は一時的であり、かつ場所的に移動するものが多いですが、作業が屋外で行われるため、著しい振動が発生する場合があります。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい振動が発生する作業を特定建設作業として規制の対象としています。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準（デシベル）	
	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

振動規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌午前 7 時まで	午後 10 時から翌午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を越えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

振動規制法の特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

振動規制法に基づく特定施設設置届出状況

(令和元年3月31日現在)

特 定 施 設 名	施設数
1. 金属加工機械	40
2. 圧縮機	389
3. 土石用破碎機等	6
4. 織機	519
5. コンクリートブロックマシン等	20
6. 木材加工機械	9
7. 印刷機械	10
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成形機	47
10. 鋳物成形機	6
合 計	1,046
届出工場事業場数	133

振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

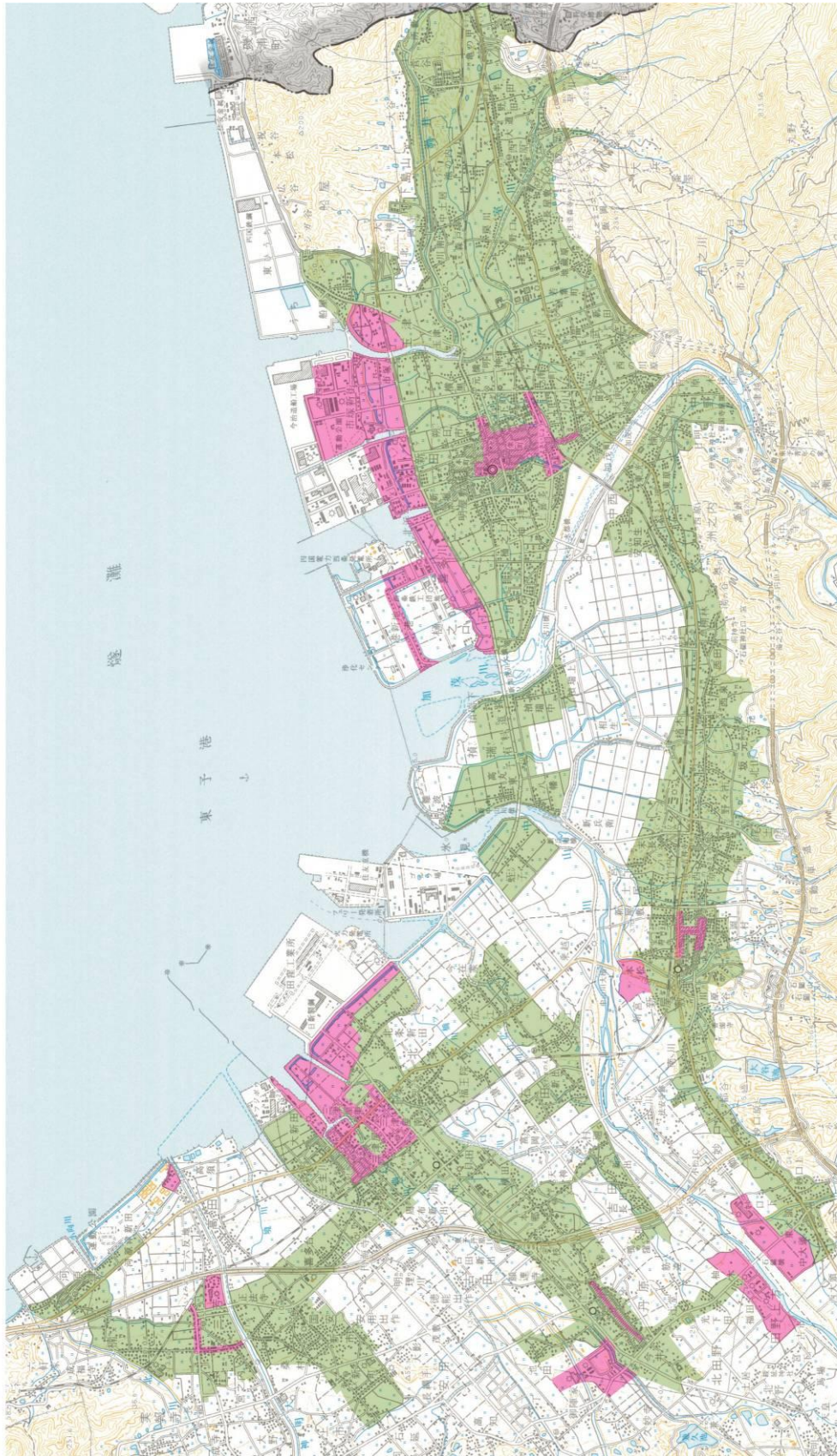
時間 区域	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌午前8時まで
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

令和元年度の交通振動測定を 5 地点で実施しました。測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

令和元年度交通振動測定結果

測定場所	測定年月日	振動レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松総合支所前	令和 2 年 2 月 19 日～20 日	47	45	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 2 年 3 月 26 日～27 日	35	30	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防署前	令和 2 年 1 月 15 日～16 日	38	35	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 2 年 2 月 20 日～21 日	28	24	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 2 年 1 月 20 日～21 日	33	23	○	○

振動規制区域図



第2種

第1種

6. 悪臭

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律は、悪臭の原因となる悪臭物質を定め、それらの悪臭物質の排出を規制するため、都道府県知事が規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合しない悪臭物質を排出している工場・事業所に対しては、改善勧告、改善命令を行い、是正させることができることになっています。なお、平成 24 年度から市が規制地域を指定しています。

西条市では、昭和 49 年 5 月 1 日に規制地域、規制物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）及び規制基準が定められました。さらに、昭和 54 年 1 月 1 日に二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が、平成 4 年 4 月 1 日に 4 つの低級脂肪酸（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が、平成 7 年 5 月 1 日にプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質がそれぞれ規制物質に加えられました。

特定悪臭物質のにおい

物 質 名	に お い	指定年度
アンモニア	し尿のようなにおい	昭和 49 年
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	昭和 54 年
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	
スチレン	都市ガスのようなにおい	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	平成 4 年
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のおい	
イソ吉草酸	むれた靴下のおい	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	平成 7 年
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	

敷地境界の地表における規制基準

物質名	地域区分	A 区域 (ppm)	B 区域 (ppm)
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
トリメチルアミン		0.005	0.02
二硫化メチル		0.009	0.03
アセトアルデヒド		0.05	0.1
スチレン		0.4	0.8
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
キシレン		1	2

令和元年度は悪臭物質濃度測定を 1 地点で実施しました。

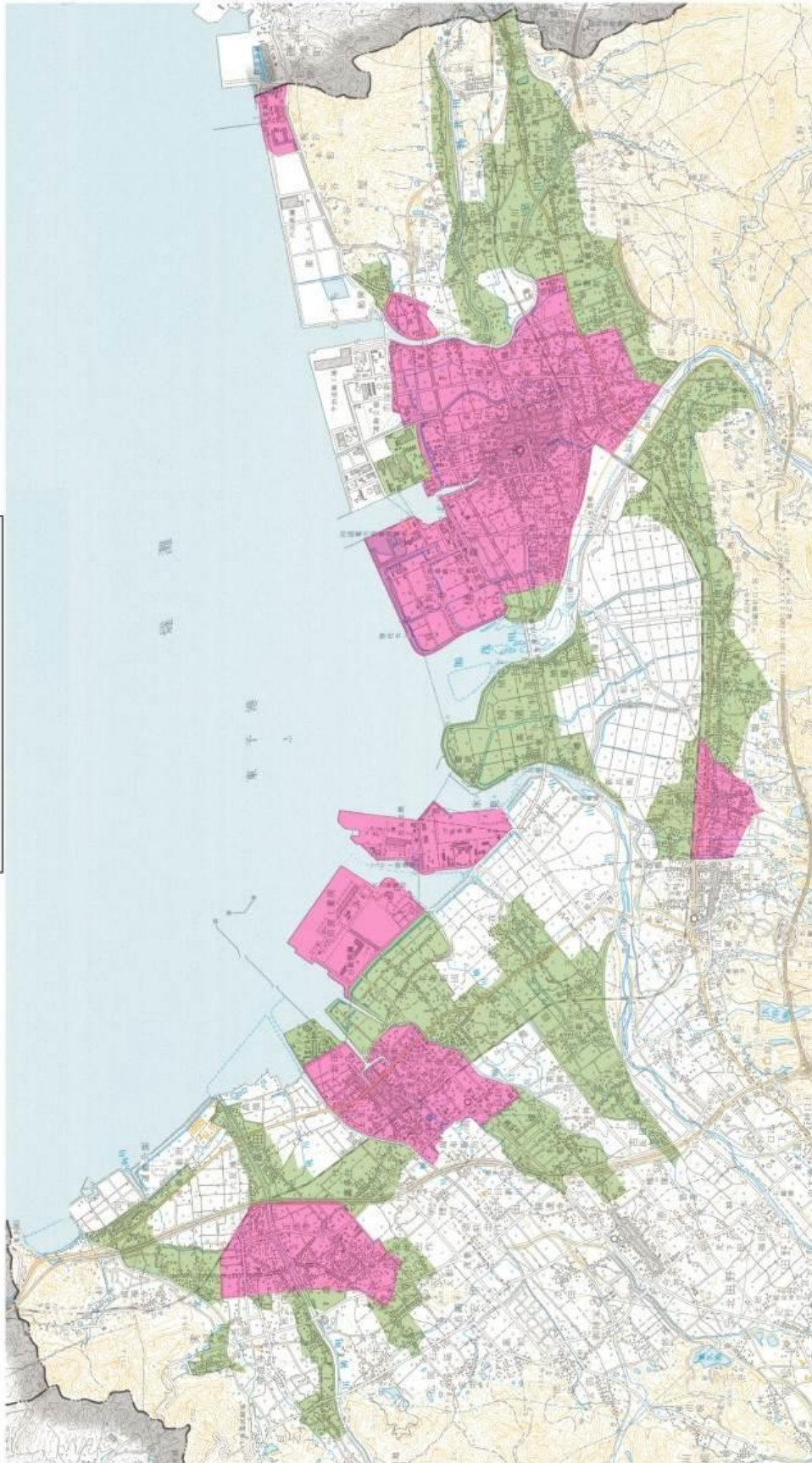
測定結果は、規制基準を満たしています。

悪臭物質濃度測定結果

(単位 : ppm)

測定場所	測定年月日	アンモニア	硫化水素	メチルメルカプタン
西条 浄化センター	令和元年 7 月 25 日	0.2	N.D 0.0002 未満	N.D 0.0002 未満

悪臭規制区域図



B区域

A区域

7. 土 壌

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年 8 月にカドミウム等の重金属など 10 物質について設定され、平成 6 年 2 月にジクロロメタン等の揮発性有機化合物、農薬等に係る 15 物質が追加されました。その後、平成 11 年 2 月に水質の汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正・追加されたことに伴い、人の健康保護の観点から、地下水かん養機能や水質浄化機能保全のため、土壌についても平成 13 年 3 月にふっ素及びほう素の 2 物質が追加されています。

これらの環境基準は、事業活動その他の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められたものです。

また、土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用工場等が土壌汚染の有無が不明のまま放置され、人々への健康影響が生じることを防止するため、有害物質使用特定施設の使用廃止等の土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等が制度化されました。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、田においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	田において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

8. ダイオキシン対策

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼び、人体への影響として、発がん性、催奇形性、生殖器障害、免疫機能障害などを引き起こすといわれています。

ダイオキシン類の毒性発現は、共通の作用機構として Ah レセプターを介するメカニズムが考えられ、個々の同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とした、毒性等価係数（TEF : Toxic Equivalency Factor）を用いて表します。

ダイオキシンは、通常は混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシンの毒性の強さは、各同族体の量にそれぞれの毒性等価係数（TEF）を乗じた値を総和した毒性等量（TEQ : Toxic Equivalent）として表します。

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

令和元年度に実施したダイオキシン類環境調査結果は、全ての調査において環境基準及び排出基準を満たしています。

ダイオキシン類調査結果（道前クリーンセンター実施分）

試料採取日：令和元年 11 月 27 日

区 分		測定値	排出基準値	単 位
排ガス	1 号炉	0.0390	1	ng-TEQ/m ³ N
	2 号炉	0.0110		
焼却灰	1 号炉	0.0000010	3	ng-TEQ/g-dry
	2 号炉	0.011		
飛灰		0.47	—	

ダイオキシン類調査結果（西条市ひうちクリーンセンター実施分）

試料採取日：令和元年 10 月 18 日

区 分	測定値	排出基準値	単 位
排出ガス	0.091	10	ng-TEQ/m ³
焼 却 灰	0.000052	3	ng-TEQ/g
排 出 水	0.00018	10	pg-TEQ/L

ダイオキシン類調査結果（西条市環境課実施分）

試料採取日：令和元年 12 月 20 日

区分	場所	測定値	基 準 値		単位
放流水	オオノ開発(株)放流水	0.3	10 (許容限度)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準	pg-TEQ/L
	相之谷橋（中山川）	0.07	1以下	環境基準	
	鍋谷橋（中山川）	0.078			
	釜之口堰（中山川）	0.08			

9. 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったもので、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象物となっており、ここからは除かれています。

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区別されており、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみ、及びし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

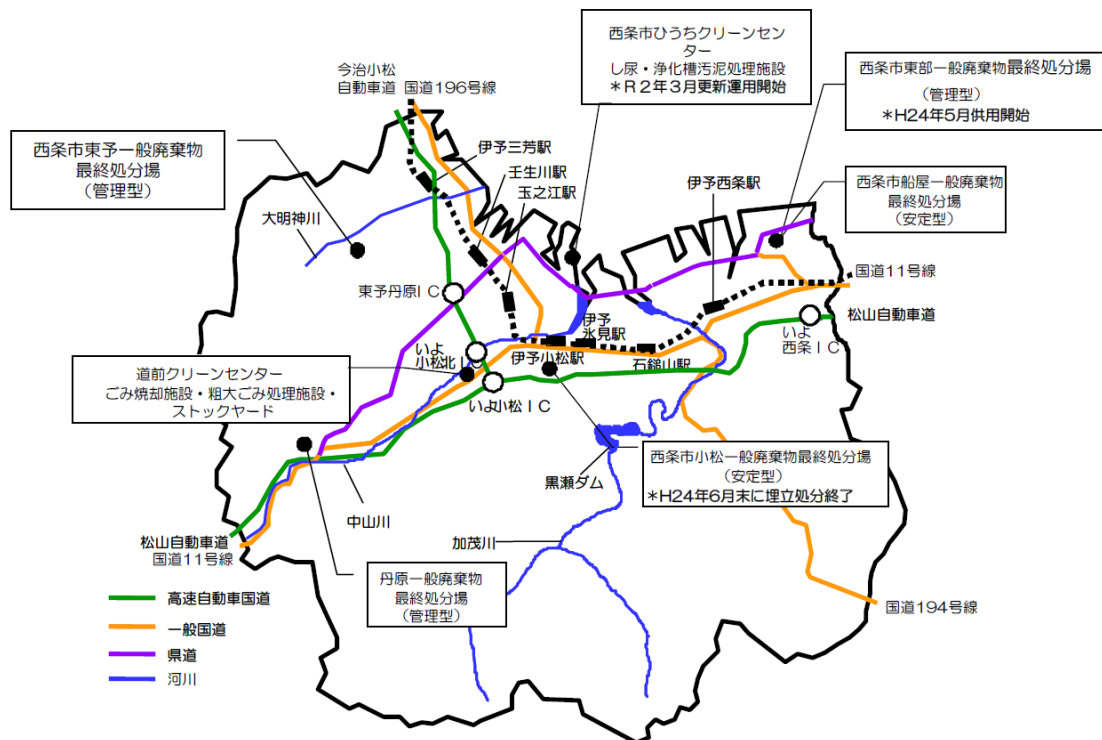
廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきていますが、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

循環型社会形成推進基本法はこのような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。



道前クリーンセンター

(1) 一般廃棄物処理施設



施設の概要

○道前クリーンセンター

西条市の一般家庭から出されたもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等を搬入し、焼却できるものは焼却減量化するなど、中間処理をする施設です。各工程から排出される残渣は、民間の最終処分場で埋立処分されます。

リサイクルされるものは、異物を取り除いた後、種類ごとに搬出されます。

○西条市ひうちクリーンセンター

令和2年2月末まで運用した旧施設では、西条市内のし尿や浄化槽汚泥を処理し、汚泥は脱水機で「脱水ケーキ」にして焼却、水は浄化して公共水域に放流していました。

令和2年3月から運用を開始した新施設では、汚泥は薬品を添加後、固液分離し、脱水機で「助燃剤」にして再資源化します。水は浄化して公共水域に放流します。

○西条市一般廃棄物最終処分場

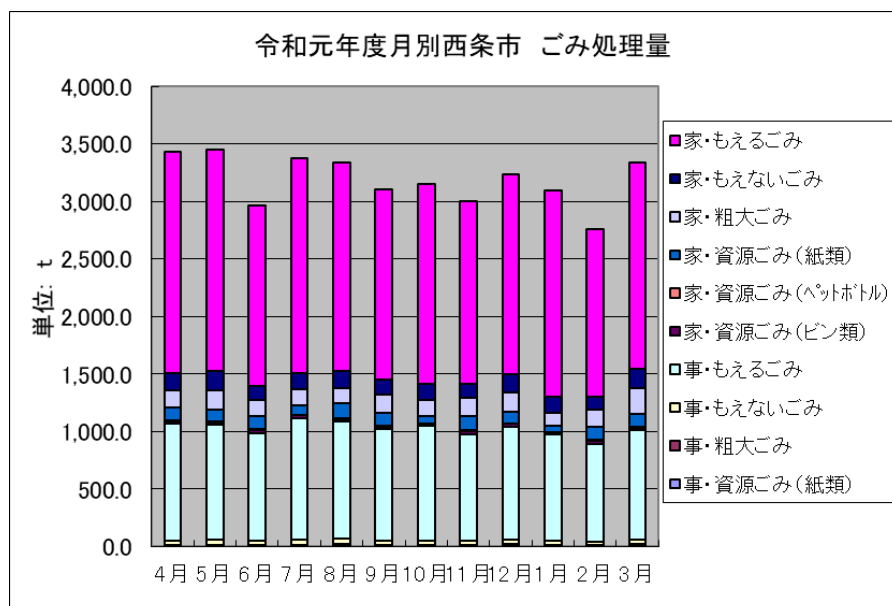
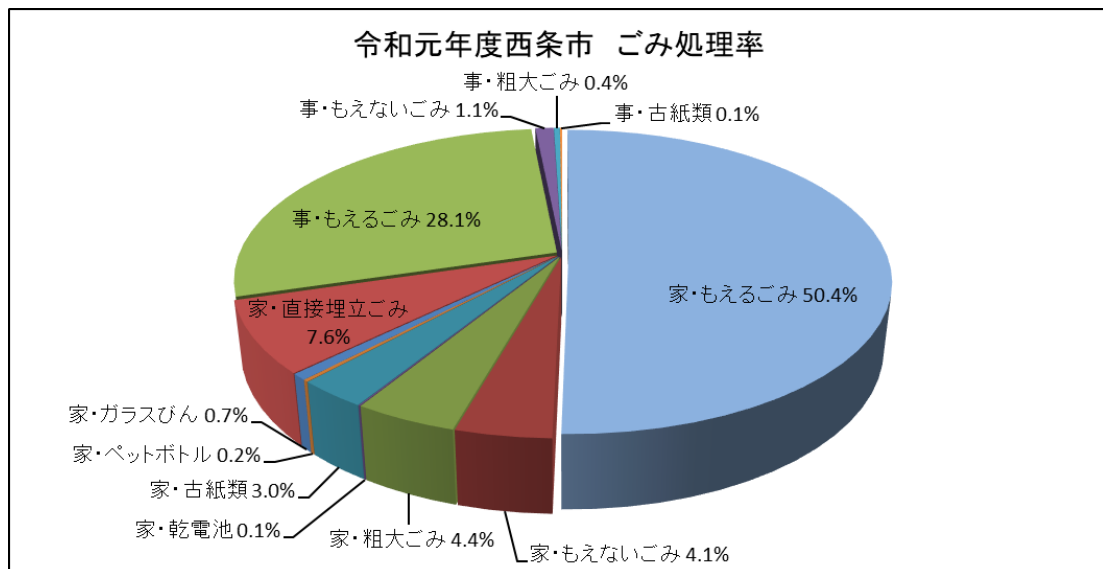
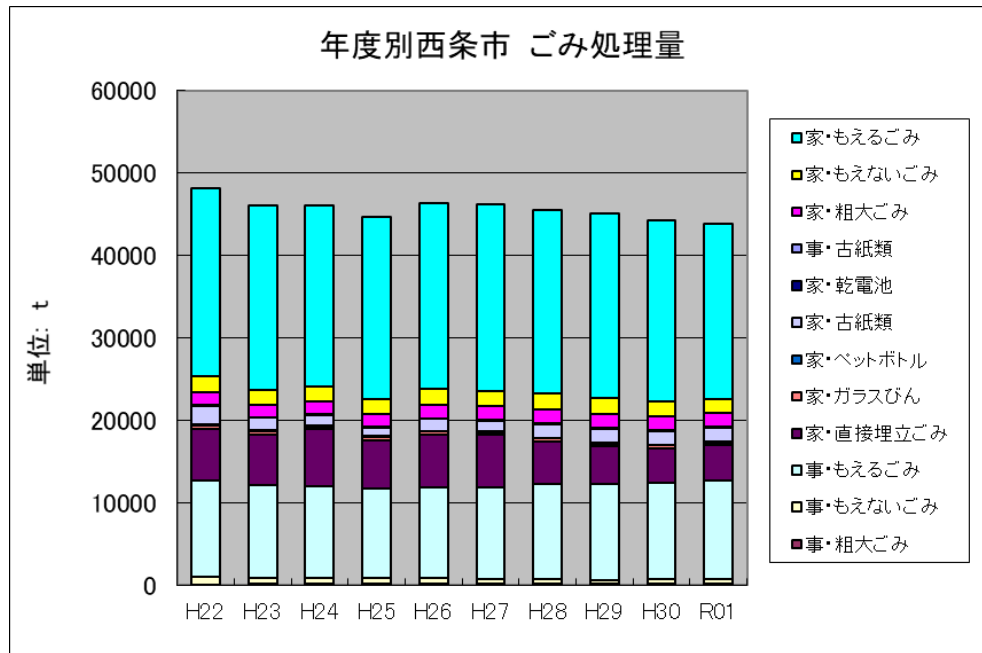
西条市の一般家庭から排出される、多量の陶磁器や、ブロック・レンガ等を直接搬入して埋立処分をする施設です。東部・船屋・東予・丹原の各処分場によって搬入できる物が異なります。なお、東部処分場は平成24年5月に供用開始となり、小松処分場は平成24年6月末には埋立処分を終了しました。

(2) 一般廃棄物の処理状況

①年度別ごみ処理量 (集団回収量は除く)

(単位: t)

		年度→	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
西条地区	家庭系	もえるごみ	11,435	11,649	11,656	11,501	11,464	11,300	11,007	10,912	10,670	10,846
		もえないごみ	813	891	890	917	909	895	846	836	831	838
		粗大ごみ	760	844	875	906	912	915	861	864	910	931
		乾電池	14	14	15	15	15	14	20	19	21	18
		古紙類	604	924	645	1,106	1,178	1,070	1,072	1,072	928	810
		ペットボトル	83	78	75	62	55	54	55	54	51	50
		ガラスびん	242	239	232	227	220	216	208	201	190	181
		直接埋立ごみ	247	238	1,394	1,236	965	834	767	916	704	589
	小計	14,199	14,878	15,783	15,971	15,719	15,298	14,837	14,874	14,305	14,263	
	事業系	もえるごみ	7,542	7,674	7,763	7,896	7,830	7,839	8,238	8,172	8,122	8,089
		もえないごみ	494	455	393	393	354	346	356	366	351	329
		粗大ごみ	78	85	65	90	98	144	152	117	106	106
		古紙類	155	14	14	15	13	12	12	13	8	20
		小計	8,269	8,228	8,236	8,395	8,294	8,341	8,757	8,669	8,587	8,544
		地区小計	22,467	23,106	24,020	24,366	24,013	23,639	23,594	23,543	22,892	22,807
東予地区		家庭系	もえるごみ	6,643	6,718	6,725	6,613	6,696	6,486	6,242	6,192	5,977
	もえないごみ		659	654	647	622	585	585	554	547	523	523
	粗大ごみ		361	406	432	428	460	446	452	461	474	510
	乾電池		7	7	6	8	8	5	7	7	7	6
	古紙類		176	298	398	381	378	333	349	326	283	259
	ペットボトル		24	22	23	23	19	19	20	19	19	20
	ガラスびん		51	48	48	48	47	46	47	47	47	47
	直接埋立ごみ		5,368	5,916	4,849	3,781	3,386	3,237	3,414	2,915	3,418	2,410
	小計	13,289	14,071	13,127	11,904	11,580	11,157	11,085	10,514	10,748	9,916	
	事業系	もえるごみ	1,669	1,681	1,755	1,899	2,088	2,192	2,213	2,155	2,111	2,107
		もえないごみ	174	153	123	118	115	115	101	107	83	76
		粗大ごみ	66	37	43	32	32	29	25	23	15	22
		古紙類	18	15	16	15	15	9	14	11	7	9
		小計	1,926	1,886	1,937	2,064	2,250	2,345	2,353	2,296	2,216	2,214
		地区小計	15,215	15,957	15,064	13,968	13,830	13,502	13,438	12,810	12,964	12,130
丹原地区		家庭系	もえるごみ	2,235	2,282	2,295	2,293	2,330	2,314	2,250	2,225	2,143
	もえないごみ		238	220	203	212	205	203	201	206	193	185
	粗大ごみ		154	160	176	181	189	207	190	201	195	213
	乾電池		3	3	5	4	4	3	4	4	4	3
	古紙類		87	104	65	48	103	116	145	124	100	94
	ペットボトル		14	12	12	13	11	10	10	10	11	11
	ガラスびん		45	42	45	42	40	39	37	36	35	33
	直接埋立ごみ		228	157	157	194	215	202	137	141	224	158
	小計	3,004	2,981	2,958	2,986	3,096	3,094	2,973	2,947	2,905	2,887	
	事業系	もえるごみ	654	659	653	698	649	655	647	660	650	628
		もえないごみ	21	24	23	21	18	14	15	14	13	13
		粗大ごみ	20	17	21	13	11	10	10	9	6	11
		古紙類	16	15	18	15	15	16	15	19	16	15
		小計	711	715	716	746	693	695	686	702	685	667
		地区小計	3,715	3,696	3,674	3,732	3,789	3,789	3,660	3,649	3,590	3,554
小松地区		家庭系	もえるごみ	1,842	1,884	1,910	1,842	1,873	1,802	1,749	1,739	1,674
	もえないごみ		159	184	164	163	164	162	153	153	155	141
	粗大ごみ		143	168	155	176	160	172	139	145	157	160
	乾電池		3	3	4	3	3	1	1	1	1	1
	古紙類		78	108	118	112	123	112	114	94	88	83
	ペットボトル		9	8	8	10	7	7	7	7	7	6
	ガラスびん		26	24	23	22	22	21	20	19	19	17
	直接埋立ごみ		68	108	54	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,327	2,487	2,435	2,328	2,352	2,277	2,184	2,158	2,101	2,099	
	事業系	もえるごみ	912	991	897	1,015	1,014	992	909	907	831	801
		もえないごみ	60	62	51	42	39	37	35	37	38	33
		粗大ごみ	17	15	15	17	11	11	10	9	7	10
		古紙類	14	16	18	16	14	13	12	12	11	9
		小計	1,003	1,084	980	1,090	1,078	1,053	966	966	887	853
		地区小計	3,330	3,571	3,415	3,418	3,430	3,330	3,150	3,124	2,988	2,952
西条市		家庭系	もえるごみ	22,155	22,533	22,586	22,249	22,362	21,902	21,248	21,068	20,464
	もえないごみ		1,869	1,948	1,904	1,915	1,863	1,845	1,754	1,742	1,702	1,687
	粗大ごみ		1,419	1,579	1,638	1,690	1,721	1,740	1,643	1,671	1,736	1,814
	乾電池		27	27	29	30	30	23	33	31	33	28
	古紙類		944	1,435	1,226	1,647	1,783	1,631	1,680	1,616	1,399	1,246
	ペットボトル		130	120	119	108	92	90	91	90	88	87
	ガラスびん		363	353	348	340	329	322	311	303	291	278
	直接埋立ごみ		5,912	6,420	6,454	5,211	4,566	4,274	4,318	3,972	4,346	3,157
	小計	32,818	34,416	34,304	33,189	32,746	31,827	31,079	30,493	30,059	29,165	
	事業系	もえるごみ	10,776	11,005	11,069	11,508	11,581	11,678	12,006	11,894	11,714	11,625
		もえないごみ	748	695	590	574	526	512	506	524	485	451
		粗大ごみ	181	153	144	152	151	194	198	158	134	149
		古紙類	203	60	66	61	57	50	52	55	42	53
		小計	11,908	11,913	11,869	12,295	12,315	12,434	12,762	12,633	12,375	12,278
		合計	44,727	46,330	46,173	45,484	45,061	44,261	43,841	43,126	42,434	41,443



②月別ごみ処理量 (直接埋立ごみ・集団回収量は除く)

(単位: t)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
西条地区	家庭系	もえるごみ	1001.75	1006.21	823.99	968.64	927.5	872.66	904.26	818.35	909.19	923.39	758.56	931.47	10,846.0
		もえないごみ	76.78	81.8	61.54	69.5	75.48	66.15	70.84	62.85	79.18	70.99	59.91	81.43	856.5
		粗大	78.95	81.87	68.8	73.19	77.35	80.8	67.49	71.02	86.75	55.17	73.19	116.17	930.8
		資源ごみ（紙類）	73.81	68.31	79.23	55.96	82.71	69.37	41.27	83.25	71.43	40.01	75.19	69.36	809.9
		資源ごみ（ペットボトル）	3.49	3.79	5.35	4.26	6.17	5.2	3.64	4.9	3.25	2.32	4.06	3.29	49.7
		資源ごみ（ビン類）	13.99	14.51	18.51	13.24	17.25	15.13	11.12	18.42	14.69	10.39	20.15	14.2	181.6
		小計	1248.77	1256.49	1057.42	1184.79	1186.46	1109.31	1098.62	1058.79	1164.49	1102.27	991.06	1215.92	13,674.4
	事業系	もえるごみ	708.85	701.77	661.36	747.69	698.96	683.71	699.19	644.43	672.19	630.73	586.9	653.28	8,089.1
		もえないごみ	27.37	30.77	26.69	29.22	30.65	26.68	27.97	25.71	26.85	25.78	24.54	26.53	328.8
		粗大	7.99	8.55	6.68	8.38	11.91	9.09	10.01	8.94	11.53	5.82	6.74	10.24	105.9
資源ごみ（紙類）		0.85	3.07	1.6	1.28	0.41	0.69	0.42	1.41	1.12	1.78	2.97	4.39	20.0	
東予地区	家庭系	小計	745.06	744.16	696.33	786.57	741.93	720.17	737.59	680.49	711.69	664.11	621.15	694.44	8,543.7
		もえるごみ	571.81	569.56	461.96	553.53	535.04	482.29	505.25	465.33	509.79	529.96	425.71	531	6,141.2
		もえないごみ	46.26	53.82	39.14	44.84	44.6	42.57	41.56	39.76	47.44	40.76	37.56	50.81	529.1
		粗大	38.08	46.71	39.9	35.12	34.05	41.21	46.89	44.94	48.69	29.52	40.58	64.69	510.4
		資源ごみ（紙類）	21.15	21.65	21.98	16.1	25.4	29.85	15.99	21.04	18.82	11.09	26.38	29.18	258.6
		資源ごみ（ペットボトル）	1.32	1.46	2.15	1.55	2.52	2.07	1.71	1.67	1.35	0.72	1.86	1.12	19.5
		資源ごみ（ビン類）	3.36	3.71	5.25	3.39	4.79	4.1	3.51	3.98	3.87	2.05	5.31	3.3	46.6
	小計	681.98	696.91	570.38	654.53	646.4	602.09	614.91	576.72	629.96	614.1	537.4	680.1	7,505.5	
	事業系	もえるごみ	178.95	173.54	163.5	187.77	185.39	167.43	173.91	174.59	187.4	177.81	158.19	178.79	2,107.3
		もえないごみ	6.62	5.55	5.89	6.82	8.36	6.06	6.82	5.92	6.31	5.35	6.04	6.15	75.9
粗大		0.95	1.77	1.97	1.58	3.83	1.59	1.47	0.52	1.93	1.54	1.01	3.62	21.8	
資源ごみ（紙類）		2.86	0.57	0.23	0.97	0.85	0.31	0.32	0.75	1.59	0.29	0.28	0.47	9.5	
丹原地区	家庭系	小計	189.38	181.43	171.59	197.14	198.43	175.39	182.52	181.78	197.23	184.99	165.52	189.03	2,214.4
		もえるごみ	198.45	195.66	161.15	196.17	195.76	172.13	183.34	167.54	184.25	190.28	154.01	191.57	2,190.3
		もえないごみ	15.79	18.03	13.52	16	16.48	15.53	15.06	13.31	18.05	14.63	13.33	18.15	187.9
		粗大	16.37	18.95	13.65	18.95	19.46	17.58	16.99	21.8	16.56	9.84	16.07	26.84	213.1
		資源ごみ（紙類）	8.3	6.71	6.67	6.83	8.93	6.77	7.62	8.94	7.65	6.62	7.09	11.85	94.0
		資源ごみ（ペットボトル）	0.65	0.83	1.19	0.97	1.02	1.48	0.94	0.9	0.74	0.52	0.79	0.63	10.7
		資源ごみ（ビン類）	2.34	2.99	3.48	2.61	2.34	3.83	2.39	2.67	2.78	1.87	3.05	2.81	33.2
	小計	241.9	243.17	199.66	241.53	243.99	217.32	226.34	215.16	230.03	223.76	194.34	251.85	2,729.1	
	事業系	もえるごみ	57.8	51.91	47.46	57.9	53.2	51.81	52.33	48.98	57.29	51.33	44.1	53.5	627.6
		もえないごみ	1.09	0.92	0.94	0.59	2.63	0.57	1.07	0.75	0.9	1.36	0.73	1.74	13.3
粗大		0.41	0.78	0.63	0.49	2.68	0.24	0.46	1.13	1.03	0.69	0.18	2.42	11.1	
資源ごみ（紙類）		1.13	0.61	0.44	2.35	1.05	0.94	0.82	0.76	2.77	0.78	0.75	2.4	14.8	
小松地区	家庭系	小計	60.43	54.22	49.47	61.33	59.56	53.56	54.68	51.62	61.99	54.16	45.76	60.06	666.8
		もえるごみ	156.63	158.45	126.58	150.87	148.29	129.12	142.03	136.04	131.08	151.73	117.06	143.22	1,691.1
		もえないごみ	11.56	15.86	9.79	10.03	14.53	10.87	11.28	9.74	13.8	12.75	9.46	11.82	141.5
		粗大	12.18	15.62	12.32	8.51	14.12	14.96	10.61	14.19	13.78	12.26	12.8	18.96	160.3
		資源ごみ（紙類）	8.45	6.78	6.55	6	8.24	6.76	0.86	11.66	7.71	5.49	7.05	7.43	83.0
		資源ごみ（ペットボトル）	0.43	0.52	0.69	0.5	0.96	0.61	0.52	0.56	0.43	0.34	0.47	0.36	6.4
		資源ごみ（ビン類）	1.24	1.49	1.74	1.31	1.87	1.52	1.17	1.46	1.63	1.2	1.48	1.17	17.3
	小計	190.49	198.72	157.67	177.22	188.01	163.84	166.47	173.65	168.43	183.77	148.32	182.96	2,099.6	
	事業系	もえるごみ	71.07	75.78	62.45	70.51	76.41	64.78	68.36	62.16	67.73	63.19	56.54	62.34	801.3
		もえないごみ	2.91	3.35	2.73	2.35	3.38	3.4	2.39	2.48	2.32	2.75	2.3	2.12	32.5
粗大		0.62	0.18	0	0.39	3.98	0.36	0.25	0.49	0.56	1.22	0	1.62	9.7	
資源ごみ（紙類）		1.05	0.36	0.42	1.7	0.23	0.58	0.62	1.17	0.46	1.53	0.48	1.44	10.0	
西条市	家庭系	小計	75.65	79.67	65.6	74.95	84	69.12	71.62	66.3	71.07	68.69	59.32	67.52	853.5
		もえるごみ	1928.64	1929.88	1573.68	1869.21	1806.59	1656.2	1734.88	1587.26	1734.31	1795.36	1455.34	1797.26	20,868.6
		もえないごみ	150.39	169.51	123.99	140.37	151.09	135.12	138.74	125.66	158.47	139.13	120.26	162.21	1,714.9
		粗大	145.58	163.15	134.67	135.77	134.45	154.55	141.98	151.95	165.78	106.79	142.64	226.66	1,804.0
		資源ごみ（紙類）	111.71	103.45	114.43	84.89	125.28	112.75	65.74	124.89	105.61	63.21	115.71	117.82	1,245.5
		資源ごみ（ペットボトル）	5.89	6.6	9.38	7.28	10.67	9.36	6.81	8.03	5.77	3.9	7.18	5.4	86.3
		資源ごみ（ビン類）	20.93	22.7	28.98	20.55	26.25	24.58	18.19	26.53	22.97	15.51	29.99	21.48	278.7
	小計	2363.14	2395.29	1985.13	2258.07	2254.33	2092.56	2106.34	2024.32	2192.91	2123.9	1871.12	2330.83	25,997.9	
	事業系	もえるごみ	1016.67	1003	934.77	1063.87	1013.96	967.73	993.79	930.16	984.61	923.06	845.73	947.91	11,625.3
		もえないごみ	37.99	40.59	36.25	38.98	45.02	36.71	38.25	34.86	36.38	35.24	33.61	36.54	450.4
粗大		9.97	11.28	9.28	10.84	22.4	11.28	12.19	11.08	15.05	9.27	7.93	17.9	148.5	
資源ごみ（紙類）		5.89	4.61	2.69	6.3	2.54	2.52	2.18	4.09	5.94	4.38	4.48	8.7	54.3	
	小計	1070.52	1059.48	982.99	1119.99	1083.92	1018.24	1046.41	980.19	1041.98	971.95	891.75	1011.05	12,278.5	
		合計	3433.66	3454.77	2968.12	3378.06	3348.78	3110.8	3152.75	3004.51	3234.89	3095.85	2762.87	3341.88	38,286.6

③1人当たりごみ処理量

(直接埋立量を含む)

(単位：k g/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
西条市	401	396	398	391	388	381
西条地区	402	397	397	398	390	389
東予地区	444	437	440	422	430	405
丹原地区	302	305	311	304	304	305
小松地区	383	375	379	359	349	352

(直接埋立量を除く)

(単位：k g/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
西条市	360	358	360	355	349	352
西条地区	386	383	383	382	378	379
東予地区	336	332	335	326	317	324
丹原地区	285	289	295	292	285	291
小松地区	383	375	379	359	349	352

④ごみ処理にかかる経費

道前クリーンセンター管理運営及び収集業務経費（道前クリーンセンター減価償却費は除く）

(歳入)

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手数料	53,133	54,048	54,835	54,472	53,505	53,505
売払収入	27,114	21,694	17,109	30,160	30,381	30,381
計	80,247	75,742	71,944	84,632	83,886	83,886

(歳出)

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運営費	610,803	557,556	549,412	570,244	661,989	661,989
委託収集料金	207,603	207,775	217,023	217,002	217,111	247,576
計	818,406	765,331	766,435	787,246	878,991	909,565

一人あたりごみ処理経費

(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位：円/人/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市全体	5,436	4,987	4,941	5,173	6,060	6,683

(収集運搬費：円/人/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市全体	1,848	1,858	1,945	1,969	1,987	2,271
西条地区	2,078	2,083	2,144	2,165	2,182	2,427
東予地区	1,500	1,512	1,589	1,611	1,621	1,879
丹原地区	1,696	1,724	1,977	2,011	2,048	2,531
小松地区	1,732	1,745	1,798	1,823	1,851	2,217

1トンあたりごみ処理経費（道前クリーンセンター運営費のみ）

(単位：円/t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市全体	15,083	13,944	14,112	14,568	17,290	18,967

(3) 一般廃棄物と併せて行う産業廃棄物の処理状況

道前クリーンセンターでは、産業廃棄物の紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣をもえるごみとして焼却処理しています。その処理量の推移は下表のとおりです。

産業廃棄物（もえるごみ）の処理量の推移

(単位：t/年度)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物量	17	26	14	14	13	13

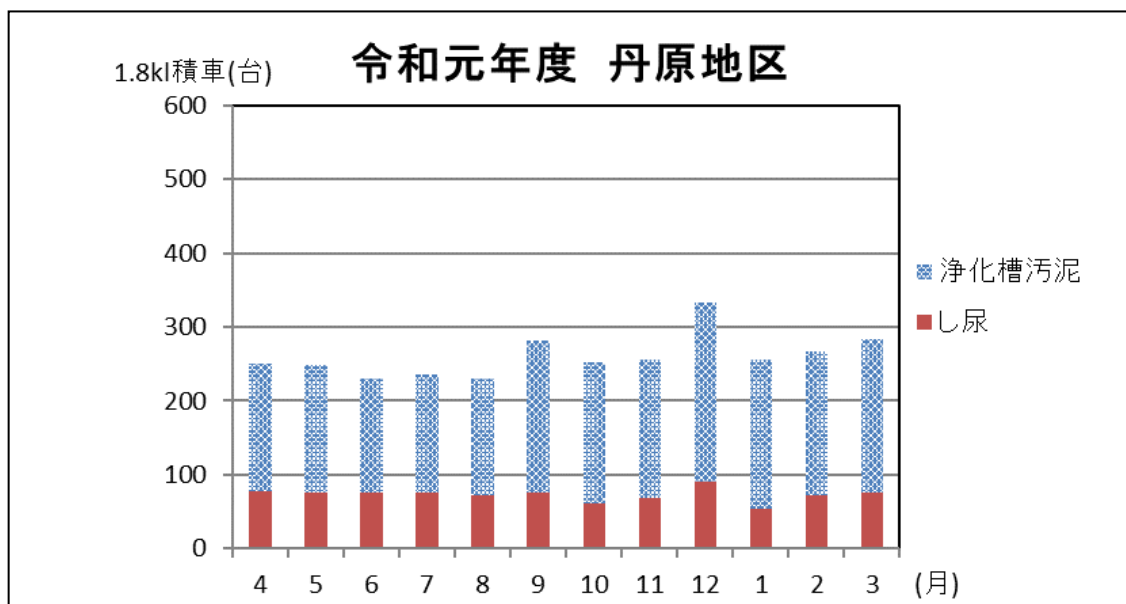
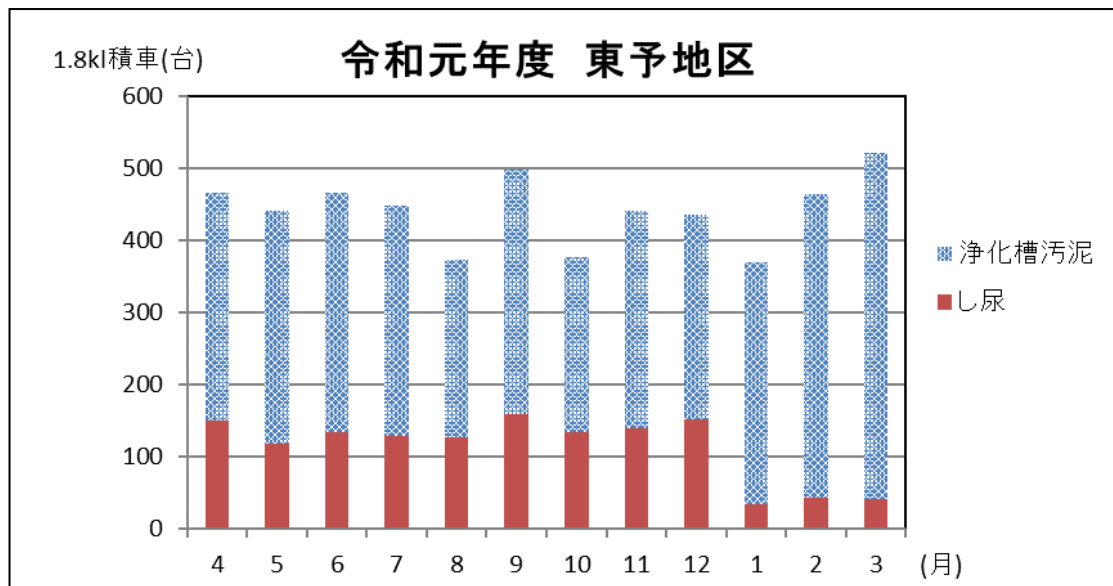
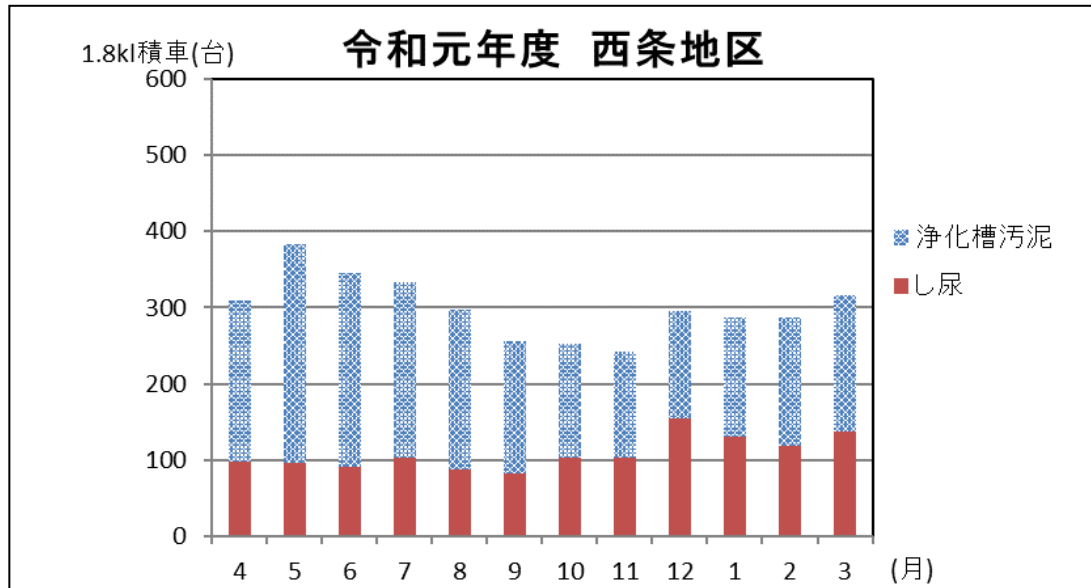
(4) し尿の処理状況

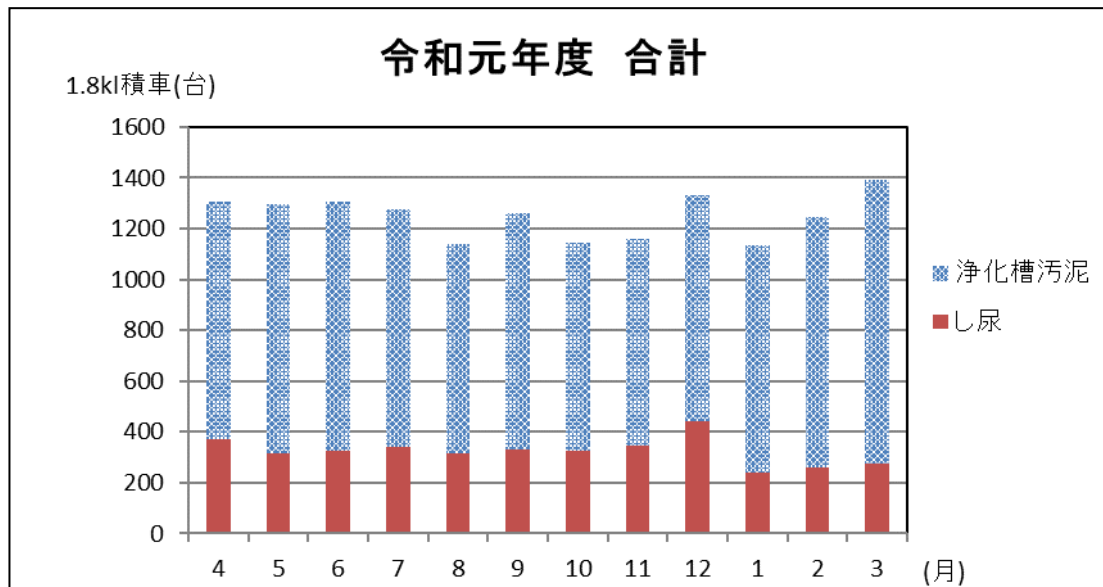
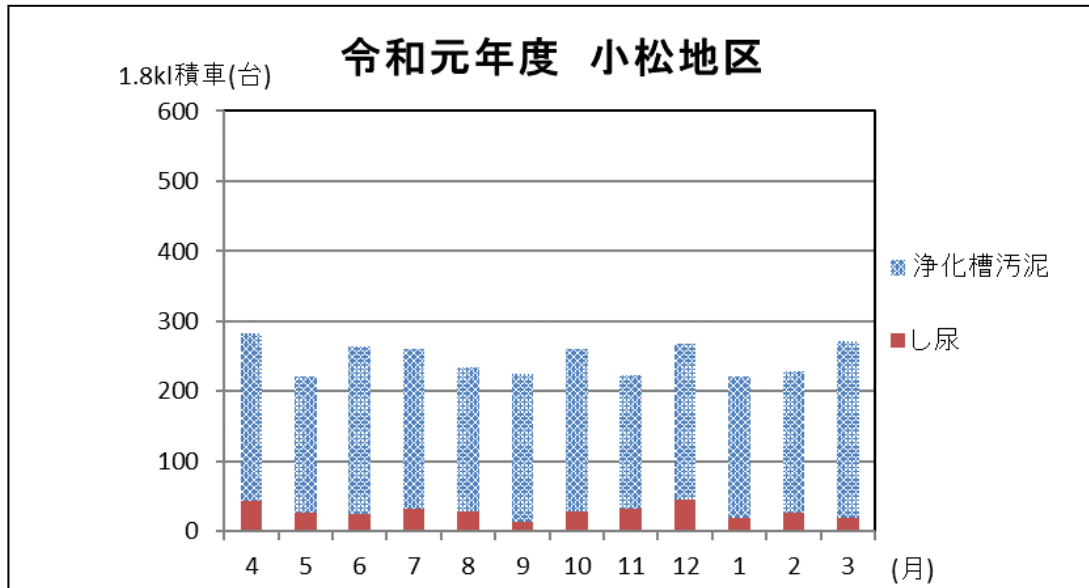
西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(令和元年度)

単位:台(1.8kl積車)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用割合	前年度比
西条	し尿	98	96	91	103	88	102	103	154	130	119	138	1,305		
	浄化槽汚泥	212	287	255	230	210	173	139	141	157	168	178	2,301		
	計	310	383	346	333	298	256	242	295	287	287	316	3,606	24%	91%
東予	し尿	151	119	135	129	127	160	140	152	35	43	41	1,367		
	浄化槽汚泥	315	323	332	320	246	339	301	285	335	422	481	3,941		
	計	466	442	467	449	373	499	441	437	370	465	522	5,308	35%	103%
丹原	し尿	77	76	75	75	71	76	68	91	53	72	76	870		
	浄化槽汚泥	173	173	155	160	160	206	187	243	202	194	208	2,253		
	計	250	249	230	235	231	282	255	334	255	266	284	3,123	21%	101%
小松	し尿	44	26	25	32	29	14	33	46	20	26	20	344		
	浄化槽汚泥	238	196	239	229	206	210	190	222	202	203	252	2,619		
	計	282	222	264	261	235	224	223	268	222	229	272	2,963	20%	96%
合計	し尿	370	317	326	339	315	333	344	443	238	260	275	3,886		
	浄化槽汚泥	938	979	981	939	822	928	817	891	896	987	1,119	11,114		
	計	1,308	1,296	1,307	1,278	1,137	1,261	1,161	1,334	1,134	1,247	1,394	15,000	100%	98%

し尿 6,994.8kl (25.9%) 19.11kl/日
 浄化槽汚泥 20,005.2kl (74.1%) 54.66kl/日
 合計 27,000.0kl





西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(過去5年間)

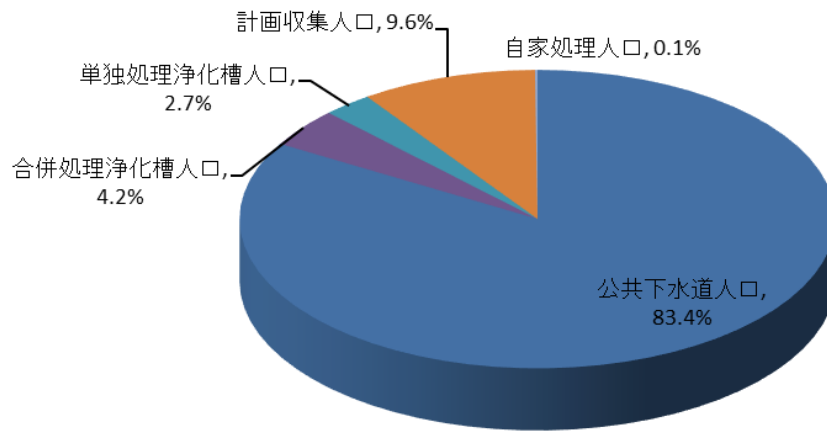
単位:台(1.8t積車)

区 分	27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比
西 条	し尿	1,584	2,851	98.1%	1,520	2,736	96.0%	1,458	2,624	95.9%	1,167	2,101	1,305	2,349	111.8%
	浄化槽汚泥	2,088	3,758	96.4%	2,111	3,800	101.1%	2,376	4,277	112.6%	2,781	5,006	2,301	4,142	82.7%
	合計	3,672	6,610	99.5%	3,631	6,536	98.9%	3,834	6,901	105.6%	3,948	7,106	3,606	6,491	91.3%
	利用割合	25%		24%			25%				26%		24%		
東 予	し尿	1,910	3,438	87.5%	1,631	2,936	85.4%	1,616	2,909	99.1%	1,615	2,907	1,367	2,461	84.7%
	浄化槽汚泥	3,479	6,262	105.9%	3,697	6,655	106.3%	3,647	6,565	98.6%	3,561	6,410	3,941	7,094	110.7%
	合計	5,389	9,700	106.5%	5,328	9,590	98.9%	5,263	9,473	98.8%	5,176	9,317	5,308	9,554	102.6%
	利用割合	36%		36%			34%				34%		35%		
丹 原	し尿	943	1,697	93.6%	890	1,602	94.4%	869	1,564	97.6%	892	1,606	870	1,566	97.5%
	浄化槽汚泥	2,072	3,730	98.0%	2,178	3,920	105.1%	2,152	3,874	98.8%	2,198	3,956	2,253	4,055	102.5%
	合計	3,015	5,427	123.1%	3,068	5,522	101.8%	3,021	5,438	98.5%	3,090	5,562	3,123	5,621	101.1%
	利用割合	20%		20%			20%				20%		21%		
小 松	し尿	644	1,159	91.5%	606	1,091	94.1%	431	776	71.1%	423	761	344	619	81.3%
	浄化槽汚泥	2,218	3,992	99.0%	2,350	4,230	106.0%	2,711	4,880	115.4%	2,668	4,802	2,619	4,714	98.2%
	合計	2,862	5,152	99.9%	2,956	5,321	103.3%	3,142	5,656	106.3%	3,091	5,564	2,963	5,333	95.8%
	利用割合	19%		20%			21%				20%		20%		
合 計	し尿	5,081	9,146	92.2%	4,647	8,365	91.5%	4,374	7,873	94.1%	4,097	7,375	3,886	6,995	94.9%
	浄化槽汚泥	9,857	17,743	100.5%	10,336	18,605	104.9%	10,886	19,595	105.3%	11,208	20,174	11,114	20,005	99.2%
	合計	14,938	26,888	97.5%	14,983	26,969	100.3%	15,260	27,468	101.9%	15,305	27,549	15,000	27,000	98.0%
	利用割合	100%		100%			100%				100%		100%		

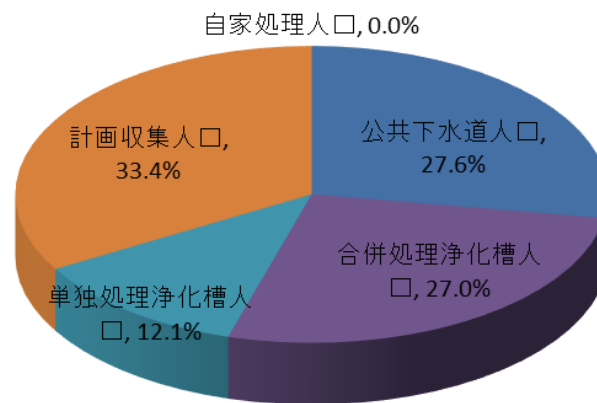
(5) 生活排水の処理状況

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
西条地区	行政区域内人口 A=B+E	60,510	60,566	60,301	59,883	59,759	59,606	59,565	59,184	58,725	58,663
	非水洗化人口 B=C+D	8,856	8,683	6,425	6,178	5,812	5,877	5,928	5,802	5,625	5,692
	計画収集人口 C	8,681	8,521	6,274	6,041	5,685	5,758	5,817	5,700	5,535	5,611
	自家処理人口 D	175	162	151	137	127	119	111	102	90	81
	水洗化人口 E=F+G+H+I	51,654	51,883	53,876	53,705	53,947	53,729	53,637	53,382	53,100	52,971
	公共下水道人口 F	41,983	42,244	44,329	44,282	44,724	44,709	46,770	46,682	47,996	48,923
	コミュニティ・プラント G	2,150	2,159	2,181	2,175	2,142	2,095	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,483	1,508	1,523	1,531	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	6,038	5,972	5,843	5,717	5,546	5,391	5,373	5,209	5,104	4,048
	合併処理浄化槽人口 J	3,386	3,489	3,509	3,470	3,457	3,401	3,476	3,443	3,415	2,478
	単独処理浄化槽人口 K	2,652	2,483	2,334	2,247	2,089	1,990	1,897	1,766	1,689	1,570
東予地区	行政区域内人口 A=B+E	32,118	31,872	31,687	31,463	31,125	30,890	30,662	30,349	30,154	29,955
	非水洗化人口 B=C+D	14,738	14,167	13,038	12,515	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004
	計画収集人口 C	14,738	14,167	13,038	12,515	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	17,380	17,705	18,649	18,948	19,184	19,378	19,573	19,684	19,828	19,951
	公共下水道人口 F	6,437	6,551	7,230	7,448	7,584	7,758	7,824	8,001	8,150	8,256
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	10,943	11,154	11,419	11,500	11,600	11,620	11,749	11,683	11,678	11,695
	合併処理浄化槽人口 J	6,140	6,505	6,888	7,172	7,406	7,552	7,785	7,868	7,957	8,082
	単独処理浄化槽人口 K	4,803	4,649	4,531	4,328	4,194	4,068	3,964	3,815	3,721	3,613
丹原地区	行政区域内人口 A=B+E	13,134	13,028	12,854	12,690	12,527	12,418	12,177	12,007	11,792	11,651
	非水洗化人口 B=C+D	4,451	4,231	3,925	3,725	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814
	計画収集人口 C	4,451	4,231	3,925	3,725	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	8,683	8,797	8,929	8,965	8,996	8,997	8,966	8,878	8,831	8,837
	公共下水道人口 F	3,053	3,136	3,227	3,296	3,363	3,369	3,392	3,362	3,418	3,482
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	5,630	5,661	5,702	5,669	5,633	5,628	5,574	5,516	5,413	5,355
	合併処理浄化槽人口 J	2,937	3,046	3,144	3,193	3,270	3,357	3,392	3,389	3,381	3,412
	単独処理浄化槽人口 K	2,693	2,615	2,558	2,476	2,363	2,271	2,182	2,127	2,032	1,943
小松地区	行政区域内人口 A=B+E	9,314	9,281	9,161	9,091	8,952	8,885	8,790	8,696	8,564	8,385
	非水洗化人口 B=C+D	2,872	2,762	2,577	2,491	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852
	計画収集人口 C	2,872	2,762	2,577	2,491	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	6,442	6,519	6,584	6,600	6,641	6,698	6,673	6,676	6,569	6,533
	公共下水道人口 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	6,442	6,519	6,584	6,600	6,641	6,698	6,673	6,676	6,569	6,533
	合併処理浄化槽人口 J	4,955	5,081	5,164	5,212	5,242	5,327	5,370	5,417	5,343	5,342
	単独処理浄化槽人口 K	1,487	1,438	1,420	1,388	1,399	1,371	1,303	1,259	1,226	1,191
西条市全体	行政区域内人口 A=B+E	115,076	114,747	114,003	113,127	112,363	111,799	111,194	110,236	109,235	108,654
	非水洗化人口 B=C+D	30,917	29,843	25,965	24,909	23,595	22,997	22,345	21,616	20,907	20,362
	計画収集人口 C	30,742	29,681	25,814	24,772	23,468	22,878	22,234	21,514	20,817	20,281
	自家処理人口 D	175	162	151	137	127	119	111	102	90	81
	水洗化人口 E=F+G+H+I	84,159	84,904	88,038	88,218	88,768	88,802	88,849	88,620	88,328	88,292
	公共下水道人口 F	51,473	51,931	54,786	55,026	55,671	55,836	57,986	58,045	59,564	60,661
	コミュニティ・プラント G	2,150	2,159	2,181	2,175	2,142	2,095	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,483	1,508	1,523	1,531	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	29,053	29,306	29,548	29,486	29,420	29,337	29,369	29,084	28,764	27,631
	合併処理浄化槽人口 J	17,418	18,121	18,705	19,047	19,375	19,637	20,023	20,117	20,096	19,314
	単独処理浄化槽人口 K	11,635	11,185	10,843	10,439	10,045	9,700	9,346	8,967	8,668	8,317

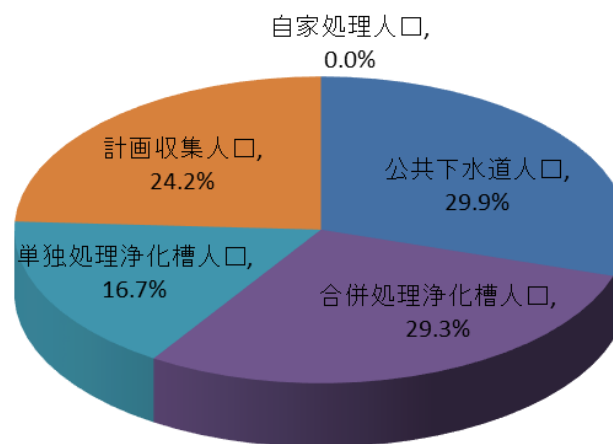
令和元年度西条地区 生活排水処理状況



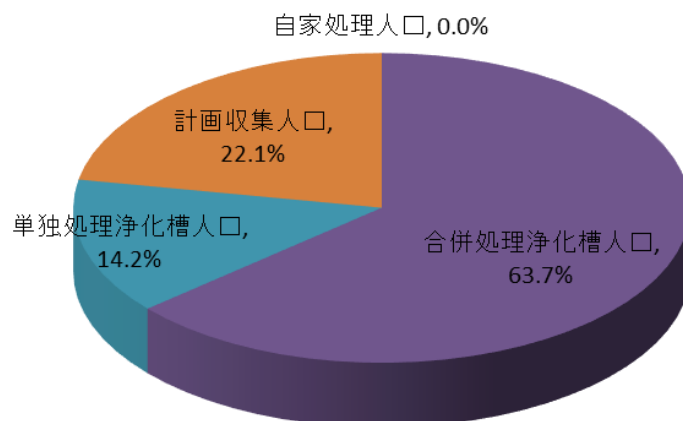
令和元年度東予地区 生活排水処理状況



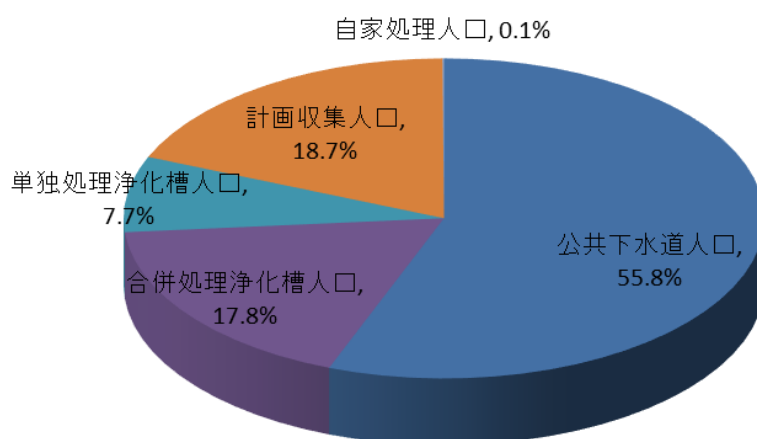
令和元年度丹原地区 生活排水処理状況



令和元年度小松地区 生活排水処理状況



令和元年度西条市全体 生活排水処理状況



令和元年度版 西条市環境報告書

令和 2 年 発行

発行 西条市環境部環境課・衛生課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164
電話 0897-56-5151（代）
E-mail kankyo@saijo-city.jp（環境課）
eisei@saijo-city.jp（衛生課）
